

[illegible]

○田口委員長 これより会議を開きます。

労働関係の基本施策に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。山田睦目君。

○山田(睦)委員 大臣におもに春闘のことについて御質問をいたしたいと思ひます。

十七日に公労協が中心となりまして、半日のストライキ宣言をいたしまして、異常なる決意で経済闘争である賃上げ闘争に立ち上がったのである。現行の状態をながめてまいりますと、このまま放置をいたしておきますと、きわめて重大なストライキが全国的に行なわれるという事態に立ち至つておるといふふうに判断をされますが、政府の労働行政の所管の大臣として、この事態をどのようにお考えになつておられるか、質問をいたしたいと思ひます。

○大橋国務大臣 十七日に予告をせられておりますストライキにつきましては、私は、きわめて遺憾だと存じます。何とかして労使双方の努力によつて重大なる結果を避けていただきたい、かように考えております。

○山田(睦)委員 非常に重大な事態であるのでこれを避けたいという大臣の御配慮であるように思われますが、ただ単に、観念的に、抽象的に、これを避けるということでは事態が円滑に処理されるものとは思われません。ストライキそのものが目的ではございませんし、明らかに五千円以上の大増賃上げという具体的な目標を持っておりますので、そういう具体的な目標にたえるという立場というものが必ず伴つていなくてはならないのでありますけれども、具体的な面について御所見があればお聞かせ願ひたいと思ひます。

○大橋国務大臣 なるほど組合側の要求は、五千円以上の大増賃上げ、これがこのストライキにまで訴えようという主たる目的であると承知いたしております。したがつて、私は、この問題につきまして、労使双方がいかにして解決の道を発見するか、十分に話し合いをされることを希望いたしておるわけでありまして。

○山田(睦)委員 大臣のおっしゃつておる事柄を、少し異なつた向きについて私たちは感じを受けるのであります。が、先般、本会議におきまして、社会党の多賀谷代議士の質問に対しまして、総理以下お答えになつたことばの節々には、政府の責任において、具体的な回答を示すような努力への期待といふものは、ほとんど見られずに、むしろきびしい弾圧ということについて多くのことばが費やされておりました。大臣も、十日からこの公労協のストライキに対して、どういふ具体的な政策を立てるかという点について、しばしば閣僚の中で御相談なさつておる向きが新聞に出ておるのでありますけれども、いまの大臣の御答弁とかなり食い違つて、問題を積極的に解決をするといふことよりか、かなり弾圧に向かつて幾つかの諸策を検討されておるといふふうに見受けられてならないのでありますけれども、その点はいかがでありますか。

○大橋国務大臣 ただいま政府といたしましては、これを回避するためのあらゆる努力を続けておるのでございまして、弾圧というふうな考え方でこれ

に対処いたしておるわけではございません。

○山田(睦)委員 回避するためにあらゆる努力を払つておられるということでありませうけれども、具体的にどのような御努力を払つておられるわけでありませうか。

○大橋国務大臣 御承知のとおり、この賃上げ問題につきましては、すでに二月に組合側の申請によりまして、現在公労委の調停手続が進行中でございまして、この調停手続の二月月という法定の期限も一両日中に到来するやうな情勢でございまして、私は、労使双方とも、こゝまでまいりました以上は、調停の結果を待ち、さらに対策を練つていくということが当然の態度ではなからうか、こう思ふのでございまして、かかるに、十七日のストライキが宣言をされておるのでございするから、このストライキは、理由のないストライキであるばかりでなく、公労法に違反したストライキでございするから、違法のストライキにはそれだけの法律上の結果を覚悟しなければならぬといふことを、十分に組合側に警告いたしたことは、私は、労働省として当然の職責ではなからうかと考えておるのでございまして、これは弾圧にはあらずして、むしろ、労働者の立場を保護するといふ上から申しまして当然ではなからうかと存じます。

○山田(睦)委員 賃上げの問題が二月の十七日に調停にかかりまして、ちょうど明後日、四月十六日が定められた二カ月というところになっております。きょう事情聴取が終わりまして、午後、会議に入られるといふふうは何つておりますけれども、大臣は、一般に

いわれておるように、この調停委員会に労働者が求めておるやうな期待にこたへ得る結論が出る、このように御判断の上、そういう立場でものをとおつておられるのかどうか、その点を聞きたいと思ひます。

○大橋国務大臣 私は、調停の結果をいまから予想するわけにはまいらないと思ひます。この調停を申請した組合としては、いづれにせよ、その申請に基づく調停の結果を待つというものは、条理上、当然ではなからうか。そして、不幸にして、その調停の結果が意に満たないという場合におきましては、さらに法律の定めておきます仲裁等の手続に進んでいくというのが、公労法の期待に沿うゆへんだ、そして、それが正しい労働運動のあり方だ、こう私は考えるのでございまして。

○山田(睦)委員 ストライキが予告をされております期日は、調停が終わりました翌日ということになるのであります。調停が労働者の期待にこたへ得るといふやうな結論を導き出すならば、私は、当然、十七日の行為は打ち消されていくものだと思いますが、あなたのおっしゃつておる違法、合法の問題について、私は、もつと角度を変えてお尋ねをいたしたいと思ひるのであります。

公労法が施行されましたのは昭和二十五年でございしますが、その公労法施行まで約三千年間にわたつて、いまの公共企業体等労働関係法の適用を受けておるそれぞれの組合は、憲法でいう労働三権、ストライキ権を含めた基本権を持つていたわけではございませう。それが御存じのように、公労法が施行されることによりまして、そうし

た基本の権利に大きな制約を受けました。そうして、調停、仲裁制度という第三者の機関によつて、労働者とあるいは経営者の双方の立場を拘束する仲裁制度に、こうした争ひの問題が移されていったのであります。このことは私が申し上げるまでもなく大臣非常にお詳しいことではございしますが、それならば昭和二十五年に第一回の調停仲裁措置がなされたときに、なぜ政府はこれを未実施になされたのか。それからずっと昭和三十一年までに基本的な賃金に関する調停仲裁は一度も実施されたことがなかつたわけですか。こうした事柄が、片側でストライキ権を奪つた代償の措置としてつくられた調停仲裁制度というものがきわめて一方的に労働者の権利というものを奪ひつづなにしておるといふ事実について、どうお考えになつておられますか。

○大橋国務大臣 公労法によりまして、仲裁制度の実施が予算上資金上不可能な内容を持つておる場合においては、国家の議決に従ふことが政府の責任に相なつておるのでございします。昭和三十年以前において国会の仲裁制度の内容と異なつた議決がございまして、それに政府が従つたことは当然だと思ひるのでございします。しかしながら山田委員も御承知のごとく昭和三十一年以来今日まで、すなわち現在の公労委発足以来今日までペースアップの問題につきましては政府は仲裁制度を毎回必ずそのとおり実施いたしてまいつておるわけではございします。今日においては、この長年の慣行というものが厳然として守られておるといふ事実が御留意をいたしたいと思ひるのであります。

○山田(社)委員 石田労働大臣になられた後、仲裁裁定については完全実施をすべきである、することが労働の争いをまとめていく仲裁機関の權威としてそれは尊重すべきであるという労働大臣の談話が出ました。三十二年以降仲裁というものが曲がりなりにも一応実施をされたことは私は認めます。それならば昭和二十五年から昭和三十一年までは実施をしなくてもなげよかつたのか。昭和三十一年以降は仲裁裁定を尊重し実施する。今日までそれを守ってきた。この間に大きな違ひがありますけれども、これについてどのようにあなたは御説明をなさるおつもりですか。

○大橋国務大臣 先ほど来申し上げましたごとく、国会におきまして仲裁裁定と異なる内容の議決があった以上は、政府としてはその国会の議決に従うことが公労法の精神になつておつたからでございます。その後国会におきましては異なる議決をするこゝとなく、むしろ政府といたしましては、予算上の措置を講じて、完全に仲裁を実施するといふしきたりに相なつてきておるわけでございます。私はかようなしきたりを守っていくことは労働政策として必要なまた正しいことであると考えております。

○山田(社)委員 私は今次春闘がこのように異常な高まりといわれるほど高まつてきておる背景には、昭和三十一年以前の仲裁裁定の不履行が多く、公労協の労働者の低賃金をもたらしておることに一つの背景があります。私たちはそれをいまだ一度あなたにお聞きしたいのでありますけれども、この仲裁裁定の未実施というのが

ILOのほうにも資料として出されておりますのをごらんになつたらわかると思ひますけれども、約四百五十億という金額が未実施になつておるのでございませう。これらの金額というものは、労働者にとつてはきつめて大切な生計を償つていく賃金の未払い部分であるといふふうに、労働者の人たちはみな理解をしておるのであります。こゝろしたところにあなたの方、ある意味ではかつてない言ひ分である国会の議決が経られなかつたといふことで逃げ去るのには、労働者にとつてあまりにも大きな損害であるといふふうにお考えにはなりませんか。

○大橋国務大臣 三十二年以降今日までたびたび公労委におきましては三公社五現業の職員の賃金について裁定を下しておるのでございます。これらの裁定といふものはそのときどきにおきます物価の状態、生活費の状態、また民間賃金の状態、そういうものを勘案して従来の賃金を是正するといふ趣旨でできておるものでございますから、私は昨年行なわれました裁定というものは、昨年の段階においてはそれで受当な額が定められるもの、かように考へておるのでございます。

○山田(社)委員 今日公労協の低賃金は、私が申し上げた事柄だけではなくて毎年毎年出されてまいります仲裁の裁定額があまりにも低いといふところに原因がありますので、これは後ほどお伺ひすることにいたしまして、公労協の労働者の諸君は、昭和二十五年に、仲裁裁定があれだけ期待したにもかかわらず踏みこたへられていた、そのことの抗議を込めまして、ストライキ権を奪つた代償として生まれた代償

機関である仲裁制度というものが、あまりにも政府の一方的な力によつて踏みこたへられていた、こゝろの気持ちに抗議をあらわすために、御存じのやうにハンガー・ストライキといふものを決行いたしております。それから二十九年まで公労協の労働者は、悪法であつても法は法であるといふ立場をとりながら、きつめて隠忍自重しながら仲裁裁定完全実施という立場で運動を組織してきております。しかしながらこのままこゝろの事態を推移していくならば、公労協に働く労働者と家族の生活権は守りきれないといふ立場で、昭和二十九年から仲裁裁定完全実施という職場闘争を起していくやうになつていったのであります。それから、昭和三十一年まで未実施仲裁を求めて労働者は職場大会を行つておる。そういう職場等があらためて処分の対象になり、今日まで公労協関係で公労法十七条違反として懲罰されたものは二百名をこえる数に及んでおります。そういう刑事事件として弾圧を受けたものは三百五十名をこえる数に及んでおります。企業内法で処罰をされましたのは優に百二十名をこえる数に及んでおります。こゝろの処罰に対する公労協の労働者の諸君は、みずから助け合ひをしなげら、お互いの立場を守り合つておられますけれども、これに要した費用は二百億をこえるといわれておるのであります。仲裁未実施によつて非常に多くの金額を労働者の損害としてまで裁定実施を求めて行動した労働者に対しては、そうした首切りをはじめ多くの処罰を与えておる。このことが今日、公労協の労働者がこのやうな決意をもつて立ち上がらなくてはな

らない原因を持つておるといふふうには大臣は考えになりませんか。

○大橋国務大臣 山田さんのお話は、十年前の政府の行き方がいわゆる仲裁の完全実施をやらなかつたといふ意味で正しくなかつたじゃないか、なるほど三十二年以降はそういう行き方は正められてきておるけれども、しかし昔やつたそれが今度のストライキの原因をなしておるのじゃないか、こゝろのふうなおつしやり方だと思ふのでございませうが、私は今度のストライキにつきては、あくまでも共闘委の声明どおり、さしあたりの賃上げの道具にこれが利用されておる、こゝろのやうに考へておるわけでございます。またそれが正しい解釈ではなからうか、こゝろ思ひます。

○山田(社)委員 今日まで公労協の労働者に低賃金をもたらしておる一つの要因は、全部ではありませんけれども、一つの側面をなしておることは、過去の仲裁裁定の未実施等がやはりその中にあるといふ立場だけは、大臣も御理解いただけたと思ひます。そういう過去の低賃金をもたらした仲裁制度の不信頼といふものが、やはり今日、公労協労働者の中にあることは間違ひないと思ひます。こゝろの不信感といふものが、片側で、完全実施を求めて行動すれば予想もしない大量処分、弾圧を受ける。こゝろのことでは組合の存立といふものも、財政的な面からも運動の面からもきつめて制限をされるという苦しい場面に今日の公労協労働者の諸君は立ち至つておるのではないか、そのやうに判断をされますが、大臣はそう思われませんか。

○大橋国務大臣 私は、公労委に対する不信感といふことは考えておりません。現に昨年の春闘のごときは、仲裁移行といふことによつて予告されたストが回避されたといふこともあるわけでございます。去年は信用できた公労委が、その後政府も公労委の仲裁裁定を完全実施してきており、それが今年になつて急に不信であるといふことは、私はこれは理論が立たないのじゃないか。何かその間に共闘委の作戦上の理由でもあれば格別でございますが、単なる不信感でこれを説明しようといふことは、私には理解できません。

○山田(社)委員 私が申し上げましたのは、今日の公労協といふものが過去の歴史の中でそういう体験を経ながら今日に到達しておるわけで、その過去の幾つかの事例の中に申し上げた不信感の要素がある。このことは當時、あなたではございませうでしたけれども、時の政府の責任者の方々が資金上予算上できないといふことで葬り去つていったところにも不信感があつたと思ふのです。こゝろの事例の一つの側面としてあるといふことをやはり認めないわけにはいかないのであらうといふ立場で申し上げておるわけでありませう。

そこで、いま五千万円以上の大幅を要求しております公労協の諸君が昨年までは調停、仲裁といふものを信頼しておつた、今年はその不信に思つておるということについては理解ができません。こゝろの立場で申されておるやうな、若干話を進めてまいりますが、三十六年には一〇%の仲裁の裁定が出ております。民間は平均が一三・六%でございますが、公労協は一〇%の賃上げでござい

ざいます。三十七年度は、民間は一〇・五%の賃上げで公労協は六%の賃上げでございます。三十八年は、民間は八・八%の引き上げで公労協は五・九%の引き上げでございます。これは基準内賃金に対する裁定として、特に三十八年は引き直して五・九%となっております。このようにして、物価の上昇のほうを見てまいりますと、昭和三十六年には七・三%、昭和三十七年には六・八%、昭和三十八年には六・七%、物価の上昇に追いつかないような賃金というものがこの中にやはりのあるものというふうには私たちが理解するのでありますけれども、その点についてはいかがですか。

○大橋国務大臣 たいま労働使間で問題になっております金額の点につきまして、労働省の立場でこれ申し上げることは避けるべきであるかもしれせんが、ただいま御質問になりました数字の点について、過去の数字についての説明をいたして誤解を避けたいと思います。

すなわち三十六年には民間のアップ率が二・三・六%、これに対して公労協は一〇%、三十七年には民間一〇・五%に対して公労協は六%、三十八年には民間八・八%に対して公労協は五・九%、かように仰せられました、これを比較されることは誤りであります、この民間のパーセンテージの中には定期昇給が含まれておるのであります。そうして公労協のこのパーセントの中には定期昇給が含まれておらないのでございます。したがって、三・八%ないし三・五%という定期昇給をこの公労協のパーセンテージに加

算せられたものをもって官民の比較を出していただきたいと存じます。

○山田(社)委員 私は賃金の上昇のカーブというものを伺いたしたのでありますけれども、物価はずっと上がつていく、しかし賃金のアップ率は数字で申しましたようにだんだん下がってきておる。労働者の生活はベースアップをされながらも、その苦しさを解除することができない。しかも生活様式がかなり変わってきて、最近ではテレビの視聴率は国民の七六%というほど普及いたしておるわけでありまして、だんだん生活様式が変わりまして、労働者の生活というものがこうした賃金の上昇ではよく家計をささえて得ない、こういう気持ちが大橋賃金引き上げというところになったというふうには理由書には明らかにされておられますけれども、その点についてはどのように大臣はお考えになりますか。

○大橋国務大臣 先ほど申し上げましたごとく、現在の段階におきまして、労働大臣の立場をいたしまして、この紛争の的になっております賃金の問題について発言をすることは差し控えておきたいと存じます。

○山田(社)委員 昭和三十六年度でございましたが、初めて公社と労働組合との間において団体交渉で千円の賃上げが出たことがございます。ところがこの二回の賃上げ闘争におきまして、昨年も今年も初任給の引き上げ、今年もほぼこれに類したような引き上げ、ならして五十五円をそこそここの賃上げの回答というものがそれぞれ公社からなされておりますけれども、労働組合と公社の団体交渉の尊重すべき一つの結論として、そういう金額の提示

がなされておるのでありますけれども、こういうことについて、大臣は懸命に団体交渉をしない、あるいは調停、仲裁委員会も労使の間でしっかりと団体交渉をしてほしい、こういう注文がいつの場合の理由書の中にも書かれておるのでありますけれども、こういうならして五十五円をそこそここの賃上げの回答というものが、今日の賃上げを要求する労働者に対するまじめな回答としてお受け取りになりますか。

○大橋国務大臣 私、この問題はいろいろな角度から考えてみたのでございしますが、公労法制定当時の予算のつくり方と、最近の予算のつくり方がだいぶ変わってきておられます。それは御承知のとおり、公労法制定当時におきましては、公社予算において、あるいは現業予算において、給与費の不足分に對して、他の費目から流用する道がある程度認められておったわけでございます。したがって賃金の交渉におきまして、公共企業体においては他の費用から流用できるものを調べ上げる、そうしてその財源の範囲内で賃上げの要求に對して回答をしていくという道が開けておったわけなのでございます。ところがそうしたことによりまして、財政当局としてははからざる大幅な賃上げに追い込まれるというふうなことを心配されたものと見えて、その後において、予算の編成の方針が変わりまして、予算総則に給与総額というものが明記されました。そうして他の費目から給与総額の不足分に対して流用してくるということが許されないように相なつてしまつた。そのために、公労法制定当時にはある程度団体交渉によつて賃金問題の折衝を進めることが

予算上道が開かれておつた。それが今日ではふさがれてしまつておるといふような事実があるのでございます。したがって、そういう予算編成になつております関係上、財政法上許された権限の範囲内において、賃上げ問題について公共企業体が組合と折衝する余地というものが非常に幅が狭くなつてきている。おそろしくいつの春國におきまして、組合を満足させるような回答を出すことは財政法上制限されてしまつておる、こういう状況であるのでございます。公労法がかなりなことを予想してあの制度をつくつたものと私は考えられないのであります。したがってこれにつきましては、予算の編成をあんばいするか、あるいはまた予算の現在の編成方針を守るとすれば、団体交渉は事実上非常に範囲が狭くなつてくるのでありますから、公労法については、何らかの賃上げの問題については、解決の別の方途を講ずるというふうな必要があるのではなからうか、かように私は考えておる次第でございます。

○山田(社)委員 公社の労働者の賃金をきめていく手続として、組合と公社とが団体交渉をしてまとまつたものを協定化し、その予算化を国会に求めるという手続の道が一つあります。これが団体交渉を行なう解決の手だてとして認められておるからこそ団体交渉を行なつておるのであります。ところがいまあなたがおっしゃつておるやうに、予算総則で給与総額が縛られておるから、事実上、団体交渉をしたって当事者能力を欠いてしまつたので無意味だということをおっしゃるのでありますけれども、それならば一体公労法

の精神をじゅうりんをしておるのはだれだろうということになるわけですが、しかしながら公労法のたてまえからいいますと、労働者の賃金決定については、労使双方が団体交渉を行ない、まとまつた事情について国会で議決を要する、こういう手続が厳然として片側では労働者の基本の団体交渉の問題として与えられておるわけではございませんで、この点については、あなたのおつしやるような答弁では直ちに解釈上受け取るわけにはまいらぬのですが、その点についてもと御答弁いただきたいと思ひます。

○大橋国務大臣 法律解釈としてはあなたの言われるとおりであります。しかしながら、事実上の団体交渉の幅というものが、昭和二十九年度の給与に関する特例法とか、あるいは予算の総則とか、こういうもので法律的に可能なるものが事実上縛られておるというところ、私は認めなければならぬと思ひるのでございます。かような事実をもととして、今後この公労法の運用をどうするかということは、これは労働省としては真剣に考えなければならぬ問題ではなからうかと思ひます。ことに、公共企業体ばかりでなく、幾多の公団等がございます。この公団等における団体交渉につきましては、給与に関する問題につきましては同様の問題があると考えております。

○山田(社)委員 法律的には団体交渉権がありますし、しかも労働運動の一番大切な賃金の問題については、団体交渉の対象としてここで解決の道を見つけていくという道筋は残されておる。しかしながら、事実上給与総額で縛られてしまつて、それは用を果たさ

ないものであるということになりますと、公社労働組合に關してはスト権も奪い、事実上賃金関係については団体交渉権すら奪われておるといふことに結果的になるじゃございませんか。一体こういうふうに公労法の精神をじゅうりんとした責任といふものはどこにあるのですか。これを明らかにしてください。

○大橋國務大臣 これは申すまでもなく、予算にいたしても法律にいたしても、政府だけでやったものではございません。国会の議決を経て正しく制定されたものであります。そして、公務員がスト権を奪われておる、しかも給与については団体交渉もなかなか思うようにいかぬとすれば、どうすればいいかということでございますが、スト権を奪われた代償として、御承知のように公労委という公正なる第三者機関が法律によって定められて、しかもその公労委の行ないました仲裁は、最近の慣行として必ずこれがそとで実施されるということによりまして、賃金の要求に關する労働者の立場といふものは十分に保護されておるわけでございます。このことは、スト権の制限といふことがILOにおいて問題に相なったことがございますが、ILOもその代償措置として公労委の制度があり、公労委の仲裁が完全に実施されておるといふ事実にかんがみまして、これは一般の労働慣行から見ても適当であるという判断をいたしておるような事実もあるわけでございます。

○山田(社)委員 どうも大臣、私わかないのでございますけれども、労働使が意見がまとまらずに争いが深まっ

ていく、その中で公労法では十七条で禁止をされておりますから、実力行使は云々といふことを言われておるわけですが、そういう場合には第三者の調停仲裁機関に移行する道が手続として残されておる。調停仲裁に移行する道筋は、賃金関係の団体交渉権が否認されておるから、こゝへ移行するといふことで調停仲裁制度ができておるのではないのです。公社の労働組合と公社とは賃金問題など労働条件に關する問題については団体交渉の対象となり、団体交渉でまとめ上げていくのが原則とされておるわけですが、にもかかわらず、その部分については事実上団体交渉というものは無意味になっておる。無意味になっておるから調停仲裁機関に移行したらいじやないか、こういうおっしゃり方というものは、私は公労法のいう精神を大臣は十分御理解なさっていないのではないかといいたい。もつと具体的にあなたの所信を述べていただきたい。

○大橋國務大臣 団体交渉の幅が狭くなっておるといふことを私は申したのであります。団体交渉といふものは、労働者側の要求に対して常に使用者側は完全に受諾する、すなわちイエスと言わなければならぬものではございません。ノーと言う自由があるわけでございます。したがって、団体交渉においてはノーと言われることがケースとして非常に多いといふことを言ったので、それを私は団体交渉において公社側が交渉に対して回答し得る余地は狭い、こういう表現をいたしたのであります。団体交渉を認めないというわけではございません。

○山田(社)委員 しかし、私はほかの労働条件等について団体交渉をしておる事実を承知しておりますから、それは別といたしまして、経済問題の中軸になっておる賃金問題については、法律上は団体交渉して、結論をつけて、国会に出して承認を求めるといふ手続がとられるようになっておるにかかわらず、当局、経営者が当事者能力を欠いておる。このことは事実上団体交渉の対象に賃金要求といふものがならないような結果を招くことになっておるのだけれども、その点については法律的矛盾をお感じになりませんか私は聞いておるわけです。

○大橋國務大臣 これは法律的の矛盾ではなくて、事実上の問題でございます。○山田(社)委員 予算総則の關係もその法律でありますし、公労法の關係も法律でございますし、これがそれぞれ異なった方向を指向している場合には全然用をなさないのである現状でございます。それらにきかれて労働使間の紛争を激化する条件になっておる。仲裁裁定も調停委員会も今日まで出ておりますあの理由書の中には、なげもつと労働使が団体交渉しないかといふことを再三にわたって書かれておる。そういうことをこの法律をまじめに実施をなさっておると理解をされま

す。調停委員会なり仲裁委員会の方々は、団体交渉の中で十分解決できるという立場を絶えず労働者に示される。あなたのような立場は示されていないわけですから、ここに労働者が団交権が、監視をされる、信頼できない、こういう気持ちを持ってくるという理由もあるこ

とについて、あなたも御理解をいたしたいと思ふわけでありませう。

そこで、私は今日のこの事態といふものはきわめて憂慮すべき事態であります。十六日には調停の段階も終わっていきまうので、十七日という事態を目前に控えて、調停委員会の結論がどう出るか、予測できないにいたして、この事態を円満に解決するためには何らかの具体策をお持ちではないだろうかといふことについてあなたの御意見を伺いたいと思ひます。

○大橋國務大臣 労働省といたしましては、先般来違法ストであるといふことを御承知ない方があつてはいけませんから、これは公労法によつて禁止されておるといふことを明らかにいたしましたし、またさような違法ストを敢行するといふことは、大幅な上げの要求を達成するといふ争議の目的から見ても決して合理的な手段ではないといふことを説得いたしておる次第でございます。

○山田(社)委員 おっしゃつておるとは前に述べられた繰り返してございませうが、私は、争議の違法性については裁判で争つておる事柄もございませうし、ここで公労法自体が憲法違反であるという立場について、あなたの御説明を求めようと思ひませうけれども、政府としてこうした緊急なる事態、国民に多くの御迷惑をかけるような事態に対して、行なおうとするストライキに対する違法性の追及なりそれを中心としたPRなりそういうものをなくして、政治の面でこれを解決をするという積極的な意思があるかどうかと

いうことをお伺いしておるわけでありませう。

○大橋國務大臣 この問題に對しましては、政府の中でも使用者側を代表いたします各省があるわけでございます。たとえば国鉄については運輸省、運輸省といたしましては国鉄の運行を円滑にし、これに障害を生じさせないようにする責任もあるわけでございますし、また使用者であるところの国鉄を監督いたしまして、争議の円満解決を指導していくという立場もあるわけでございます。したがって、これらの立場に立ちまして、各省ともそれぞれ最後の努力を續けておる次第でございます。

○山田(社)委員 そういう運輸省なりそれぞれの監督省がそれぞれの公社等に対して正常な業務が確保されるように、あるいは争議が円満に解決されるようにという立場でそれぞれ監督をするといふことについてはわかりませうけれども、事態がきわめて重大でございますし、政府並びに労働大臣として政治の面から、行政上の面から円満解決を積極的に行き出すような施策なり御努力といふものについて何か具体策をお持ちかどうか、こういう点についてお伺いしておるわけでありませう。

○大橋國務大臣 大体使用者側の態度を見ておりますと、使用者側は調停段階において具体的な賃金の引き上げの数字を示すといふことはどうも困難な状況にあるように思われるのでございませう。したがって、私はこの賃上げ問題の解決を急ぐといふことは結局仲裁の結果に待たざるを得ないのであるから、要求を出し、要求のすみやかなる

解決を願っておられる労働組合側としては、この段階においてその目的である賃上げ要求のすみやかな解決という道に到達し得る方法というものは仲裁をすみやかに求めるという手段ではなからうか、こう思っておるわけではございません。して御相談があれば、それが問題の解決の一番の早道であらうか、とこういふふうに感じておるわけでございます。

○山田(社)委員 国鉄総裁に俗に言う春闘賃上げの問題について少しお伺いしたいと思ひます。

国鉄労働組合も七千六百円の賃金要求を総裁のほうに提出をしまして、約四カ月前にわたりまして団体交渉いたしてまいりましたのでありますが、交渉が不調に終わり、調停委員会に調停の申請をするという運びになった経緯については十分御存じだと思いますが、十七日にはきわめて高い半日のストライキを行なうということも明らかにして積極的な賃上げに取り組んでおりますが、今日まで総裁としてはどういふ配慮をされて事態の円満なる解決に御努力なさったか、それらについてお話を伺いたいと思ひます。

○石田説明員 お答えいたします。四カ月前つたもんだでついにまとまらぬで結局労使打ち合わせの上、これをそれじゃ調停委員会に持ち込もうというところで調停委員会に持っていってわけです。われわれとしては調停委員会に持っていって仲裁規定に持っていって、結局そこでうまくまとまるのじゃないか。これは何もことしに限ったことではなく、去年においてもそうなんです。別に新機軸を打ち出したわけじゃない。だからしてすでに過去に

おいてしかり、今度も同じような線で組合のほうも承諾したので解決がつくんじゃないか、こういうことで実はまくらを高くしておつたところが、突然として爆弾が落つたことたよりによつてイキというふうなことは、実ははなはだ驚いたわけなんです。

○山田(社)委員 いまも労働大臣といろいろやりとりしておつたのでありますが、国鉄労働組合と団体交渉を賃金問題でやりなつたのか、それとも期間が短か過ぎてまとまらなかつたのか、それともまとまらずに調停に持っていってしまつたのか、どういふ態度で調停に臨まれたのか。

○石田説明員 こういう質問を山田さんから受けるのははなはだ心外です。何ともしよ、これは何もことしに限つたことじゃない。過去においても同じような筋道で解決したので、結局過去における筋道を通つて解決する、これで円満に解決がつくんじゃないか、こういうふうに私は考えておつた。実はこの間国労の代表者に会ひしたときに、私は同じようなことを申し上げた。実はこれでもううまく仲裁裁定へ持っていって解決がつくというところで安心しておつたところが、突然えらい大砲をぶち込まれたというところで、一体どういふわけなんだ、そうすると、とにかく政府は、いまの日本の状態にかんがみて、この裁定に対して何かしらんが干渉するような態度で実にけしからぬ、こういうふうなことで、その話から聞きますと、つまり今度のストというものは国鉄対組合の問題でなくて、組合対政府の問題だ、そ

のしりがきたのだ。われわれとしては実に迷惑千万だ。

○山田(社)委員 そこで、総裁としておつしやつておること、私ことばのやりとりとしてだけじゃなくて、いまの国鉄総裁としての当事者能力の中で、賃金問題について給与総則との関係でまとめ得る立場にない、言いかえると当事者能力がない、こういうことが今日の給与総則の法律上の解釈の中からは言えるわけなんです。それが国鉄の労使の間における賃金問題に関する団体交渉というものを手続的に押しやつて第三者機関に持っていって、ところが公労法八条には国鉄労働者の賃金問題、労働条件に関する問題、こうした事柄は団体交渉の対象として明らかにされておるわけなんです。去年の仲裁裁定書を見ても、兼子会長のほうからもっと労働使で団体交渉しなさい、なぜ団体交渉を十分しないのかというおしかりがあるの仲裁裁定書の中にも書かれておりますが、事実上団体交渉で幾ばくかの金額を総裁の権限で受給し得る能力があるのかないのか、この点についてひとつお答えをいただきますならば、政府と労働組合という関係についての結論が出そうに思ひますので、その点についてお答えいただきたいと思ひます。

○石田説明員 山田さんに申し上げますが、調停委員会に持っていってのは組合なんです。だからして、国鉄総裁は自己の権限内において解決しないでもって調停へ持ち込んだのは変じゃないか、こういうのが、持ち込んだのは組合だ、この点はどうぞ御認識を問われは、組合が持っていこうと言ふから

らよろしいということを持っていってわけでありませう。

○山田(社)委員 総裁、私が聞いておることが御理解願えなかつたかと思うのでありますが、決してお年寄りだとは思ひません。いまだで賃金紛争につきましましては労使双方が団体交渉の議事録確認をつけて、一方が持つていく場合でも片側も議事録確認を認め合つて持つていっておる。どっちが先に持つていった、どっちがあとに持つていったというところでたいへんな労使間の手続的な争ひをしたというところは、とさにごさいましたけれども、あまり例がないのです。今回の場合もそうだったと私は見てゐるのです。私はさういふどっちが持つていったかというのを聞いてゐるのではなくて、国鉄総裁としていまの給与総則で定められた予算の中で、これをこえて賃金の受給をする権限がありますかどうか、こういうことをお伺ひしておるわけでありませう。

○石田説明員 これはなかなかむずかしい問題です。御承知のとおり、国鉄は独立採算制のもとにありますので、バランスを破るということは相当に重大な問題であります。ところが国鉄の経理につきましましては、御承知のとおり、三十九年度における収入は、われわれの予算は約六千億であります。それを大蔵省がプラス二百億——はたしてこの二百億が実現できるかどうかかわからない。そうすると、われわれの計算でいけば、結局六千六百億収入があればけっこうだ。六千二百六十六億といううなことはむずかしいと思つております。そこへもつてきて七千六百円といううな膨大な要求をいれるというこ

とは、確かにもう収支が合わなくなつてくる。三十九年度の予算から見ますと、人件費、修繕費、それからそのほかに入つておるやつを入れますと、ちょうど三千億以上になると私は思ひます。これはたいへんなことです。三千六百億くらいになるのじゃないですか。今度の仲裁裁定がかりに普通にいきますと考へまして、そうすると全収入の五割以上というものが人件費に食われる、こういうことになる。これは国鉄総裁として独立採算のたてまえから経営していかなければならぬ私の責任上、この七千六百円をそのまま

ののみすることはとてもできるものではない。しかし私は国鉄の職員の給与というものは決して正当なものじゃないので、これは是正をするということでは実は大いに戦つておるわけでありませう。これには資金が要る。どこにその資金を求めるといふと、今度、来たる四十年年度の予算のときに大いに、あなた方反対に立つたか、賛成に立つたか知らぬけれども、ファイトしてこの資金を確保して、何とかいまの国鉄の職員の給与の格差を——格差というのは他の二公社に対する格差です。これをひとつ是正するようにつとめたい、こういうふうに考へておるのであります。

○山田(社)委員 要求した金額が高過ぎて国鉄の財政上それがむずかしいというところとか、あるいはそれがもしも財政上は可能であつたとしても、予算給与総額をこえて賃金の支給を行なう場合には、労働組合と総裁との間で何がしかの金額がまとまつて、その額が給与総額をこえる場合には、その協定書を持つて議会の承認を得て効力を発

するといふに手続上なつておるの
じやないでしょうか。

○石田説明員 これは予算に関する問
題でありまして、予算を超過する場合
においては、一応やはり大蔵省なりそ
の他政府の了解を得るということが必
要だといふことは御承知のとおりで
す。しかし三十九年度の予算において
は、私は三十八年度におけるごとく、
利益というものはないと思ふ。パー
パーといけば上々じゃないか、こうい
うことなんで、賃金の引き上げを思ひ
切つてやるといふようなことはすこぶ
る困難だ。そういうことで、ひとつ組
合のほうとしても、かすに時をもつて
して、四十年を見てもらいたい
と思ひます。

○山田(社)委員 そこであなたが
しゃつておられました、国鉄の労働者
の賃金は低い、それから二公社と比べ
てみて特別に低い部分については手直
しをしたい、こういうあなたの御意向
について、私たちやはりそれなりにあ
なたの意をくむことができるのであり
ますが、それをどのような方法で実現
なさうとしておりますか。

○石田説明員 これはまだ確定して
おることではないのですからして、私
だの考えから申しますれば、大体国鉄
の予算をつくるにつぎましては、これ
で五カ年計画とかいふようなものを
国鉄だけでつくつて、それを大蔵省へ
出す、議会へ出す、そうすると、必ず
それが削られるといふことははつきり
している。そこで削られない予算をつ
くるにはどうしたらいいか、まずこれが
問題だ。それには、大蔵省、建設省、
経済企画庁といふような、そういう関

係各省の代表者を集めて、それによ
つて委員会といふものをつくつて、そ
れによつて国鉄の計画を立てていこう、
といふことは、国鉄の計画には予算の裏
づけといふものがある程度までつけれ
ようにしたい、こういうことで、私は
国鉄総裁になると同時に、第二次五カ
年計画といふものは三十九年度で打ち
切つて、四十年からはそういう方針で
いこうといふようなことに進んでお
る。これがまず根本問題だ。その次
は、まず第一にどこにめどを置くかと
いふと、運賃です。私は運賃の引き上
げとは言わぬ、運賃の是正です。何と
なれば、いまの運賃は安過ぎる。とい
うことは、これはあなた方も責任があ
るかもしれぬ。過去において、国鉄が
請求したつて一向運賃を上げてくれ
ぬ。その結果は、昭和十一年をひと
と、ほかの物価などは三百五十倍も
三百六十倍もしている。新聞雑誌なん
か四百倍もしている。ところが国鉄の
運賃はどうですか、たつた百六十倍
だ。世界でこんな安い運賃はありはせ
ぬ。これを是正しなければいかぬ。運
賃の値上げとは言わぬ、是正と言ふ。
そうしてもう一つは公共負担。公共負
担といふのは、御承知のとおり通勤、
通学の問題、それから農産物に対する
特別の運賃、また新聞、雑誌に対する
特別運賃、これは政府の政策を国鉄の
犠牲においてやつてゐるわけなんで
す。天下にこんなところがあります
か。ありはせぬ。そこなんだ。これは
各国では通勤、通学に対して非常な割
引をやつてますよ。やつてゐるが、こ
れに対しては政府が必ずみんな補償し
てゐる。補償してゐないのは日本だけ
だ。これは山田さん、あなたなんかも

責任があるんじゃないですか。これは
是正しなければいけませんよ。まず運
賃の是正それから公共負担の是正。か
りに運賃収入が約五千五百億あるとし
て、二割上げれば千億、そして公
共負担は、三十八年は約七百億ぐら
いです。三十九年には約八百億ぐら
いになる。全部やるといふことは、こ
れはあまり急過ぎますから、そのうち
の一部分、半分やつてもまず四百億ぐ
らいになる。そうしてこれにさらに借
金をしていくといふことで給与の是正
もある程度までできる。それで国鉄は
独立採算でもつてやつていける。そ
うしてまた、もうかる幹線の輸送力を増
強することが出来る。ただ問題は、こ
こに山田さんに断つておくが、第
三・五カ年計画でやらなければならぬ
ことは過密ダイヤの解消です。過密
ダイヤといふのはどこにあるかとい
うものは東京近所です。東京近所
の過密ダイヤを解消するのに非常に金
がかかる。経済経費なんかいつたら問
題になる。あのお客さんはみんな入
割三分だとか九割三分の割引券を持
たんでしょ。これをどうするかとい
ふ、ここに非常なジレンマがあるので
すよ。だから、私は運賃の是正とか公
共負担の是正とか、なかなかいいこと
を言つていますが、一方にはそういう
大きなマイナスがあるので、いまだ
防衛線を張るわけじゃないけれども、
実際給与の是正といふものはなかなか
そう思ふようにはいかぬじゃないか、
こういうことを考えておるのです。

○山田(社)委員 多分に鉄道の経営政
策については政府の怠慢であるとい
ふことなんで、これは自民党の諸君、よ
くお聞きになつておいていただきた
い。
それはそれといたしまして、いわゆ
る過密ダイヤの問題です。運賃値上げ
の問題とか、公共負担の問題とか、
利子補給の問題とか、幾つか国鉄には
問題があるであらう。しかし、
いろいろ問題は運輸委員会等もござい
ますし、十分ひとつ専門の委員会御審
議いただいて、私たちとしても述べる
べき筋は明確に述べて、やはり国民の
国鉄にするという立場は十分持つてお
りますので、そういうことはそれとし
て、総裁はしばらく問題をやめて、
広い地域に持つていかれるのでありま
すが、私は来年や再来年の運賃の値上
げのことを言つてゐるのではない。当
面焦眉の急として十七日に好むと好ま
ざるとにかかわらず、ああした、かつ
たない巨大なストライキをかまえて、あ
なたのかわい部下である国鉄労働者
が、まさに懸命な力を注いで事態の解
決に当たつてゐるわけなんです。こ
のときにあなたのおつしやつておる、
あるいは低いところを埋め合せてや
りたいとか、あるいはいまの給与は低
過ぎる、もつと是正してやりたいとい
ふことが今日の問題なんです。今日の
問題としてあなたはこのをどのよう
に解決のための努力をなさうとしてお
るのか、その点を私はお伺ひしてお
るのでありますから、その点にしばつて
ひとつ御答弁をいただきたい。

○石田説明員 山田さんにお答
えいたします。
実はその点できのう調停委員会に、三
公社の給与といふものはこういう状
態になつてゐる、国鉄といふものは数
字的には一番多いようになつてゐるけ
れども、内容を考えるとみれば問題にな
らぬじゃないか。国鉄はとにかく男
子が九七%に対して女子が三%、電
公社なんといふものは男子七〇%対
して女子三〇%、たばこのほうもまた同
じようなものです。そうして労働時間が
長いし、一時割割りにすれば国鉄とい
うものははるかに安い、いかに不合理
であるか。いわんや仕事の性質から
いまでも国鉄人といふものは百人の人
がひとりといふ生命を捨ててゐるのだ、こ
ういふことをひとつ考へて、何とかこ
の不合理を是正してくだされといふこ
とをお願いしておる。これを山田さん
が希望するように、私は国鉄総裁とし
て権限を超越して、よろしい七千五百
円やるなんて言へば、それははなはだ
男になるかもしれぬが、そういうこと
はできない。(なぜそれをおやりにな
らなかつたかと呼ぶ者あり)それは、
お互ひに調停委員会持つていつて調停
委員会ひとつ解決してもらおう、こ
ういふことで合意の上で持つていつたの
であります。これはもうそれでいい
じゃないですか。調停委員の良識に待
つといふことが私は適当な策だと思
ふ。これを調停委員会持つていつたの
を、お前のほうは要らぬ、おれのほう
でかつてにやるといふことができません
か。これはではせぬです。

○山田(社)委員 総裁は私も尊敬して
おる総裁でございますし、非常に今日
の国鉄労働者の問題といふものを正し
く指摘なさつておるので、私も敬意を
表するわけなんです。しかし問題は、
総裁は評論家ではございません、国鉄
四十五万人の職員を預かつておる最高
の責任者でありますから、その責任者

くお聞きになつておいていただきた
い。
それはそれといたしまして、いわゆ
る過密ダイヤの問題です。運賃値上げ
の問題とか、公共負担の問題とか、
利子補給の問題とか、幾つか国鉄には
問題があるであらう。しかし、
いろいろ問題は運輸委員会等もござい
ますし、十分ひとつ専門の委員会御審
議いただいて、私たちとしても述べる
べき筋は明確に述べて、やはり国民の
国鉄にするという立場は十分持つてお
りますので、そういうことはそれとし
て、総裁はしばらく問題をやめて、
広い地域に持つていかれるのでありま
すが、私は来年や再来年の運賃の値上
げのことを言つてゐるのではない。当
面焦眉の急として十七日に好むと好ま
ざるとにかかわらず、ああした、かつ
たない巨大なストライキをかまえて、あ
なたのかわい部下である国鉄労働者
が、まさに懸命な力を注いで事態の解
決に当たつてゐるわけなんです。こ
のときにあなたのおつしやつておる、
あるいは低いところを埋め合せてや
りたいとか、あるいはいまの給与は低
過ぎる、もつと是正してやりたいとい
ふことが今日の問題なんです。今日の
問題としてあなたはこのをどのよう
に解決のための努力をなさうとしてお
るのか、その点を私はお伺ひしてお
るのでありますから、その点にしばつて
ひとつ御答弁をいただきたい。

の責任というものは、この問題を解決する最高の責任者であるという立場だけはひとつ十分これから御理解いただいて、問題はあなたと国鉄労働組合なり動力車労働組合その他の組合とが本来ならば解決すべき事案なのであります。にもかかわらず給与総額に縛られてみたり、それが当事者能力に影響したりしてきわめて労使間のまじめな団体交渉を妨げるような法律があるがゆえに、調停に持っていくたり仲裁に持っていくたりしなくちゃならないような事柄なのであります。そこで、十六日に調停が終わるのでありますけれども、十六日の調停の終わるこの時期判断の中で、事態を解決するために国鉄総裁としての最高の責任者の立場で、もう一歩踏み出して事態の解決を願うように御努力願うということについて、総裁のお気持ちはいかがでございますか。

○石田説明員 もしも合法的に私にできることがあればやりますよ。しかしいまの法律のもとにおいては、すでに労使の間でも同意して、むしろ組合のほうが率先して調停委員に持つていこう、よろしいということと同意した以上は、やはりその結果を見てやるということが合法的な方法である。私としては法を犯してやるということとはちよつとこれは国鉄総裁の責任においてではない。もしもいまのやり方が間違つておるといふのなら、これはあなた方が立法者であるから、かつてにひとつ直したらい。私もそれに従う。

○山田(耻)委員 総裁に重ねて要望いたしますけれども、事態はきわめて急を要しておりますし、しかもきわめて重大でございますので、十六日は調停の終わる日でございますが、十七日には予定されているストライキの行動というものがござります。きわめて期日も迫つておりますし、その間に総裁としておつしやつておる今日の緊急課題としての賃上げの問題等について、格段の御努力を払つていただくように、これはお願いであります。要望いたしておきたいと思ひます。

それからいまだ一点、労働組合、労働運動というものは、好むと好まざるにかかわらず、いわゆる争議行為をそれ自体が目的ではないことははっきりしておるものでありますけれども、やはり今日まで、過去幾つかの経緯の中で、解決のよりすみやかならん道を求めて争議行為に入つた場合がござります。今回もそういう事態に不幸にして立ち至りましたときには、やはり過去幾つか例がござりましたように、職場の中に警察官など司法権を持つておる人たちが争議に対して干渉をなさる、そういう事例がござります。今日幾つか裁判にもなつておるのでござりますが、そもそも鉄道用地内に警察官を呼び込んできますことは、その鉄道地域の責任者からの要請に基づいて出てくるものであります。今日幾つか言われておりますが、国鉄労働組合をはじめといひまして、ほとんどといつてもいいのでありますけれども、非常に多くの労働組合は、きわめて民主的に労働組合の何たるかを理解しておられます。警察官が要請されるということについては、労働運動の外にある傷害事件とか暴行とか、こういう事態が起こらなければそういう官憲というものを導入しないのが正常なあり方だと

理解されますけれども、今後の労使紛争の中で、もしもそういう争議行為自体が発生をいたしましたときには、総裁としては刑事事件、傷害事件が発生すると判断をされたとき以外には官憲を導入しないというふうな立場を踏襲なさるお気持ちかどうか、その点について伺ひたいと思ひます。

○石田説明員 山田さんにお答えしますが、問題は、つまりこういう争議が起こつたときに職員がちゃんと法というものを守つて、法にひつかからないようなことをしておればいいのです。過去においては信号所の不法占拠をしてみたり、あるいは線路にすわり込みをやつてみたりした。われわれはとにかく輸送というものを通常にやるといふ非常な責任を持つておるのです。それを不法にじゃまするがゆえに、これを排除するがために必要に応じては警官を引つぱつてこなければならぬ。結局その原因は、職員諸君がちゃんと行儀をよくして、そんな変なことをやりさえしなければいいのです。行儀が悪いからやらざるを得ないという、実にこれはやむを得ざることなんです。だからこの点は、われわれは何も好んで警官を引つぱつてきたりなんかするようなどことはしないのです。われわれは国鉄としての義務を尽くさんがため、やむを得ないからやる。涙をのんでやる。この点はひとつ山田さん、誤解のないようにしてもらいたい。われわれ何も好きで、行儀のいい者を引つぱつてきてどうしようとかこうしようというところは、絶対しはせぬ。それはちよつと、網を引こうとすると、ばかな魚のようにわざわざ網にひつかかってくるのだ。それがいかぬというのです。

○山田(耻)委員 総裁、こころはやはり国会の委員会でございますから、警察の張つた網に、ばかな魚である労働者がひつかかる、こういうふうなお気持ちで申されたのではないと思ひますけれども、これは御訂正いただかなくてはなりません。私はそういうことではなかつたと思ひますので、そのようにひとつ……

○石田説明員 ばかな魚なんということを申したことは、私はこれは取り消します。要するに、勢いに乗じて常軌をはなれたことをしないでください、お行儀をよくしてください、こういうことが私の希望するところでありまして、職員諸君に対してはばかなんということは、まことに相済みぬことであります。

○山田(耻)委員 今日日本の労働組合は、特にあなたが非常に信頼なさつておる国鉄労働組合は、秩序正しく労働運動をやつておるわけです。だから万々あなたに御懸念なさるような事態というものは私はないと思ふ。だから、どうか、いろいろな気持ちを先行させて、いやしくも、労働争議が発生したときに、官憲をそこに導入をされて、労働争議それ自体を押しつぶすというふうなことをないよう、十分ひとつ御配慮をいただきたいと思ひます。

それから、ILOの事務局のほうから、先般、これは昭和三十七年でござりますけれども、ILO条約が批准されない今日の段階といへども、労働争議に關して、警察官を導入して刑事事件を発生させたり、あるいは解雇したり、あるいは処罰をするということとは

やめてもらいたい、そういう警告が日本政府に来ておるはずでございます。そのようにだんだんと国際的な水準に日本の国も成長しておりますし、いろいろ国際的に、OECDなどなどにも参加をいたしております日本としては、少なくともそういう国際的な労働慣行を守つていくということもきわめて大切だと思つておるわけですから、特につけ加えて格段の御配慮をお願い申し上げておきたいと思ひます。

私の質問はこれで終わります。

○小林委員 関連して総裁にお尋ねいたしますけれども、総裁は先ほどの御答弁で、国鉄の経営が困難で資金の要求にも応じかねる理由として、公共性が多く、もつぱら政府が負担すべきものを国鉄が負担をしておる、運賃が安過ぎる、そういう二つのことで経営が困難におちいつておるのだ、この問題に対しては、ひとつこれから政府と戦つていくつもりであるというお話をされました。その点は私同感です。しかし、政府がそういう運賃を押えていく、あるいは公共性で当然政府が負担すべきものを国鉄に背負わせている、その矛盾がし寄せられてきていて、そこにいま一つ、いまの政府の国鉄に対するやり方の間違ひがあるのではないかと。そのいま一つの間違ひといふのは、先ほど山田さんが質問しているように、あなたは四十五万国鉄職員の最高の責任者です。その最高の責任者の地位にありながら、あなたはその職員の資金をみずから責任において上げる能力がない。政府の許可を得なければ上げられない。これは国鉄の総裁として十分に仕事をなし得ない第三の矛盾じゃないかと私は思ふのであ

りますが、いかがでありますか。私はこの問題を總裁として真剣に考えても、わなければならないと思ふ。一体なぜ調停に問題を持ち込んだのか。労使で持ち込んだその理由の根本には、いかにあなたに交渉をしても、あなたの責任において、あなたみずからが百円でも二百円でも国鉄の賃金を上げる権限をお持ちになっていないからじゃないか。事実上上げられない。上げようとするには、第三者の調停に持ち込んでいかなければならないというところに、私は現在の国鉄経営に対する總裁としての、政府から加えられた大きな矛盾があると思ふが、あなたのほうでは矛盾だとお考えになりませんか、お聞かせ願ひたい。

○石田説明員 これは非常にむずかしい問題であります。第一に、国鉄というものは独立採算制というものがあつて、それに縛られる。そして、予算というものがあつて、これは三井物産の経営をやるといふなかなか自由奔放にはいかぬ。ことに今度の組合の七千六百円なんという要求は、いまの予算の中ではとてもできない。予算というものに縛られておる。したがつて、これを乗り越える場合には、やはり政府の御承認を得なければならぬ。こういう規則があるのでありますからして、私がいかに勇気をふるうといへども、これを破るといふことは許されぬ。破るときには国鉄總裁をやめるといふときなんぞ、これは自分がしたくてもできないのだといふことを十分に御了承願ひたいと思ひます。

字になつたらどこから金を借りてきて経営されればよい。しかし、政府にひもをつけたれた独立採算というものがほんとうの独立採算と言へますか。その矛盾だ。ほんとうにあなたの責任におつてあなたが予算を組んで、賃金も自由に上げられるというのなら、それがほんとうの意味の独立採算制である。私はもつと言ひますけれども、公労法という法律に基づけば、ほんとうは、管理者であるあなたと、労働者の代表と、職員の代表とが話し合ひをして、ここで話がつかないなら、その話を協定として政府に出す決意をして、賃金の値上げという事になつてゐるのだけれども、最初は労使の間で話ができた。あなたの権限で最初は幾らも賃金の値上げをすることもできた。七千円上げられなくても、五千円上げられなくても、他の二公社に比較していまの国鉄の職員の賃金が低いとあなたが考えた場合には、千円でも二千円でも引き上げられるように法律のたまはえてきておる。ところが、予算総則に比較して国鉄の職員が安いならば、公労協までいかなくたつて、あなたの手でその低いところを直せるように法律のたまはえてきてゐる。それがだんだん政府に予算総則などというひもをつけれられて、その矛盾をあなた自身が感じながらも、あなたの手でそれを是正できないようにされてゐるのです。それが矛盾じゃないかと思ひます。その矛盾をあなたは考えにならなかつたのかというのです。しかも四十五万国鉄の最高責任者として、二公社や他の現業とこれだけのところがありまふといふ、そのでこぼこを感じながら、あなたはここへきて不平を言わなかつたやうな、公労委まで行つてその矛盾を訴えなければならぬといふことと自身が矛盾じゃないか。本来ならば、独立採算制で、あなたの手でその矛盾を直せるように法律はできてゐる。なぜそれをお直しにならないか。そこに矛盾をお感じにならないかと思ひます。

○石田説明員 独立採算ということについてちょっとあなたは誤解してゐるではないかと思ふのです。独立採算といふことは、要するに収支を合わせるということが独立採算である。私が自分のデイスクリプション、独断でもつて支払うべきものを支払うというのが独立採算ではない。その点は誤解のないように願ひたい。しかもこれは、ちゃんと法律で定まつておるわけだ。いまの賃金の支払いなんかに対して、ちゃんと予算がきまつておるのです。これはあなた方国会なり政府がつくつたものである。私自身がつくつたものではなかつた。このひもをつけたあつてぐあいが悪いなら、あなたがとつてくださつたらよい。自分が独自でできるやうにしてくだされば私としてもやるが、法律上はできない。しかもその法律を破るといふことは、私にはできない。

○小林委員 あなたに聞いていることは、いまも言うように、あなたは国鉄の總裁でありながら、他の二公社に比較して国鉄の職員の賃金が安い、でこぼこがあり過ぎる、そういうことを公労委で言つたり国会のこの場であなたが訴えていられる、そういうことと自身が矛盾だとお考えになりませんかと言つてゐるのです。もしそれがおかしくなければ、団体交渉をおやりになる権限は何もない。何のための總裁であるか。自分の独断で、自分の責任において百円でも二百円でも賃上げする権限がありませんか。そのないことの矛盾を考えないかといふのです。国会議員、国会議員と言わぬで、あなた自身總裁として矛盾をお考えになるならば、訴えたらよい。

○石田説明員 国鉄職員は他の二公社の職員に比べて給与が悪い、これを是正するといふことを合法的に、つまりやつてやらなければいかぬ、かつてにやるといふことは、これは法によつて許されないことである。私は、法にひつかかるのはいやである。だから、そういう意味において、合法的にやらんがためにまず調停委員会に出して、そうして、これを世論に訴えてやる、こういうようなことで進んでゐるのではありません。つまり、いまの法律のたまはえておいてこれが最善の方法ではないかといふのであります。

○小林委員 あなたは、そんなことをおっしゃるならば、賃金が安いから、国鉄の運営ができないから政府と戦うとか、政府が負担すべき公共の問題を、国鉄に責任を転嫁してゐるから困るとか、そんなことを言わぬでください。権限のないことも同じ問題である。賃金の問題に対して、あなたがおきめになつたのだ、私は法律を犯すのはいやだからと言つて、ちつとも熱意を示さない。経営の問題になつてくると、政府と戦わなければならぬ、あるいは公共性の問題で、政府の負担すべきものを国鉄が背負うのは矛盾があるからこつちも戦わなければならぬ、そういう問題が出てくるが、片方の人件費の問題になつてくると、私は法律に違反するのはいやだから法律を守りていきますなどと言つて、同じ国鉄の経営の問題と人件費の問題でものを考え方にでこぼこがあり過ぎる。公共性の問題を政府から背負わされてひもをつけられていて困難だから、これを打開するために熱意を持つといふなら、それと同じような熱意を賃金を上げるほうにも持ちなさい。

○石田説明員 私が運賃の是正の問題、公共負担の問題について政府と戦うといふことは、これを是正してもらふように政府に考えてもらふということなんです。それを少し強く言へば、つまりファイトするということになります。いまの賃金の問題にしたつて、ある意味においてファイトしてゐる。これも法律の許す範囲においてファイトしてゐるということなんです。運賃の問題、公共負担の問題でファイトすると同じような熱意をもつてファイトしてゐるつもりで、片方にうんと力を入れて片方はいいかげんにやるといふやうな、そんな無責任なことは決してしません。

○小林委員 あなたがそういう熱意をお持ちになつてゐるか、そこを私はお聞きしたかつたのです。国鉄の職員の賃金を上げるためにファイトを持つておやりになるといふ、そのことをお聞きしたかつた。けつこうです、大いに熱意を持つてやつてください。責任を持つて解決するように熱意を持つてやつてください。

関連ですから長くやりません。いま一つ聞きますけれども、毎日々々国鉄に事故が起きています。その事故の原因は運輸委員会や他の委員会で相当質

問したと思ひますし、関連で、重複しているから質問するのはやめませんが、その事故のために国鉄でやはりどれだけ一体赤字を出しているかという問題、同時に私は、国鉄で事故が起きているために国鉄の経営が赤字になったり、困難になっている多くの原因はそこにあるのじゃないか。なぜ一体、事故をなくす問題にもあなたは意を用いていないか。事故が起きている原因はどこにあるか。過密ダイヤとかいろいろ原因はあるだろうけれども、特に私が言いたいことは、国鉄当局は労働者に対する労働政策を誤っているからだ——

わがかりますか。第二組合をつくった、御用組合をつくった、あるいは選挙になったら経営者の中で、業務を休んで応援にいくような経営者もいる。内部はまるでためらめじやないですか。そういうことをあなたはお考えになっているか、私は聞きたかつたのです。国鉄の内部に暗い空気が出てきて、職員と職員で互いが疑い合うような原因が出てきたり、事故発生の原因になったり、国鉄の経営が困難になつてきたり、あるいは職員に対する給与を払えぬような赤字を出したりする根本的な原因は、そういうところにあると私は思ふ。そういう国鉄内部の運営の方法、管理者の管理のしかた、労働政策のまずさや弾圧が大きな原因をなしている。これが大きな事故の原因だとあなたはお考えになつたことがありますか。

○石田説明員 労働組合の問題については、実は私はしつろとでほんとうにわからぬ。しかしあなたがおっしゃる通りに、何も国労から第二国労をつくるというよりなことを私は故意に運動してやるということとは、絶対にやっておらぬ。これはある意味においては必然的にできたのじゃないかと私は思ふ。これは過去における成り行きは私はよく知りません。知りませんが、少なくとも私が国鉄総裁になつてから、国労というものをくずして第二国労をつくるのか、第三国労をつくるのかという問題は、絶対にそんなことはやっておられません。その点はどうぞひとつ誤解のないようにしていただきたい。

○小林委員 関連ですからやめますが、非常にいいことばです。これは国鉄総裁としてあなたのことばをすなおにそのままだういふいたします。しかし、あなたの前任者も、また、あなたの下で管理者や理事者の中には、現実においても第二組合を推進しているのがあるのです。職場の中に第一と第二と戦つて、暗い空気をつくらせる、事故発生の原因をつくらせている。あなたは神かけてやらぬとおっしゃるか、私はあなたの前に資料を提出いたします。ここはこういうことを専門にやる委員会ですから、私は全部資料を集めてあなたに解決をして、一体あなたの理事者やあなたの管理者が、実際どんなにまずい労働管理をやっているかというところをお見せいたしまして、それが国鉄のいかに大きな事故に関連をなしているかというところを私は申し上げておきたいと思ひます。

○田口委員長 午後一時三十分まで休憩をいたします。午後二時五十分再開。午後三時五十分休憩。午後四時五十分再開。午後五時三十分まで休憩をいたします。午後六時三十分まで休憩をいたします。午後七時三十分まで休憩をいたします。午後八時三十分まで休憩をいたします。午後九時三十分まで休憩をいたします。午後十時三十分まで休憩をいたします。午後十一時三十分まで休憩をいたします。午後十二時三十分まで休憩をいたします。午後一時三十分まで休憩をいたします。午後二時三十分まで休憩をいたします。午後三時三十分まで休憩をいたします。午後四時三十分まで休憩をいたします。午後五時三十分まで休憩をいたします。午後六時三十分まで休憩をいたします。午後七時三十分まで休憩をいたします。午後八時三十分まで休憩をいたします。午後九時三十分まで休憩をいたします。午後十時三十分まで休憩をいたします。午後十一時三十分まで休憩をいたします。午後十二時三十分まで休憩をいたします。

おいでになりますか。私は時間がありませんから、これは書面にして出したいだけだと思ふ。これだけの事故を出して、一方の労働者だけがしりとりと処分をしているが、職制や管理の中からは処分や、刑事責任者、行政責任者も出ないような例は世界の中でも日本の国鉄だけなんだ、私の調査するところでは、どうかひとつ教えていただきたい。これは書面でもいいです。

○田口委員長 午後一時三十分まで休憩をいたします。午後二時五十分再開。午後三時五十分休憩。午後四時五十分再開。午後五時三十分まで休憩をいたします。午後六時三十分まで休憩をいたします。午後七時三十分まで休憩をいたします。午後八時三十分まで休憩をいたします。午後九時三十分まで休憩をいたします。午後十時三十分まで休憩をいたします。午後十一時三十分まで休憩をいたします。午後十二時三十分まで休憩をいたします。

○大橋説明員 お答え申し上げます。現在公社の賃金引き上げ問題、ベアスアップの問題は、組合側の発意によりまして公労委に調停を提訴しております。これは御承知のとおりであります。公社も組合側の提訴の提案に賛成いたしました。提訴いたしました今日に至つておるのをごいいます。そこで教回の前者の陳述をこの委員会でも聞かれました、本日たまたまちょうどこの時刻に私のほうの関係者が委員会へ参つております。最後の陳述をやつておる現状でございます。なお、今日これからは私もまた別に委員会に呼ばれておりますので、どういふお話でありますか、実はまだ内容が存じませんが、そちらに何うことになつております。大体委員会としての最後の結論を出される時期も近づいておるのではないかと期待を私に持っております。この二日の間に適当な調停案というものが示されるのではないかと、かように私は期待しております。

○八木(昇)委員 どうも現在までのところ、少なくともマスコミ面その他で伝えられるところ等によりまして、公労委の調停の進行を非常に急いでいるけれども、十七日までは間に合わない公算が強いというふうに伝えられておるわけでありまして、そういうことでは非常にこれは遺憾なことであつて、少なくとも十七日の午前零時以前に一応の調停案は提示すべきものである、またそういう方向において総裁としても最後の追い込みの努力をされた、こういうふうにお考えになつておられると了解していいのでございませうか。

○大橋説明員 ただいま御指摘のとおり的心境でございます。○八木(昇)委員 その調停案が提示された結果、労使、政府がその調停案に對していかうな態度をとるかとは別といたしまして、ともかくもやはり十七日以前に調停案がどうしても提示をされるように、その線に沿つて最大限の御努力をただいまの御説明のとおりにいただきたいと思ひます。

そこで、時間があまりないさうでありますから、端的に二、三何ておきたいと思ひますが、総裁御自身としてはこの際やはり公社の労働者に対しては、その程度がどの程度になるかは別になつて、相当程度の賃上げは認めなければならぬというふうにお考えになつておられるかどうか。というのは、申すまでもなく、この一年間にも物価

第一類第七号 社会労働委員会第三十三号 昭和三十九年四月十四日

第一類第七号 社会労働委員会第三十三号 昭和三十九年四月十四日

第一類第七号 社会労働委員会第三十三号 昭和三十九年四月十四日

第一類第七号 社会労働委員会第三十三号 昭和三十九年四月十四日

が相当上がつておりますし、少なくとも物価上昇の分だけなりとも最小限度賃上げはやらなければならないと私どもは考えるわけでありまして、また、民間関係の企業におきましては、非常に少ないところでも二千円以上、多いところは四千円という賃上げがほとんど経営者から回答をされておるわけでありまして、そういう実情に照らしましても、電電公社の場合にも当然ある程度の賃金引き上げはすべきものであると総裁としてはお考えになっておられると思うのですが、その点いかがでございますでしょうか。

○大橋説明員 私、公社の従業員の待遇改善につきましては、常に改善をはかっていたかなければならぬということをお願いいたしております。合理的な理由の存する限り、公社の財政状態さえ許すならば、あらゆる機会においてなるべく改善することに努力をいたしたいと考えて今日までやってきておるつもりでございます。また、今年のベスアップの問題につきましては、昨年来組合との間にたびたび協議をいたしまして、結局公務員の給与の関係、また消費物価の関係、国民経済との関係、及び公社の財政状態等をあらゆる角度から総合的に判断いたしまして、御承知のような公社としての結論といえますか、六百円の初任給の引き上げ及びこれの調整に関する点を回答いたしましたわけでございます。これも組合側からいえばゼロ回答じゃないかというお話もありますけれども、私のほうからいえば、小なりといえども、ささやかながら一種の待遇改善をやったつもりでございます。

○八木(昇)委員 先ほどの御答弁は、まの御答弁とは少し矛盾すると思ふのでございます。というのは、先ほどの回答は、十七日までの間に公労委の調停委員会がおそらく調停案を提示するのではないかと思ふ。また、その方向において、できるだけ自分としても努力をするつもりであるというお答えでありました。ところが、今日まで調停委員会が調停案を提示しようという、ある程度公社当局の意向というか、意思というか、大体この程度くらいまでのベスアップならば、公社の当局側としてもこれはめめるのではないかと大体の判断がつけれられないために調停案を出せないわけですか。だとすれば、今日もなお依然としていまの初任給六百円引き上げ、事実上ほとんど賃上げゼロに近いという態度を保持したまま十七日までに至るといふことは、調停委員会に対して十七日の非常事態を避けるために、何とかここで具体案を出させるように働きかけていきたいとおっしゃったあなたの先ほどの御言明と相当食い違ふのではないかと、そういうふうに感ずるわけでございますが、いかがですか。

○大橋説明員 私は違ふとは考えていないのでございます。現在の私どもの財政状態の許す限りにおいては、現在回答しておる六百円程度のところは、まづ公社の現在としてはやむを得ない、決してこれでもっていいとは考えておりません。これは多々あります。弁士だけでなしにできるならもう少し色をつけ得るならつきたいという念願は持っておりますけれども、今日までの公社の財政状態その他のいろいろな問題から勘案いたしまして、私どもとしては一

応事務的にこの程度のことしか今日ではできないのではないかとというのが今日のまでの対案でございます。そこで、これに対して組合側は初め、私のほうで言うところの五千円のベスアップを要求しておるのではありませんが、五千円のベスアップを一つも要らないのです。つまり、その状態のまま調停委員会に持ち込まれたのですから、今日まで調停委員会において両方の意見を何回かお聞きくださって、今日が最後の私のほうの陳述をやっているわけでございます。この両者の意見を聞いて、適当な第三者としての公平な調停案が示されることと私は期待をいたしております。かように申し上げておるのであります。まして、先ほど申し上げたことと決して矛盾しないように考えております。

○八木(昇)委員 これは矛盾しないといふふうにおっしゃるのならば、ただいまの御答弁は大体どういふことに理解していいのでしょうか。現在までのところは六百円の初任給の引き上げ、あるいはそれ以上のことはできないと一応公式的には答えるを得ない。しかしながら、これでもってよいとは先ほどのおことばとおなり必ずしも考えていない。そこで、ここで調停委員会がある種の調停案を出されるならば、いまの六百円の初任給引き上げだけではいいとは考えていないのであるからして、いまここで電電公社の当局側として幾ら幾らならばよろしいとは言えないけれども、ある程度の、これ以上の引き上げはわれわれとしてものまざるを得ないだろうと考えている、そういうニュアンスが入っている、こういう意味でございますか。

○大橋説明員 ただいまいろいろのことばがございましたが、そのとおりと申し上げるわけにはまいりません。ことに一応はこの案を出したという意味のことは私は言わないつもりでございます。現在の状態においては、先ほど申し上げましたような案が、私どもとしてはやむを得ない案だ、さように考えておるのであります。しかしながら公平な第三者の調停に提訴しているわけですから、もしこの両者の意見を調べて、委員会として適当な調停案が示されれば、私どもとしてはやはりこの調停委員会の設置の精神に照らしまして、十分その精神を尊重して慎重に検討したい、かように考えておるわけでありまして。

○八木(昇)委員 非常に電電公社総裁としては苦慮しておられる。またいろいろ状況上きわめて腐心した今日のお姿であるとは見えるわけですが、そういうふうによりに普通労使の団交の当事者である当局側としては、これがかりに民間企業であるとするならば、電電公社の当局側は、それじゃ幾ら出しましよ、この程度くらいまではわれわれとしてはこの際何とかしましよ、こういう非常に機動的なある態度をもつて調停委員会にも臨むことができれば、また組合側に対しても臨むことができる。しかしいま御答弁になったよりなまことにもって微妙な態度の出方しかできないというのはいささかうわけなかな。これはもう御答弁をいただくまでもなく、世間では、公社に少なくとも労働者の賃金に関してはほとんど権限が与えられていない。対労働者側との間の交渉の当事者としての当事者能力がない。これは全部政府に

よってがんにがらめにうしろから握られておるからである。そういうわけであるからして、結局公社関係における労使関係というものは非常に不都合に便直状態になっていて、機動的にならなっている、世間ではそういうふうになっている。その点についてはどういふふうにお考えでございますか。もしそういふふうにお考えだとすれば、この際公社の総裁として、もつとわれわれに自主性を与えろというき然たる立場を政府に対してこの際勇気を持って表明するといふ気持ちはないかという点であります。

○大橋説明員 それは御存じのとおり公社は商社会社ではありません。したがって、公社としては公社法の規定によつて、公社の活動範囲というものは事前に限定されております。また、その予算も公社だけでかつてにつくられるものでありません。国の予算と同様毎年国会へ提出して国会の承認を得ておるわけですが、したがって予算以上の支出をやるというか、公社自体がかつてにできないことは御承知のとおりであります。なお給与その他につきましても、給与総額の制限とか、また流用その他についてのいろいろな制限がある。そういう一般会社のような自由潤達にかつてなまねができません。これは御存じのとおりであります。これは根本的に現在の公社制度の一つの行き方だと思つておるわけでありまして。

○八木(昇)委員 いま御答弁のとおりの実情で、まことに公社の総裁としてはこういう非常な事態を目前にすれば

するほど非常に苦慮しておられるだろうと思ふのであります。午前中に国鉄の總裁もこの席に出られたのでございしますが、ただいまのお答えの趣旨と大体同じような意向の表明があったわけでありまして、そこでこの際特にあつた二日間が非常に重要な時期であるのでございまして、国鉄の總裁、専売公社の總裁、それから電電公社の總裁と三者が十分に話し合ひをされて、そしてこの際政府にこの非常事態を何とか、実際に回避できるかできないかは別としても、回避するための誠意をわれわれの側として示したい。そのために現在予算で給与総額というものはつくられておるといふことではどうにもならないので、この際三總裁がそろつて政府と折衝をして、そしてここに何らかの具体的な賃上げについての数字をある程度明らかにできるようにしたい。そういうような心組みはないでしようか。私はぜひこの際、三公社当局においてそれくらいのことば——成功するしないは別として、ぜひやるべきじゃないかと私は思ふのであります。その点についてお答えをいただきたいと思ひます。

○大橋説明員 ただいまの御意見は御意見として私、十分承つておきますが、はたして三者と協議をして、さうな提案をすることがいかに悪いかという点については、いさ少しく考えてみたいと思つております。ただ、現在の状態におきましては、十七日以前に適當な調停案が示されて、これについてわれわれが考慮する余地があるかないかといふことを私どもも考へておる程度でございます。

○八木(昇)委員 それでは、時間がありませんから、最後に一点だけ念を押して聞いておきたいのですが、總裁としては十七日以前に具体的な調停案が出る。これはまた必ず出させる、そういう確信を大体お持ちだといふふうですが、それはもう一度繰り返して聞きますが、そういうふうには大体思つておられると考へていいのでございしますか。

○大橋説明員 私は先ほど申し上げましたように、適當な調停案が出されることを期待しているといふことを申し上げましたので、出させるなんといふ、そういう大それたことは申さなかつてもいいと思ひます。

○八木(昇)委員 やはりそれはぜひともそういう調停案が出るようにもう一歩、せつかくそこまで前を向いておられるのですから、半歩くらい踏み出しておられるのですから、それをもう半歩踏み出して、ぜひ調停案が一応出るように、そういう姿勢で最後の努力をしていただくようにお願いしたいわけでありまして、以上で、一応總裁への質問を終わりたいと思ひます。

続いて労働大臣に伺いたいと思ひます。

午前中の山田委員の質問に対する御答弁を聞いております。これは労働大臣の答弁としては、きわめて事態解決についての熱意が不足しており、非常に消極的だといふ印象を私は持たざるを得なかつたのであります。というのは同じ政府の各省であります。特に労働省の場合は、大臣のとられる態度としては、午前中お答えのような態度では私はいかにぬのじやないかと実は思つております。というの

取り締まりのための行政機関というわけじゃないのであります。なるほど一部取り締まる面もございしようけれども、しかし本来的には労働者を守るための各種の行政的な任務を果たすこと、それが主たる任務であるところの省だ、行政官庁だ、こういうふうには私は考へるわけですが、そういう観点から考へますと、午前中の大臣の答弁から受け取りますと、われわれの印象としては、きわめて不十分だと私は考へるわけでございます。そこで、先ほど電電公社の總裁にも伺つたのですが、ともかくこれだけの非常事態が目前にきておる。このときにあたつて、ともかくもいま三公社や五現業に対して六百円の初任給引き上げで事実上はほとんど賃上げは認めないといふようなことで、この春闘の事態を結局それで乗り切れるのは当然考へになつていないと思ふのです。いずれどういふ形でも、ある程度の賃上げは政府としてやるべきを得ない、またそうすべきだ、特に労働大臣としては考へておる。おそろく現在予算の許す範囲内

なつておると思ふのです。その点間違いないかどうか、それから何つておきたいと思ひます。

○大橋國務大臣 私は今度のストライキの問題は賃上げに対する理事者側の回答のいかん、これが中心になつておると思ふのであります。この争議のさなかにおきまして、労働大臣として賃上げの幅がいかにあるべきかといふことを申し上げることは立場上いかにかと存じますので、これだけはお許しをいただきたいと思ふのでございします。ただ実際上言ひ得ることは、だんだんと春闘も進行いたしてまいりました、ある程度春闘相場というものが固まりつつあるようでございますから、おのずから労使間で賃上げの幅についての見当もついてくる時期があるのじやなからうか、こう思ひます。ただし現在まで労使間の折衝の経過を觀察いたしてまいりました私として感じますところは、なるほど公社側においては六百円の初任給だけでこの春闘の問題が解決できると思つていないことは、これは軒並みにそのとおりであらうと思ひます。

さて、それでは世間の春闘相場もある程度見当がついてまいつたので、それにならつた賃上げの額を公社のほうでは提示したいといふ気持ちも十分にあるだらうと思ひます。ただ御承知のような現在の制度のもとにおきましては、公社の予算あるいは現業の予算などは非常に人件費が窮乏にでき上がつておりますので、この予算の範囲内において処理していかなければならぬといふ公社の仕事のやり方といたしましては、春闘の賃上げに対してはなし得る回答の幅というものは非常に限られておる。おそろく現在予算の許す範囲内の額では、この労使間の問題の解決は見込みなしと判断するのが当然だらうと思ふのでございします。したがつて私の観測によりまして、各公社といふものは賃上げに対して回答は出したこととは出したが、しかし出すことができない。これ以上は公労法の定められております仲裁手続に移行して、仲裁裁定によつて公労法が賃上げの具体的な額を示してもらいたい、その段階において初めて予算についての措置が政府内部において取り上げられるだらう、したがつて私は現在労使間の実情を見まして、現在の段階においては、こ

の問題の解決は調停段階では無理である。どうしてもこれは仲裁手続によらなければならぬといふふうな印象を受けておる次第でございます。

○八木(昇)委員 ただいまの大臣のお答へと、先ほどの電電公社總裁のお答へでは、気持ちの上ではたいぶん開きがありますね。これは公社總裁はかわい自分のところの労働者がどうにもならすして十七日実力行使に突入しようとしておる、しかも確かに賃上げは相当程度しなければならぬ。

〔委員長退席、小沢(辰)委員長代り着席〕

この事態を前にして、何とかここで調停案を具体的に示して、そしてここまでは調停委員会が賃上げをしろと言つても、われわれとしてはそれは受諾したい、だから十七日の実力行使は待て、こういうことになる。何とかしたいという気持ちで電電公社の總裁の場合にはあらわれておる。ですけれども、政府の態度というものは、いまのお答へでは、いろいろな事情もございまして十七日までの間には何ともこれ以上手はございしません、結局十七日の実力行使は組合のほうがおやりになるならおやりになつてもいい方ございしません、そのかわり処罰は断固としていたします、結局問題の解決はその後仲裁裁定で解決する以外にありませんといふ突っぱねた政府側の態度である。しかも、労働者の生活を守るべき立場にある労働省の大臣としてその態度である、こうとしか理解できません、それでいいかどうか。

○大橋國務大臣 これはとんでもないおことばでございまして、私は残念ながら現在までの調停の経過等から見

て、調停でこの問題が解決できるとは考えられない。したがって仲裁の段階に入らなければ問題解決の糸口は見出せないだろう、こういうことを申し上げただけであります。そこで残る問題は、労使双方とも国家の大事な公益事業を円滑に運行するという、国民に対する重責を負っておられる方々のみでございいますから、この国民に対する自己の立場というものを十分認識され、かつまた問題解決の方途としては結局のところ仲裁以外にはないのだというところを十分に認識されたならば、そこに道が開けてくるのではなからうか。すなわち労使双方はその使命を全うして、そしてこの十七日の不幸なるストライキを回避し問題を一日もすみやかに解決しよう、こういうお気持ちになりましただけならば当然問題を仲裁に移すということをお考えになるべきでなからうかと思うのでございますが、私は労使双方に対しては、現在ではそういうことをお考えになるべき段階ではなからうかというのをいま申し上げておる次第なのでございまして、それに対しては、まず労使双方の国民に対する立場というものを双方とも土合にされまして、この問題を円満に解決し、国民に迷惑をかけないでこの問題を解決しよう、こうお考えになりましただけならば、当然労使双方とも早急の機会においてこの問題を仲裁に移すという最後の残された手だてについて御相談があつて当然ではないか、こう思うのでございまして、その場合におきまして、私にも御協力申し上げる余地がございましたらばできるだけの御協力を惜しむ考えはございませ

○八木(昇)委員 大臣のただいまのお答えは、仲裁段階に入つたならば政府としても具体的な誠意を示して、また労働大臣として働けるだけの働きはしたい、こういうお話でございまして、出さなければ済まぬのですから、どうせ出さぬのならタイミングがありまして、早くやつたらいいことは当然でございまして、それを情勢判断が政府としては少し甘過ぎるのじゃないですか。もし十七日を通り越した場合には事態はどういうふうに進展していくであらうかということを一応当然描いておられると思う。もし十七日、結局それ以前に事態の回避の話し合いがつかずに、それも十七日以前の間にこまめでは出さしめようというある程度の誠意を示されて、なおかつ労働者がそれを納得せず十七日の実行行使に突入したというのならばまだしも、そうではなくて十七日までの間には何ら具体的な誠意のある態度が出ないまま十七日の実行行使に突入した、そのあとの事態はどうなるか。労働者はもうみんな人間ですから、聖人君子ばかりじゃありません。むしろほんとうにたたき上げてきた労働者はそんな気のきいた教養は身につけておりませんから、非常に感情が高ぶってくる、これに対して各実行行使の現場では警官隊が大量出動する、現場では鉄道公安官とのいろいろな紛争が起こる、そして政府は十七日の実行行使に対して大上段から振りかぶって、各種の労働者には弾圧とそれが受け取れるけれども、そういう弾圧措置に出た、こうなつた場合に、はたして円満にこの仲裁でさつと事がいくというように必ずしも考えられない。仲裁委員会にいつたつて、そ

のとき労働者のほうが非常に憤激の状態にあれば、たとえ、その仲裁委員会に労働者側の委員がもし出席しなかつたとしてもどうです。仲裁委員会そのものが成立しないでしょう。これはたまたまの例で一つ言つたのです。が、政府としては何ら誠意のある出方をしないまま十七日の実行行使に入つてしまつた、非常に労働者は興奮状態が続く、しかも国会ではILO八十七号条約の問題がいよいよ本番に入つておる。しかも八十七号条約というものは、その精神として、もう一切がつつてを公共企業であるという理由をもつてそこに働く全部の労働者から罷免権を奪うというところはよろしくないというILO当局の見解です。根本的にはどういふ解釈です。そして八十七号条約が批准される以前においてもやはりこの八十七号条約の精神といふものは十分尊重されていかなければならぬという見解をとつておる。そのILO問題が国会ではいよいよ山場にかかつておる。こういうことになつた場合に、そんなにまことに形式的、通り一べんに、仲裁裁定で解決すべきものであるなどということでは円満に事が進むとお思ひですか。非常に判断が甘いと思ひます。

○大橋国務大臣 どうも問題の考え方の根本が多少食い違ひがあるのじゃないかと思ひます。というのは、私は、仲裁に移行しなければこの問題はストライキをやつても何をやつても結局において解決しない性質のものじゃないか、そうすれば組合が賃上げの要求をかちとるためには仲裁以外に方法はない、こういう事実を認識すべきだし、また使用者側においてもこの問題の結論は仲裁定が出なければ話にならぬという事情を認識すべきだということを申し上げたのであります。そこで、これと十七日のストとの関係でございまして、私はストがあつたとならうと、いま申し上げたことは、これは解決の道としてはそのほかには考えられないというのでございまして、から、ストをほんとうに労使双方とも避けたいとまじめにお考えになるならば、いま私の申し上げた唯一の解決の道はこれであるということをお頭に置いてスト回避の道を講じていただかなければならぬ。すなわち、十七日以前において労使双方が御相談になつて、お互いにストをやつてみたところで賃上げが一銭でもこれ以上出でくつる気持がいらないのだから、したがつてこの場合においてはひとつ賃上げの回答が具体的に期待できるところの仲裁手続に早く持つていくというじゃないか、この仲裁手続に持つていくには何か、この仲裁手続に持つていくには何か、ストをやる必要はないのですから、仲裁に持つていくということをお互に双方がその気になられたならば、おのずからストは回避されるのじゃないか、こういふことを私は申し上げたのでございまして、これはスト回避にはほかに方法はない、これだけだということをお互に十分認識され、そしてそのことを土台にして、労使双方がストはできるだけ回避すべきものだと思ひます。えになつておるはずでございまして、から、その心がまえを前提にして私の申し上げたことを十分に認識されれば道はおのずから開けてくるであらう、こういふことを申し上げたのであります。

○八木(昇)委員 それは確かに大臣が言われる大臣のお考えと私の考えは食い違つております。食い違つていますが、それは私は正しい道を行つておるけれども、大臣のほうも少し間違つた道を行つておるから食い違ひののだと思ひます。というのは、行政官庁といふものは法を忠実に行政上実施していく、そういう役目を持つておるわけでしょう。そうすれば、現在の公労法というもののに基づいて忠実にやつていかなければいかぬはずで、この公労法には、こういう公社関係のいろいろな賃金紛争等の問題については第一にあつておる、第二に調停でしよ、そうしてそれでも片づかなかつた場合に仲裁裁定、こうなつておるわけですから、最悪の場合が第三で、最悪の場合が第三で解決する。そうすれば、いま調停の段階に入つておる、調停の段階は調停の段階として最大の努力をやらなければ、あなた、どうしますか。頭から、いま、それは仲裁までいかなければ解決はしないものだとなつておるでしよ、そう、きめつけておられるでしよ、そうじゃありませんか。きめつけておられる。ところが公労法の中にはちゃんと書いてある。そして調停というものは、調停申請があつてから二カ月の間に何らかの調停に達するようにやるように、ちゃんと基本原則としておる。なつておる。二カ月の間に終わつてしまふとは書いていない。しかし二カ月間を経過してもなおかつ解決しない場合には、労使の一方やその他の申し出で仲裁に持ち込むことができる、こう書いてあるといふことは、ともかくこの二カ月間の間に調停委員会として最

大限の調停の役割りを果たせるということを書いてあるわけです。そうすれば、労働者側のむかひのまなひかは別として、ここに具体的な調停案を出すか、あるいはこのぐらゐでならばわれわれとしては賃上げをしたいという具体的な提案をこの調停段階でどうしてやらないか。この調停段階でものと片づき、十七日のストが回避されること一番望ましいわけでしょう。

それをどうしてやらないか。調停委員会としても、また三公社の当局としても何とかこの段階で思つておるけれどもそれができないのは、政府がうしろから逆の方向でつたをたたいっているからです。でありますから、ここで政府が、先ほどのお答えのように、いま具体的な金額を出して、これだけのペースアップならば政府は認めましようということは、それはあるいは政府のいまの事情からいへば言えないかも知れないけれども、しかしある程度具体的な金額ある態度、そういうものはどういふ形でか、ほのめかせるはずです。公社と政府との間の当事者間だけであつてもよろしいし、あるいは非公式に政府と調停委員会との間に個人の関係でほのめかしてもよろしいし、対外的に公然と出さないまでも、やろうと思へば、その気になればできないわけはないわけです。そうして調停段階においても、いよいよ十七日の実行行使を目前にしてこまごまの誠意を示してこれで解決しようというわれわれの熱意だということをして示さないのですか。先ほどの大臣の御答弁は答弁になっていないと思ひますから、もう一度答えてください。

○大橋国務大臣 金額を示せというのが御質問の中心点だろうと思ひます……。

○八木(昇)委員 いや、公然と示せと言つていませんよ。

○大橋国務大臣 それは公然とでなくともよろしいけれども、以心伝心ぐらゐで、ある程度はつきりさせられないかというところでしようが、はつきりさせる役目は使用者としての政府だと思ひます。私は、第三者である労働大臣がそんな金額についてこれこれ干渉すべき事柄の性質ではない、こう思ふのです。そこで、使用者たる政府を代表する国務大臣に對しまして、私は労働大臣としての立場からいろいろ様子を聞いております。現在の情勢では、先ほど申し上げましたごとく、各公社は嚴重に予算のワケに縛られておる關係上、各大臣も、予算が成立しておる現状において予算のワケを越えた金額を、以心伝心にしても伝へるということではできない、こういう氣持を持つておられるようであります。そしておそろくそういうことでは、予算のワケ内で示せる金額ということになります。これは問題の解決には役立たない数字になるのではなからうか。そうすると、いずれにしても今日この段階において使用者としての政府に對して具体的な数字をある程度示させることは無理だ、私はこういうふうな判断をいたしておるわけでありま。しかしおそろく使用者としての政府は、それじゃこの春闘を六百萬以上一銭も出さずに済ます氣かという、おのずから春闘相場というものもある程度で上がったきつ々つある状況でございまして、あれだけで済むと考へておる

とは思われませんか。ただその金額が政府の側からはどうしても示されないだらう、そこで公労委の仲裁によつて具体的な金額が示されるということになれば、その段階において政府としてはこれを尊重して予算的な措置を講ずる氣持ちは十分にある、こう私は判断をいたしておるわけでございます。したがつて、そういう前提のもとにこの問題の解決を急ぐとすれば、できるだけ早く仲裁手続に移行させ、そして仲裁裁定をできるだけ早く出してもらふ、これが争議の最終的な解決を促進する道だ、こう思ふのでございまして、そこで労使双方におかれましては、かような事態であるということ認識され、国民に對して負うておられる重大な使命というものを考えになつたならば、この十七日の争議を避けるためには、十七日以前において、労使双方が合意いたしましたならば仲裁手続に移行できるということになつておるのでございまして、仲裁に一日も早く切りかえをなさることが問題の解決をすみやかならしめるゆゑんではなからうか、こういうのであります。そして、これはいま申しましたごとく調停期間中でございまして、片一方だけがその氣になつても公労委では取り上げられませんが、したがつて労使双方の意見が一致しなければいけません。そこで、どちらかそつと氣になられたい方が相手に話して、相手が承知しない場合には私も相手と説得して同意させよう、にできるだけの御協力はいたしまして、こういう氣持でおるわけでございます。

○八木(昇)委員 ただいまの御答弁では非常に不満足でございまして、労働大臣として大蔵大臣あたりといつて話し合ひはした、しかしその大蔵大臣は、現在の段階で具体的な数字を示さずして、どうして労働者側のめをよるな数字は示し得ないであらう、だから示さない、結局仲裁へ持ち込まざるを得ないといふ大蔵大臣の考え方、このやうであるからやむを得ない、ことばのあやをうまく取りつくりうかとは別として、簡単に言へばそういうことでございまして、それでは私は了承ができません。それは、いまのような考え方は、それは、調停案であれば政府はけります。しかし仲裁裁定であれば、法の命ずるところに従わなければならないと従ひますと云つては、その同じです。裏を返して言へばそういう意味です。しかし、仲裁裁定へ問題をもち込むといふのは最悪の万やむを得ざる場合の手段でございまして、しかも、いまや調停の期限切れの十七日には世間を衝動せしむるやうな、そのことのよしあしは別として、戦後最大といわれるやうな実行行使が行なわれようとしてゐるわけですから、とすると、少なくとも調停の二カ月の期限の切れ、最終日の十六日までには何らかの調停案を出させるやうな方向に、やはり最大限の努力をすべきが政府の責任でございまして、それはもうとてむすかしそつとだから放棄せざるを得ないという態度でございまして、調停案でもしめるやうなものであれば、当然政府はのむべく検討すべきものだと思はれるのでございしますが、もう調停案じゃどうしようもないという態度かどうか。

○大橋国務大臣 まず調停が十七日以前に出るといふことは、公労委のスケジュールの關係から見まして困難ではないかといふのが私の判断の一つです……。

○八木(昇)委員 電電公社總裁は全力をあげて努力すると言つてゐる。

○大橋国務大臣 努力はされておりますけれども、しかしいろいろな公労委自体のスケジュールから見まして、どうも十七日以前に調停案を提示するといふことは困難だと私は見ておるわけでございます。したがつて、十七日以前に何とかスト回避の方途を講ずるといふことになれば、必ず具体的な数字が数日間に出てくるところの仲裁手続、そして、それは労使双方に對し拘束力のある最終的な決定でありますところの仲裁裁定、これに結びついておる仲裁手続に移るといふことが、スト回避の唯一の道じゃないか。これは法律の理屈を申しておるのじゃございませ。事實上いろいろな資金的な問題、あるいは政府内部の事情、また先ほど御質問の中で、大蔵大臣がどう言つてゐるから、それでしかたがないといふこと、といふことでございまして、大蔵大臣がどう言つてゐるというので、法律的に具体的な金額を公社の代表者が調停委員会に持ち出すといふことが困難な事情でございまして、こういうことが各方面の情勢を総合して判断いたしました、先ほど申し上げましたやうな方法以外に解決の道はないように思ふのが私の意見でございまして、これは決して冷淡に

たしておるというのではなく、ずいぶん親切にいろいろな面を考えてみました。が、どうもこの方法以外には解決の道が発見できないというのが私の現在の気持ちでございます。

○古利委員　ちよつと関連して、大臣の考え方をお尋ねをしておきますが、まず、仲裁委員会に移行をしたほうがいいではないかという点を強調されておりますけれども、大臣はそれでは仲裁委員会を出される裁定、こういったものについて現在関係する労働者が仲裁委員会というものをほんとうに信頼して、これに従わなければならないというような気持ちになっておるかどうかという点について、どのようにお考えになっておりますか。

○大橋國務大臣 昨年の春閣の際におきましては、組合側はぜひ問題を早く仲裁委員会に持ち込みたい。しかし、政府側が不同意だという状況であるために、仲裁委員会に持ち込まずに困つておる。そこで労働大臣として、政府関係機関の当局者を説得して、ぜひ組合側の主張する仲裁委員会に持ち込むことについて賛成をさせてもらいたい、こういう切なる御依頼がございます、私も政府部内の各関係当局にお話をいたしまして、仲裁委員会に持ち込むことに政府側が同意するように運びました。これによりまして、問題は仲裁委員会に移つて、昨年の春閣ではストライキが回避されたという実績があるわけでございます、私は、昨年信頼された同じメンバーの構成であります。今日の公労委の仲裁手続というもの、ことしになって急に突然に信頼を得られがなくなつておるという理由を承知いたしております。

○古村委員　もとより労働運動でもございますから、さらにこれに関連をしまして、政府の態度等も非公式ながら新聞報道に発表になったりしておる、こういう状態でございますから、去年と同じ時

点でこの問題をながめるわけにはいかないと思います。私は、根本的に問題があると思うのは、公労法がきめておるところの仲裁委員会の裁定というものの対して、何回かの裁定が出ておりますけれども、しかし非常に膨大な資金を要するというような裁定については、ほとんどこれが完全に実施をされていないという従来の経緯があるわけです。

なるほど昭和三十三年以降、公労委の委員選出の変更以来、仲裁裁定は完全に実施されてきている。しかしながら、事べースの問題、非常に多額の資金を要するような問題等については、三十二年以前の事柄から見しても、一般の關係する労働者は裁定というよりなものについて信頼感を持ち得ない、こういう気持ちに私はなっております。その点は実に公労法の持つ根本的な欠陥であると私は思います。

いま大臣は、仲裁裁定が出たならば、勞使双方を拘束するのであるから、それを早く出してもらったほうがいい、こういう話でございますけれども、しかしそれといえども、資金上予算上の制約がある場合には、国会の云々ということになつておるのでありますから、諸外国の第三者機関のような、そういうものではないということが、実は公労法上の大きな問題となつて、ILOの舞台でも議論をされておることについては、すでに大臣も承知をされ

ておると思うのです。私は、そういう点から見ても、いま十七日のこのストライキの状況を前にして、政府が何をなさなければならぬのかということについては、いままで八木委員のほうか

らもいろいろお話がございましたが、まず何としても公労法の持つておる根本的な矛盾、こういうものについて政府が再検討をするということが一つの方法であらうと思います。

さらに、次のことについてお尋ねを
しておきますけれども、先ほど大臣の
答弁の中で、すでに予算もきまつてし
まつておる、したがって主務大臣が額
をさせと言われても示し得ない状況に

ある、たから仲裁委員会に移行するしかないというお話がありました。私は、労使関係の中で、このくらいでたゞらめな話はないと思うのです。国鉄の總裁にせよ電電公社の總裁にせよ、当事者能力というものを失つておる。こゝういふ、いわば労使対等の交渉の相手である一方の人が、団体交渉としてどうするといふ当事者能力を失つておる、こゝういふところに問題がある。しかも、大臣もそれを肯定されるのかのごとく、今日の事態においては主務大臣

といへども額を明示し得ない、こういう状態なのというお話がありました。こういうふうになってまいりますと、これまで公労法の持つておる非常に大きな穴陥というものが明瞭になってきておるというふうに考えます。したがって、そういう点についても、公労法というのは、労働者の基本的な権利について、非常に制約を加えておる。しかも第三者機関を含めて解決しようとしても、これもまた完全な解決方策ではない。こういうふうに現在の公

労法が多く欠陥を持つておるといふ
ふりに思ふのでありますけれども、そ
の点は一体どうかということが一つで
あります。

それからいま一つは、関連ですから

端的にお尋ねをしますけれども、大臣は仲裁委員会、仲裁委員会というお話をしておりますけれども、それでは大臣としては職権仲裁を申請するということのような意向はお持ちになっておるのかどうかです。この点もあわせてこの機会にお尋ねをしておきたいと思っております。

○大橋国務大臣　まず公労委の仲裁の実施の実績の問題でございます。公労委制度ができて以来、公労委の行ないます仲裁裁定は、政府は必ず実施をいたしてまいっておりますのであります。公労委成立以前においては、お話しのごとく、国会の議決によつてこれを修正して実施いたしました実例もございますが、最近におきましては、もう多年の慣行として、昭和三十二年以来、公労委の仲裁裁定は文字どおり実行されてまいっておりますから、この段階において公労委の仲裁が実行されないのではないかと、いうよう

なことを問題にして、このストライキという重大な不幸を避ける方法を思つてはならない、こう思うのであります。

それから、公労法の規定そのものが矛盾ではないかというお話でございしますが、なるほど公労法に規定してございます当事者、ことに三公社五現業は、団体交渉についての当事者能力がはたして完全に備わっているといえるかどうか、この点につきましては、いろいろ財政法、会計法などの制約がござ

ざいますために、団体交渉、ことに金額に關係ある団体交渉についての回答の範囲が非常に狭く、制約を受けておるといふことは、事実であります。しかし、これは事実問題でありまして、

法律問題ではございません。ことに、今日十七日に差し追つたストライキの不事をいかにして避けるかという差し追つた現在の段階において、公労法が適當であるかどうかというような議論をしておる時期ではなく、公労法のこの規定によって避ける以外に道がないといはしましたならば、私は、公労法の議論をいたすことはしばらくおいて、とにかくこの方法によつて妥結への道を切り開いていくということが、さしあたってとるべき方途ではないか、かように考える次第でございます。

○小沢(辰)委員長代理 吉村君に申し上げますが、関連ですからもう八木委員に渡してください。——じゃ、簡単に願います。

○吉村委員 委員長からのそういう要望でございますし、しかも関連ですから簡単にしますけれども、私は、なるほど四月十七日のこのストライキは差し迫った問題ではございます。しかしこの事態というものが起こってくる最大の原因というものは何かというならば、何といつてもそれは公労法自体が持つておる矛盾、公労法に対して関係の労働者が、この法律を信頼するに足らないという気持ちを持つておるというところに根本的な問題があると思ふのです。昭和三十二年以降、仲裁裁定は完全に実施しましたという答弁をされておる。私もそれは否定をいたしません。しかしながら、昭和三十二年に

この公共企業体等労働関係法に基づくところの労働委員の選出方法というものが変わつたということも事実でしよう。この労働委員の選出方法について、労働者側の意思に基づいた労働者委員というものがどうもなかなか非常に出るに難い。これはまたそれ以降の選出されたところの額、こういうものについてはどうも政府の意向というよりなものが入った裁定が出る。ですから、公益委員の選出等につきましても、ややもすると政府の高級官僚であつた人たちが、政府の意向に基づいたところの裁定が出る、そういうようなことが非常に危惧をされておつて、そうしてこの仲裁裁定というものが出たとしても、非常にわれわれとしては信頼することができないという労働者の意向というものがびまんしておるというところ。に根本的な問題があると思ひますので、そういう点について検討して、重要な点であるというふうに考へて申し上げたわけでございませうけれども、それを今日のこの事象についてだけやろうとしても、これは容易に解決し得ないではないか、このように考へます。

それから、最後に私がお尋ねをしましたところの職権仲裁への移行の問題については、大臣としてはどのような意向でおられるのか、それをひとつ答へてもらいたいと思ひます。

○大橋国務大臣 答へ漏れがございましてまことに失礼いたしました。職権仲裁の問題につきましては、本会議でお答え申し上げましたごとく、政府といたしましては、事柄の性質上労働大臣の職権を発動すべき問題ではない、こう思ふのであります。それというのは、このストライキを避けなければならぬというのには、まず関係ある労使双方が、国民に対する自己の職責として当然第一番に考へるべき立場にあるわけでございますから、私はその立場にあられる方々の立場を尊重いたしまして、あくまでも関係労使の自主的な話し合いによつてこの仲裁裁定への道を開いていただくことがこの場合正しいことである、そしてこの不法に宣言されたストライキを避ける方法として、労働大臣の職権を発動するということは、これは筋の通らない話である、こう考へますので、あくまでも当事者の意思によつて仲裁への道を開いていただく、こう思つております。

○八木(昇)委員 いまの御答へはまことに虫のいい、かつてな話です。といふのは、先ほど来のおの大臣の御答へと非常に態度が矛盾しておると思ひます。この公共企業体関係の賃上げ問題というのは、いろいろ各般の事情からがらみがある、なつておつて、どつちみち仲裁でしか解決しないと思つておる、それが、それを御答へになつたのです、それはならばそのように、この労使の当事者はいま直接交渉をや、それからこの調停の段階、いまいよいよ最終的な段階に入つて努力しておるのですけれども、政府はどつちみち仲裁でしか片づかぬと初めから考へておる。そうすると、その調停委員会が調停を開始してからでも二三月、その間全く放置しておいて、しかも政府はみづから公労法三十三条第一項第五号に基

づいて仲裁の請求をして、前向きに十七日の非常事態を積極的に回避すべきみづから持つておる法律上の権利に基づいて積極的に仲裁に持ち込む、十七日以前にでも持ち込むといふことはやらない、これは矛盾してありませんか。私はそれは矛盾だと思ひますが、その点をお答えいただきたい。

○大橋国務大臣 私は矛盾とは思ひません。当然のことだと思ひます。労働省というものは労働関係全般を管理いたしておるのだから、問題のストライキというものはこれは当事者間の問題でございませう。そういうストライキを避けなければならぬというのは、労働大臣が避けなければならぬのじゃなく、当事者双方がストライキを避けなければならぬ、私はそれがいまの考え方の根本だと思ひます。自分らがストライキをやつていけば労働大臣が何とかしてくれらる、こういうふうな態度は私は労働のあり方として決して認められべきものではない。あくまでも自分らのまいた種は自分らで責任をもつて刈り取つて国民に一切迷惑をかけるのだ、こういう考へでもつて私はこの問題の解決に進んでいただきたい、こう思ふのでございまして、またそういう心がまえであることが国民の支持を得て、この賃上げの問題について国民の同情と支持をかりとるゆゑに、かように確信をしておるのであります。

○八木(昇)委員 それは御答へですね。そうすると、大蔵大臣は公労法第三十三条の第五号を否定するとおっしゃるのですか。そうでしやう。いまの御答へはこの労使当事者間の問題を労働大臣のほうから仲裁裁定へ持ち込むなどということはすべきものではないと考へるというお答えでしやう。それならば公労法第三十三条には「委員会が、次の場合に仲裁を行なう。」その第五号に「主務大臣が委員会に仲裁の請求をしたとき。」すなわち当然問題が非常に緊急で、事態が非常に重大で、これはやりが必要だと思ふときに、労働大臣が仲裁の申請をすることをこの法は命じておるのです。ですから、なるほどいまやるべきかどうかといふことについては、それはいろいろ見解の違ひはあるでしやう。でございませうけれども、全面的に、原則的に労使の問題であつて、労働大臣が仲裁へ持ち込むなどといふことはよろしくない、そういうお答えです、いかんせん先ほど来からの答へによつて、いやどつちみちこの問題は初めから仲裁でないと解決しないものと考へておられますといふながら、しかもそういう態度といふものは全く矛盾を起してゐます。もう一度お答えいただきたい。

○大橋国務大臣 私は労使双方の態度から見て、この問題は仲裁でなければ解決しないのだらうというふうに見ておりますことはただいま御指摘のとおりでございませう。そうして労使双方が団体交渉から調停に入られた。そうしてその調停の期間がもうじき切れようとしておる。したがつて期間が切れればもう一両日うちに当事者どちらかの申請で仲裁に持ち込める状態にあるわけでございます。ただ問題はその期間の切れるとたんに十七日のストがある、そこで何とかならないかといふのが問題だと思ふのでございませうが、私はこのストによつて労働大臣が職権を発動するかどうかということ

を考へることは、労使の正しい慣行を育て上げる上からいつてもよろしくな

すが、今後も情勢によっていろいろと公社側の考え方を申し上げまして連絡をとってまいりたいと考えておるようなわけでありませう。

○小沢(慶)委員長代理 八木委員に申し上げますが、だいたい約束の時間が経過しておりますから、ひとつ結論に入らせていただきます。

○八木(昇)委員 専売公社の方にもっとお伺いしたいのですが、やむを得ませんので終わりますが、ただ一つ要望したい点は、いまの第二の点であります。これはやはりいすれ近日中に調停委員会も調停案を出さなければならぬというふうな状態になっておるわけでありませう。それをほんの二日か三日か四日おくらせるかどうかによって、十七日のあの事態というものの峠を越してしまふわけですね。そうなりますと、やはり専売公社内においても実力行使が行なわれるし、それによって公社当局としては処分ということをやらざるを得ないし、いすれにしてもそういうことは当局側にとつても好ましい状態ではないことは明らかでありますから、公式、非公式を問わず、あるいは有形無形あるいは陰に陽に、どういふ形にしろ、さらにでき得べくんばこの十七日以前に一つの調停案が出る方向において努力をお願いしたいと思います。

最後に、労働大臣に伺いたいと思いますが、労働法というもののについての考え方でございます。これはおそろく社会労働委員会では何度か繰返し論議をされた事柄であらうと思つてございませうけれども、事あらためてのようでありませうが、特に労働に関する法律というものは一般の法律と意味が少

し違ふと思つております。それはいわば規範的な意味だけで労働関係の法は解釈してはいけない。やはりこれは一種の社会制度という観点から見るときではないか。そういう点から言いますと、公共企業に従事しているからという理由をもつて、一切がつかないスト権を剝奪しておるというふうな点について、現在の日本の憲法下において相当無理があるということが言えると思つておる。同じくそういう公共企業に働いておるといふことも、たとえはイギリスなんかの例を見ますと、そういう国有鉄道の労働者に対しても全部スト権を与えておる。しかしこれは非常に公共性が強いという意味で、ストライキのときでも緊急輸送を政府が必

要な場合にはやらせ得るといふ部分を残しておる。こういう形をとつて非常に配慮してあるわけですね。日本の場合でも昭和二十三年ごろまでは、たとえば公務員の場合でも公務員であるからというので十一年から十三年にどういふ仕事をしている公務員からも全部スト権を剝奪するということは正しくないといふことで、少なくとも現業機関の公務員についてはストライキ権を認める、こういう態度をとられてきておつたわけなんです。そういう点からいって、今日公共企業体の労働者であるといふゆゑをもつて、一切がつかない根こそぎ全員からスト権を剝奪しておるというこのあり方というものは相当の無理がある。しかも労働関係の法というものは、法そのものの解釈のしかたというものが、他の法律とは少し異ならなければならないという観点を、どうしても労働大臣としては考えておいていただかなければならぬのではないかと、私

は実はそういうふうに考えておるようなわけでございます。

そこで、たとえばストライキ権という問題一つを考えてみましても、戦争前にだつてずいぶんストライキは行なわれた。戦争前においては公然と労働者がストライキをする権利というものが法律で認められていたわけじゃない。しかし実際にはやむにやまれず労働者が生活を向上させるためにはストライキに訴えざるを得なかつた。であるからして公然とストライキ権というものが法律で認められていくともストライキをやつたからといって、即それを直ちに違反行為として片端からしよつ引いて処罰したというところは戦前においてはなかつたはずなんです。でありますから、結局労働法といふものがそういう性格のものである。そういう点から考へるならば、今度の十七日に行なわれるものといふいわゆる実力行使といわれるものについて、これは政府としていまのようないたけだか、しかも型にはまつたような紋切り型の法解釈をもつて断固として処罰処罰——この間の本会議のように入ればかり出てくる大臣が断固として処罰をいたしますというふうなことであつてはならぬ。少なくともそういう考え方が労働省の主管大臣にあって、やはりそういう線において労働大臣としても今後動かさなければならぬといふ点が私の伺いたい点です。

もう一点は、したがいましてもしそういうような十七日の実力行使が行なわれた場合でも、こゝでたとへば型どおり大量解雇をやつたという場合に、いよいよILOの今後の問題が国会でどうなつていくかわかりませんが、と

もかく九月にはILOから調査団が来ようという、これに対しては政府も調査団が来ることは拒めない事情である。そういうときに日本の公共企業体においてはたいへんな混乱が続いておる。しかも大量解雇相次いでおる。それでさらに紛争が続いておるといふ状態に対して、政府はどうおこたえになるつもりであるか、その点についてもお考えを承つておきたい。以上二点です。

○大橋國務大臣 公労法上の違法ストライキといふことを言つておりますが、その違法という観念は公労法として独特の面があると思つております。すなわち、公労法には御承知のとおり罰則のない法律でございます。ましてストライキはしてはならない、こうありますけれども、そのストライキをした場合に、それが直ちに犯罪として刑事処分には付せられないというふうな性格のものでございませう。ただしこれはならない。これに違反した場合の法律効果といふことは、労働組合法上の、いわゆる労働組合の正当なる行為として、刑事罰に対して免責が認められておる。そういう恩典もなしに、また行政上の懲戒——行政罰と申します。これはいふゆる懲戒処分でございます。懲戒処分を受けることはあり得るのだ。したがつて「解雇されるもの」といふ。こういうふうに書いてあるのをごさいます。ストライキそのものが直ちに犯罪行為として処分されるわけではございませう。ただ刑事罰に対する免責条項の適用が阻却されますので、その結果ストライキによって他の犯罪に該当するやうな結果を生じた場合に、鉄道営業法なり、あるいは電信電話法

なり、郵便法なり、そういう罰条が適用になる、こういうふうな意味でございませうから、違法と申しまして、これは犯罪をやるというふうな意味の違法とは、そこにニュアンスの相違がある、こう思つておるのであります。そういう趣旨であります。

○小沢(慶)委員長代理 関連を許します。吉川兼光君。関連質問ですから、時間もありませんから、ひとつ簡単にお願いをいたします。

○吉川(兼)委員 労働大臣にお尋ねいたしますが、実は春闘の問題が委員会でも議題になりましたら、正式な発言をちょうだいして、民社党代表の角度から御質問したかつたのであります。時間がなかつたのでやむを得ず関連質問になつたのであります。この点委員長においても十分御了解願いたいのであります。

「小沢(慶)委員長代理退席、委員長着席」

春闘についてというテーマであります。すでに問題は四月十七日に行なわれようとしておりますストライキに集約してきたのでありますから、それに時間もないので、私もできるだけその点に問題をしばつてお尋ね申し上げます。

もちろん公共企業体関係の労働者の春闘は、四月十七日のストライキを宣言しておる、いわゆる公労協ばかりではありませう。そのほか違法のストライキには反対し、あくまでも民主的な労働運動のたてまえに立つて、合理的かつ合法的に賃金の大引き上げの要求を掲げて戦つております同盟会系の公共企業体関係の労働者の組合、すなわち全官公といふものの組織があ

ることをまず申し上げておきたいと思
います。この二つの組合の要求ないし
闘争の方法はもちろん必ずしも一致し
たしてはおりません。しかしながら今
日の段階になりました場合には私は要
求の内容そのものよりは、やはり四月
十七日に予定されております平日ス
トライキの問題に質問を集中せざるを
得ないと思つております。何となれ
ば、もしこれが実行されました場合
に、国民のこうむる公的、私的の不利
益はきわめて大なるものがあるからで
ございませう。何としても、これは回避
できるものであれば回避しなければなら
ない。これはわれわれ革新派におき
ましても、政府側におきましても当然
考えなければならぬことだと思つてお
ります。そこで先刻来の各委員の御
質問に対する大臣の御答弁を伺つてお
りますと、それこそ何か法律の平面
的解釈にとどまつていて、労働法の特
別な性格については、全然御考慮がな
されておらないやうであります。こ
れは主務大臣の態度としていかがな
ものでありましようか。特にストライキ
を横から批判しておるだけで、これを
回避しようとする熱意がまるで見られ
ない、私の目にはこのやうに映りま
す。これは労働大臣の持つておられま
する非常に重大な使命から考へてどん
なものであらうかといわねばなりませ
ん。この際法律の形式的な解釈などは
しばらく別としていたしまして、もはや今
日の段階となつては労使両方の間に
いて調停はむろん、仲裁に移行するよ
うな動きの出る可能性は見込みはない
と思つております。したがつて、こ
の段階においても、なお大臣の御答弁
のやうに、ストライキは労使両方の間

において責任を持つて解決したいとい
だらうなどといわれるのは聞き方に
よりまするとはなはだ無責任にもとれ
る言ひ方をなさらずして、何とかこの
際職権仲裁をやる気はありませんか、
むろん具体的な数字をあげてやるわけ
であります。そういう気持ちはない
かといふことを確かめておきたいと思
います。

○大橋国務大臣 職権仲裁をやつた場
合に、必ずストライキが避けられるか
どうかといふことをまず検討する必要
があるのじゃないかと私は思います。
私は、職権仲裁に移行した場合に、スト
ライキが必ず避けられるという保証は
何ものからも与へられておりません。
し、またどう考へてもさういふ結論を
下さるべき理論的根拠がないやうに思
つてございませう。したがつて私は、仲
裁といふことがこのストライキにおい
てきめ手になるとは考へておりませ
ん。ただ当事者双方が真にこのスト
ライキを避けなければならぬという自己
の職責に対する十分なる自覚に基づい
て、そして仲裁によつて解決しよう
といふ気持になつた場合においては、
この仲裁移行といふことがストライキ
を避けることになるかと思ひますが、
ゆゑに、私は職権仲裁は考へていな
い、しかし労使の話し合いによつて仲
裁に移行して問題を解決するやうにお
考へいただく余地はないか、そのみ
がストライキを回避する手段である、
かういふやうに申し上げておる次第で
ございませう。

○吉川(兼)委員 その点は大臣と私と
の見方が違ふのかもしれないませんが、私
は特に労働問題の専門家である大橋大
臣がこの際職権仲裁に踏み切れば、ス
トライキはまだここ数日を残しており
ますから、タイミングも悪くないよ
うだし、何とか取りやめさせることが
できるのではないかと思ひます。これ
は見解の相違といへばそれまでであ
りますけれども、現在におきましては、
労使の關係において双方から歩み寄
つて仲裁に持ち込むといふことは、これ
はもう私は不可能だと思ひます。不可
能なことを大臣がこの委員会であつて
おられることは、失礼な言ひ方であ
りますが、ちよつとそらざらしくさへ聞
こえるのであります。大臣にして真剣
にお考へいただきますならば、問題解
決のきめ手になるやうな裁定のしかた
はまだ残されてゐるのではないかと私
は思ひます。これは見解が違ふやう
でありますから、これ以上の御答弁は
要りません。

そこで同盟會議に参加いたしてあり
ます全官公諸君の今度の春闘の方針と
いふものは、先刻もちよつと触れまし
たが、これはあくまでも法で禁ぜられ
てゐるストライキにはよらずして、そ
れをむしろ排して、自主団交をもつ
て、調停機関を尊重しつつ要求を実現
すべくたゞいま闘争を継続中であるの
であります。このストライキというも
のの取り扱ひ方はいかんと考へて、い
みじくも革命的な労働組合運動と、民
主的な労働組合運動の差異が両者の行
き方の違ひとして表裏されておると思
ふのでございませう。すでに世界の勞
働組合運動の大勢は、革命的な労働運
動の没落あるいはその前途の危険性を
随所に露呈し、かつ実証しておるの
でございませう。しかしながらそのこと
はしばらく別にして政府が今度の公労協
のストライキ宣言を、いま申し上げま

したやうに、単に批判をする立場をと
り、あまつさへ先日の本會議において
も、池田首相をはじめ各大臣が口をそ
ろえて、断固たる処置、断固たる処分
といふことを繰り返しておりました
が、そのやうな力づくではたして回避
できるものかどうか。もし四月十七日
のストライキがかりに回避できなかつ
た場合には、次々と非合法な手段が継
続していくやうな行き方になるのは必
至の勢いではないか。そうした場合
に、一番その犠牲になりますのは、国
民の迷惑はむろんであります。スト
ライキ参加の労働者の犠牲は決して少
なくない、かういふ点から考へました
場合に、どうしてもこれは政府が一腰
も二腰も入れてストライキ回避の方面
に問題を導いていくべきであり、しか
も政府内部においては大橋労働大臣そ
の人が中心になつてやつてもらわなけ
ればならぬ。他の閣僚諸君は、総理
大臣をはじめあなたほど労働問題はわ
かつていない、私はかういふやうに考
へております。それには繰り返すやう
であります。いまとなつては職権仲
裁が一番いいと思つておられます。
くだいようですが、国民と關係労働者
のために大臣何とかこの事態収拾の方
法はないものでせうか。もう一度御
所見をお伺いできれば幸いでありま
す。

○大橋国務大臣 私は、事柄が労働問
題でございませうから、労働大臣とい
たしまして、何とか予想される不幸を回
避する方法を発見したいと日夜苦慮い
たしておる次第なのでございませう。
しかしながらいかにストを回避せんが
ためとはいへ、私どものなすべきこと
は法令の順守というワク内にあるわけ
でございまして、關係の各行政機関も
いろいろな法令に縛られて行動をいた
しておるのであります。かような次第
で、現在の段階において労働組合の要
求いたしてあります点について、具体
的な数字をもつて回答するといふやう
なことは實際上期待できない状態にあ
るのでございませうから、他の方法に
よつて打開するやうにしなければなら
ぬ、かやうに考へまして、何とかここ
は労使の話し合いによつて仲裁に移行
するといふ気持になつていただきた
い。そうした気持になつた場合に
初めてストが確実に回避されるのだ、
かう思つてせつ々努力をいたしてお
るところでございませう。

○吉川(兼)委員 ただいまのやうな御
答弁は、先刻来何回となく伺つておる
ところでありますが、しからば具体的
にはどういふやうな方法によつてや
られておるのか、その点をひとつ伺いた
い。

○大橋国務大臣 各所管大臣におかれ
まして、労働組合と十分に話し合いを
され、この点にも触れられることを期
待いたしてあります。

○吉川(兼)委員 本来公共企業體關係
の労働者は、私が申し上げるまでもな
く、労働基本権といふものを奪われて
おるのであります。したがつて、それ
を補うための公労委といふものがある
わけであつて、公労委の
調停の歴史を振り返つてみましても、
いまだかつて公労委ができましたから
調停で片がついたといふことが一度も
ないのであります。常に最後は仲裁
の方法によつておる。しかも使用者側
は団体交渉にあつたつて、予算措置まで
責任を持つて回答することはできない

状態にあるのであります。このことは公労委の無力を物語るものであるが、したがってわが国における公労法上における関係労働者の基本権の制限が、西欧諸国の水準と比べ、あるいはまたILOの国際的な水準等に比べてみましても、非常に下回っておること、まぎれもない事実であります。そのためにこの公共企業体の中における労働基本権の拡大、すなわちストライキ権を認めるということは、われわれはかねて強く主張してきたことであります。これに対しては、一部におきまして、何か公共企業体の労働者にストライキ権を認めることは公共の福祉を阻害するというふうな見方があるようであります。しかしながら、私はそうした判断は、今日の段階ではもはや間違っておると言つたほうがいいのではないかと思つておりました。今日の労働運動の現状から総合的にそれらの関係を判断すべきものでありまして、そうした立場に立つて判断をいたしたるならば、すでに日本の民主的な労働運動全体は相当成熟をきておるのでありますから、この段階において、労働者の当然の権利を法によつて束縛するような方向にいつまでも放置しておくべきではない。そのことは決して正しい労使関係を育てていくゆえんではない。むしろ逆に反発をし、それこそはね返つたいわゆる革命的な労働組合運動を招来する結果になる場合が多い。予定される十七日のストライキを前にいたしまして、ちよつと迂遠な議論をしておるよりに聞こえるかも知れませんが、これは今次のストライキの基本的な問題であり、また非常に大事なことでありますから、特に申し上げ

ておるのであります。要するにいま労働者の間に流れれておる底流は、政府の労働政策ないしは労働行政に対する不信感というものであります。この不信感を払拭しなければ、問題の根本的解決にならぬのじやないかということ、私は強調せざるを得ないものであります。すなわち、ストライキ禁止というところを法律の上でどのようにきめてありましても、今度のようにストライキは起つてくるのであります。ストライキに對するいい悪いの批判は国民の良識にまかしておき、政府は傍観することとは許されません。いま政府がやつきになつて嚴罰とか、嚴重なる処置とかいうようなことではこの動きに接しておることはない。私どもはもし今次のストライキがこのまま予定どおりに行なわれた場合の国民の非常なる不利益を考へますか、何ともしも労働大臣の御再考をわずらわしたい。ただいままで、御答弁なさつたこととあまり変わらない御答弁しか聞かれないかもしれませんが、このままではいかにも残念に思ひますから、いまだ一度聞か

ておるのであります。要するにいま労働者の間に流れれておる底流は、政府の労働政策ないしは労働行政に対する不信感というものであります。この不信感を払拭しなければ、問題の根本的解決にならぬのじやないかということ、私は強調せざるを得ないものであります。すなわち、ストライキ禁止というところを法律の上でどのようにきめてありましても、今度のようにストライキは起つてくるのであります。ストライキに對するいい悪いの批判は国民の良識にまかしておき、政府は傍観することとは許されません。いま政府がやつきになつて嚴罰とか、嚴重なる処置とかいうようなことではこの動きに接しておることはない。私どもはもし今次のストライキがこのまま予定どおりに行なわれた場合の国民の非常なる不利益を考へますか、何ともしも労働大臣の御再考をわずらわしたい。ただいままで、御答弁なさつたこととあまり変わらない御答弁しか聞かれないかもしれませんが、このままではいかにも残念に思ひますから、いまだ一度聞か

ておるのであります。要するにいま労働者の間に流れれておる底流は、政府の労働政策ないしは労働行政に対する不信感というものであります。この不信感を払拭しなければ、問題の根本的解決にならぬのじやないかということ、私は強調せざるを得ないものであります。すなわち、ストライキ禁止というところを法律の上でどのようにきめてありましても、今度のようにストライキは起つてくるのであります。ストライキに對するいい悪いの批判は国民の良識にまかしておき、政府は傍観することとは許されません。いま政府がやつきになつて嚴罰とか、嚴重なる処置とかいうようなことではこの動きに接しておることはない。私どもはもし今次のストライキがこのまま予定どおりに行なわれた場合の国民の非常なる不利益を考へますか、何ともしも労働大臣の御再考をわずらわしたい。ただいままで、御答弁なさつたこととあまり変わらない御答弁しか聞かれないかもしれませんが、このままではいかにも残念に思ひますから、いまだ一度聞か

ておるのであります。要するにいま労働者の間に流れれておる底流は、政府の労働政策ないしは労働行政に対する不信感というものであります。この不信感を払拭しなければ、問題の根本的解決にならぬのじやないかということ、私は強調せざるを得ないものであります。すなわち、ストライキ禁止というところを法律の上でどのようにきめてありましても、今度のようにストライキは起つてくるのであります。ストライキに對するいい悪いの批判は国民の良識にまかしておき、政府は傍観することとは許されません。いま政府がやつきになつて嚴罰とか、嚴重なる処置とかいうようなことではこの動きに接しておることはない。私どもはもし今次のストライキがこのまま予定どおりに行なわれた場合の国民の非常なる不利益を考へますか、何ともしも労働大臣の御再考をわずらわしたい。ただいままで、御答弁なさつたこととあまり変わらない御答弁しか聞かれないかもしれませんが、このままではいかにも残念に思ひますから、いまだ一度聞か

れませんが、現在そういう段階ではない、こういうふうに考えているわけであり、ただいまお話のありましたような、政府、そういう方面からこれだけは出してやるからというようなお話がないから、仲裁申請をしない、こういういったようなことは全然ございませ

○石田説明員 国鉄といたしましては、さつき申し上げたように、調停委員会に組合と打ち合わせの上持ち込んだわけであり、そして、その結果仲裁裁定へ持つていく。仲裁裁定がどういう裁定を下すか存じませんが、国鉄としては、すでに仲裁裁定へかかった以上は、何とか大蔵省なり何なりにお願ひして、ぜひこれを実行したい、こういう希望を持つていっているものであります。

○滝井委員 そうしますと、国鉄としては、仲裁裁定に持つていくというところで、専売公社は仲裁裁定に持つていく意思はない、こうおっしゃった。国鉄は仲裁裁定へ持つていかれるということですか。ちよつとはつきりしませんでしたが。

○石田説明員 調停委員会ですと、れば仲裁裁定へ持つていく、これは当然のことだと思ひます。

○滝井委員 公労法三十三条で、大まかに分ける、仲裁に持つていく場合に三つあるわけですね。労働大臣は、いまの段階では職権仲裁をおやりにならない、こうおっしゃっている。そうすると、あとの一つは、公労委の総会でこれは単純に議決をする以外にないわけですか。ところが、これは必ずしもそう簡単にはかぬと思うのです。そうすると、あとは労使双方が合意でやる

か、労働協約に基づいてやるか、二カ月

たつた後にやるか、三つのものは大体類

似のもの。大きく分けると、いま言つたように、職権でやるか、公労

委で議決をするか、労使双方で合意でやるか、こういうことになつてしま

う。そうすると、職権はだめだ。それから、公労委の議決も客観的に見て必ずしも

そういう情勢でないと思ふ。そうすると、労使双方でいける情勢があるかとい

うと、専売公社総裁が言われるように、そうでもないと思ふ。結局これはいまの段階では三すく

みなんです。そうすると三すくみのままに十七日を迎へれば、これはど

うにもならなくなつてしまふ。これを一体どう打開するかというところが政治

の問題だと思ふ。この三つのものしか仲裁段階といふものはないわけであ

る。そうすると、いま非常に組合自身についても過去の仲裁なり調停等の実情

から見て不信感があるわけだ。それから当局側は適格者能力を持つていな

い、こういう状態があるでしよう。そうすると、三すくみのままでこの事態

がずつと進んでいくということになれまう。これはどうにもならなくなつて

まう。この事態を明確にしようとするならば、ストの説得をするだけでなく

て、公労法の違反だと言つてその筋をあくまで通されようとするなら

ば、やはりどうしても政治家がみずから苦衷を明らかにする必要があるわ

けです。何も病人が瀕死の状態になつてからリンゲルをやる必要はないの

で、リンゲルをもつと早くやつてもいいわけだ。調停の段階で出して悪いという法律はないわけだ。これは政府が腹をきめればできることなんで

す。もう両社は出す金はないと言つて

いるのです。たとえば国鉄の総裁は昨日の調停委員会で、ラジオの報ずると

ころによると、国鉄は一時間に百七十

の貸金が百五十六円程度、他の公社は百七十円だ、この格差を縮めるために

は昭和四十年にどうしても運賃その他を引き上げてやる以外にないとい

う意味のことをおっしゃつておるし、きよう山田さんの質問に對してもさう

おっしゃつておるわけだ。そうしますと、これは一時間に百七十円と

と百五十六円の格差を縮めるために、なかなかにいさぐちにはできない。

ところが労働大臣が言われるように、労働の質を考へ、あるいは国民生活費

の状態、民間の賃金等を比較してみると、国鉄といふものは非常に労働も強

化されておるし、多くの人の命を守らなければならぬのだから、これは何と

かなければならぬ。何とかしなければならぬと言つて、何とかしなければ

ならぬと言つて、何とかしなければならぬと言つて、何とかしなければ

ならぬと言つて、何とかしなければならぬと言つて、何とかしなければ

ならぬと言つて、何とかしなければならぬと言つて、何とかしなければ

ならぬと言つて、何とかしなければならぬと言つて、何とかしなければ

ならぬと言つて、何とかしなければならぬと言つて、何とかしなければ

ならぬと言つて、何とかしなければならぬと言つて、何とかしなければ

ならぬと言つて、何とかしなければならぬと言つて、何とかしなければ

だ。そして適格者能力を持つて労働組

合を説得すれば、このストは一挙に解決をする。あなたが手のうちを示さず

に、ただストをやめろ、十七条違反だ、スケジュール闘争をやつてはい

かぬ、国民に迷惑がかかる、調停中にストをやつてはいかぬ、こういうことを

幾ら言つても事態は解決しない。すでにこれは過去において適格者能力を失

なつてゐる、こういう法律上の不備があるわけだ。すでに民間において

も、もはや三千二百円程度は当然だといふ論になつてゐるわけだから、この

事態をもう少しやほり、明治、大正、昭和にかけて世界をまたにかけて商売

をされてきた石田さんですから、こんな機微なところはわからぬことはない

と思ふ。わかつてゐるなら、この際奮勇を振つてこの事態を解決するためにあ

なたが乗り出す以外にはない。悲しいかな、答弁を聞いておつてもあなた以

外にその勇氣を持つてゐる人はほかにない。そこで私は当然さういふ態度

をとるべきだと思ふ。大臣はもう職権をやらぬとおっしゃつておる。どう

ですか。

○石田説明員 先ほどから申し上げま

すように、国鉄と組合との問題はいま調停の段階です。それでいよいよこれ

が仲裁裁定になつてきて、どういふ決定が下されるか知りませんが、国鉄の

いまの財政状態といふのはそう案な状態ではない。三十九年度においてはも

う利益といふものは出ない、パーパーでいけばけつこりではないかと思つてゐる。そうすると、組合に對する給与

の賃金といふものは、さつき申された

ように非常に安くなつておる。私は、どうしてもこれは同じところに持つ

ていかなければならぬ、できれば労働の質から考へてプラスαをつけてもら

いたい、こう言うのですが、それにはやはり財源をどこに求めるかといふこ

とが必要だ。どこに求めるかといふことになれば、さつき申し上げたよう

に、私は、運賃の値上げとは言わな

い、運賃の是正だと思ふ。それから公共負担の是正、そのほかの財源を、わ

れわれ一生懸命に考へて職員に訴えて、こういうことを考へておりました

で、どちらかといへば背水の陣です。背水の陣だ、しかし国会にしても

政府にしても、国鉄のいまの運賃のい

どころ、公共負担といふような世界に類のない国鉄の負担といふものを考

へれば、それに対する是正の措置は、私は必ずやとつてくれると確信してお

ります。それによつて財源をつくつて、給与の問題の是正をやりたい、こ

ういうようにかまえておる次第であります。

○滝井委員 御存じのとおり、池田内

閣は公共料金を一年上げないという決定をしてゐるわけだ。特に国鉄の運賃の問題といふのは非常に大きな比重

を占めておる。そうしますと、その方針を決定したのはだれが決定したのか。これは高度経済成長政策を推進し

て物価を引き上げた池田内閣のみならず、池田内閣の政策の転換がない限りは、

あなたが幾ら望んでもこれはできない。そうするとその大もととはどこかという池田総理大臣と大蔵大臣、こ

を説得する以外にない。労働組合の説得の前にこそ説得するんです。そうしてことあなたとのあやうの呼吸が合ったならば、四十年にはあなたの言われるように二割なり二割五分の運賃を上げてほしい。こうなったらあなたは出て行って、労働組合によろしいと国鉄の委員長と握手したらこれで解決するのです。もはや小手先でものが解決する段階ではない。いまのあなたのことばで言えば国鉄の運賃を是正する——適正な料金をつくるということなんです。それが、そのことだとして運賃を引き上げるといふことには変わりはない。そうしますと、そういう形になるとすれば、もう池田総理大臣とあなたと話し合つて、そしてその結果を労働組合に以て心伝へる以外にない。これが誠意だと思ふ。もはや小手先で公労法の末端を、重箱のすみをほじくるようなぐあいではものは解決する段階ではない。もはや、過去の歴史が積み重なつて公社に対する不信感あるいは公社が適格な能力を欠いておるといふこころいふ歴史的な積み重ねの上に現実がきておるのだから、こころをやり合ひ總裁ともさうと考へて、特に国鉄總裁は考へていただかなければならぬ。あなたは財界からお入りになつてそういう考へをお持ちになつておるから、私はあなたならできると思ふ。公労委に行つて意見を述べられることもいいです。けれども、お述べになる前にやほりすみやかに池田総理大臣とあなたとの間の腹を一致させる、合わせる必要がある。これを一体あなたはおやりになつておるかどうかが聞いておきたい。

○石田説明員 私はあなたに講釈するようではなはだ相済みぬですが、運賃決定権といふものは總理大臣が持つておるわけではない。国会が持つておる。ですから四十年度においてこの運賃の是正問題、公共負担の是正問題といふのは必ず私がどうするかと出す場合にあつた方がどうするかという問題で、總理大臣の問題じゃない。

○滝井委員 石田總裁に私が言うことは失礼ですけれども、御存じのようにいまの日本の政治は政党政治だ。政党が政策を決定する。そのインシアティブはだれが持つておるかという、自由民主党の絶対多数を握る池田總裁が持つておる。こころがなめです。予算の提出権は政府にあるわけですから、それを国会で賛否の態度を決定する。だからその主導権を社会党が持つておれば社会党がやる。ところが社会党が持つていない。いま自由民主党の總裁である池田勇人氏が持つておる。したがつていま世間では、一体このストをどうするかといふことは池田さんの腹にかかつておるんだといふことを新聞論調も言い始めたでしょう。社会党の内閣のときにも、この運賃値上げの問題で社会党内閣がつぶれたことがあるのですから、この問題はそれほど重大なことです。したがつてそこらあたりは池田總裁と十分あやうの呼吸を合はしめて、そしてあなたの態度をきめなければいかぬ、こういうことです。その上で国会は国会としての態度をきめる。原案を提出することなくして国会がいかんともしがたいわけです。そこで、この点を、あなたが公労委に行つていろいろのことをお述べになる前に、やは

りあなたの腹といふものを固める必要がある。

○石田説明員 あなたは運賃の決定は總理大臣、總理大臣と云うが、總理大臣といつたつて世論を代表しての總理大臣だ。世論を無視して、多数の国会議員の考へを無視してできるような總理大臣であれば、これはえらい總理大臣だ。私はこんな總理大臣にしたいと思ふ。これは總理大臣にしたい、まずもつて自由民主党の意向を代表してやるのだから、同時に社会党の意見もちゃんと考へてやるだろう。要するに国会のアトモスフィアといふものを考へてやるのが總理大臣だ。そうでなくとも、もしも總理大臣がムソリーニ式に何でもかんでも独断でやるというなら、これは總理大臣じゃない。そういふ意味において、總理大臣、總理大臣と云うが、問題はあなたの方で国会です。

○滝井委員 最終的には国会が決定することは、これは公労法の十六条で明らかです。しかし国会が決定するまでは政府がやはり意思を決定しない、御存じのとおりいまの国会はそう簡単にはいく状態にはないわけです。これは冷厳な現実です。そしてこころいふ現実の問題を処理するときには現実的な議論をしていかなければならぬことになるわけです。そうしますと、池田總裁が決定するといふことは、当然池田總裁が、自由民主党が決定をして、決定することになる。そのことはすなわち国会の決定になつてくるわけです。そこでやはりあなたと大蔵大臣なり池田總理とがお話しになつて、そういうアトモスフィアを国会につくる努力を政党内にさせなければいかぬわけ

です。そうでしょう。私はそこを言つてゐる。そのためには、あなたと池田總裁と腹を一致しておかないといふかぬ。ところが組合に対して今度は調停から仲裁にこころいふやないかと言ふときにはお互いに同意が必要なんです。そのときに主導権を握るのはやはり経営の側です。経営が自分の経営のこころいふ金が出せないのだ、いまの客観的な情勢は政府とも相談した、運賃の値上げはこのこころいふか、政府と相談をし、客観的な社会情勢を見、民間の賃金の状態を見ておのずから運賃は決定してくるわけですから、そういう意味で、あなたが池田總裁と腹を割つてこの際話したのかどうか、話す意思があるかどうかといふことです。

○石田説明員 仲裁決定でいよいよよきまつたとして、これを国鉄が予算の範囲内で払ふといふことができれば問題ない。それができない場合において、どうしてもこれは大蔵省にまづ話して、あるいは總理大臣の了解を得て処理して国会に出す、こころいふような順序になつておる。少なくとも仲裁決定で、いま言つたように国鉄として、はできるだけこれを実行したい。実行するについては、いま申しましたような実行をするような財源を持つてくべきだけの努力をする、これが私は当然の責任であり義務だと考へております。

○滝井委員 最後に一つ聞いておきたいのは、公社など国有企業職員の賃金決定の基準がはつきりしないといふことです。賃金問題は労働大臣も関係があるが、たとえば仲裁にいったに

しても、やはり賃金決定の基準といふのはない。つまり金になる可能性もあるわけ。こころいふ点にも一つ問題がある。日本の国有鉄道なり専売公社といふものは賃金決定の基準がはつきりしない。だからあなたが言われるように、一時間、時間のものをとると百五十六円、他のものが百七十七円だ、この格差を縮めなければいかぬのだとおっしゃるけれども、一体その賃金の決定の基準といふものがどうなつてゐるのか、賃金決定の基準といふものが法律を見てもどこにもはつきりしていない。こころいふところにやはり問題がある。こころいふ基本的な問題についてこの際明らかにしておく必要がある。そうしないと、あなたの方の格差の問題についても水かけ論になつてしまふ。同じ公社五現業といふことで、労働の質その他といふものが考慮されないことになる。こころいふ点については、やはり国鉄当局も労働の質その他労働の密度等についても十分検討しておく必要があると思ふのです。こころいふ点についてはどうお考へになつておるか。労働大臣もあわせて御答弁願ひたい。

○石田説明員 いま私が当面直面してゐる問題は、この非常な格差がある、これを是正するといふことがまずもつての問題であります。そしてそれが済んだところで、ひとつこれからは公社のもの、は公平にいく、こころいふことに進むべきが順序でありまして、あなたがいま申されたように三公社がどういふことで歩調をそろえていくかといふことは第二、第三の問題。何となれば、いまの二公社に対する国鉄職員の給与の差といふものを直すだけで相当な費

用がかかる。私は五百億以上かかるの
ではないかと思う。そういうことで、こ
れを直すことがまずもつての先決問題
だ。われわれの目の前にある火事はそ
こなんです。それをまずもつて消さな
ければならぬ。その上であなたののお
っしゃるようなことに進むことについて
は——ひとつ目の火事を消す、こ
ういうことについて国が成功すれば一
つの成功じゃないかというように考え
ております。そのほかに全力を注い
で、いまのあなたのほうの理想の問題
については、これは追っての問題、そ
れよりも第一に、四十年程度において国
鉄職員の給与を是正すべき財源をつく
るということが私に課せられた仕事だ
と考えております。

○滝井委員 これで終わりますが、そ
うしますと、いまの格差を消すために
は五百億の金がかかる、そのためには
運賃を上げなければならぬ、いまの国
鉄当局としてはその財源はそこに求め
ざるを得ないだろうということですが、
これはあなたとしては一挙におや
りになるのか、二年とか三年でおや
りになるつもりなのか、そこらのあなた
の気持ちをおついで明らかにして
おいていただきたい。

○石田説明員 御承知のとおり、国鉄
にはいま過密ダイヤの解消とか大きな
問題が重なっている。単に賃金の是正
だけの問題ではない。かりに運賃の
二割を上げたとしても、これはせいぜ
い千億円くらいです。それでそのうち
から五百億出すというふうになるとき
わめて簡単のようであるが、賃金だつ
て年々やはり二百億、三百億上がつて
くるのですから、そう一気に差を解消
するというのは、運賃を上げ、公共負

担を是正してみたとところで、財源にお
いて不可能なんです。事ここに至つた
のは、これは何も急に起こつたのでは
なく、もう累年の蓄積です。これは
過密ダイヤの解消と同じように、やは
り賃すに相当の年をもつてしないとな
らぬ。それからこれはあまり短気にな
れと言つたつてできるものじゃないの
だと言つたつてをひとつお考え願いた
い。しかしわれわれの理想はどこまで
も長い目で見ていくのだということ
で、グラジュアリーにステディリーに
いくというのが私の目標でございます
す。

○滝井委員 けっこうです。ありがと
うございました。

○田口委員長 内閣提出の中小企業退
職金共済法の一部を改正する法律案を
議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これ
を許します。滝井義高君。

○滝井委員 中小企業退職金共済法の
一部を改正する法律案について御質問
を申し上げます。

今度の中小企業退職金共済法の一部
を改正する法律案はむしろ新しい一つ
の別な立法をつくつたというよりな形
式の改正になつてきておるわけです。
したがつて、普通の一部改正法と違つ
て簡単にちよこちよこといふわけには
いかないようでございますので、重要
な問題点について大臣なり担当局長に
お尋ねをいたしたいわけです。

まず、できるだけ条文を追つていき
ます。政府の出された中小企業退職金
共済法の一部を改正する法律案関係資
料の逐条説明のほうを見てもらいたい
と思います。その二ページです。二

条の四項で、特定業種は「労働大臣が
指定するもの」というのがあるわけ
です。この「労働大臣が指定するもの」と
いうのは一体どういふものなのか。

○三治政府委員 今度の法律が通り
ましたら、できるだけ早く指定したい
と思ひます。これは建設業でございます
と、大体産業大分類できめていきたいとい
ふふうに考えております。

○滝井委員 そうすると、労働大臣が
指定する特定業種というのは建設業だ
けなんです。

○三治政府委員 この法律が通りまし
て、予算措置がとれておりますのは、
建設業だけでございます。

○滝井委員 そうしますと、一体建設
業はどうして中小企業退職金共済事業
団に入ることができないのですか。

○三治政府委員 常用労働者につきま
しては、退職金事業団に入れるように
なつております。これは特に期間雇用
者だけでございます。

○滝井委員 それも法律ができるわけ
なんです。事業団のほうに入ら
れるわけでしょう。

○三治政府委員 これはいまの事業団
では事務の実際の施行上からいってで
きないといふことで、いままで適用除
外になつていたものでございます。

○滝井委員 建設業は、御存じのと
おり、日雇い健康保険に入つておるわけ
です。日雇い健康保険に入られるよ
うにまとめる労働者が、事業団にま
とめ得ないはずはないわけなんです。
これは御存じのとおり、日雇い健康保
険に一人親方のようなものは強制適用
がされておるわけです。そういうよう
に日雇い健康保険でできるものが、こ

の退職金でできないはずはないと思
うのです。

○三治政府委員 それは社会保険のよ
うに強制適用になれば、それぞれの
ちゃんとした出先機関ができるという
体制ならば、できるわけでありませ
う。退職金は現在の労働法のもとではこれ
は自由制度になつておるわけござい
ます。この退職金の積み立て制度が自
由制度といふことはいきましますと、そ
ういふような社会保険関係の強制適用
で、ものごとを事務処理していくの
と根本的に違ひ、こういうふうな適用
上、實際上違ひといふことでありま
す。

○滝井委員 失業保険で五人未満の失
業保険は組合をつくらしてやるわけ
です。それと同じように、組合をつくつ
てもらつて、事業団へ金を納める道を講
じたらいいわけ、何も新しく事業団
と同じような性格のものを二本、三本
とつくる必要はないと思ふのです。

これはいま建設業だけ一つだけれど
も、別のものができてくれればまたつ
けるわけでしょう。労働大臣の指定する
もの」は建設業だけしか指定していな
いから、二つです。ところが別なものが
できてきてこうなると、三つ、四つと
並ぶようになって、こんなめんどく
さい制度はないといふことになる。こ
れは制度としても、どういふ立法者が
やつたかしのけぬけれども、案外頭の
いやり方じゃないと思ふのです。

○三治政府委員 そういふ疑問を持た
れるのはもつともでございます。こ
の問題の一番初めに審議会へ諮問した
場合にも、委員の過半数程度の方がそ
ういふ御意見で、しかし期間を定めて
雇用されて、しかも建設業は現場が非

常に変わるわけでありませう。そうい
ふうなのに、しかも自由制度でやつ
ていく場合に加入がはたして確保され
るか、失業保険のほうもずいぶんあ
いり制度でやつたのですが、現在のこ
ろ一二、三〇程度の加入でございます
。一般の工場、事業場のいまの中小
退職金のものでも二二、三〇でし
ょう。ところが、期間を定めて雇用さ
れ、しかも技能者を中心にしてやつ
ていくといふ場合には、業界が一本に
まとまつて全部がやろう、こういうこ
となんです。全員ほとんど適用して
いく、そこが苦心のあるところで
す。入る人は入りなさい、入らぬ人は
入らぬでもいいといふのなら、事業団
でけつこうだと思ふ。ところが、業界
が一本にまとまつて、全部一緒にや
りたいといふところに、非常に理論上お
かしい問題があるといふけれども、実
行上はこの組合方式でなければできな
い、こういうことなのです。

○滝井委員 これは個々の日雇いのよ
うな労働者をつかまえるばかりでな
くて、事業者も両方把握しなければなら
ぬといふものではないわけ、まずそ
れぞれの土建をやつておる業者をつか
まえたらいわけですから、非常に数
は少ないのです。そこで、たとえば滝
井組なら滝井組は一体この共済の事業
団に何人加わるかといふことで、百人
加わります。そうして、一人の掛け金
が五百円なら五百円でございます。よ
ろしい、それなら大橋組は一体何人加
わるか、こういうふうになつて、業
者の組合をつくらして、そして金を一
括して納めさせたらいい。それをまた
事業団と同じ機能のものをつくるとい
うめんどくさい——私は大蔵や厚生

省を呼んでおるから、またあとで聞きますが、同じものを何本も何本もつくるのは制度的に非常にまずい。だから、労働省のところがこの事業団一本でまとめて、そして各業界に組合をつくらして、そこから責任を持って、各組合が何人、何人と納めさせたい。それを事業団と並列するものをまたつくる必要はないと思うのです。そんなことをいえば、今度は日雇い労働者だつて、土建は土建でつくる。早い話が、健康保険組合が政府管掌と千人以上は組合管掌ができるように、そんなことになったら、これはたいへんなことになるのです。私はどうもこの法案は納得いかないのです。こういう複雑な制度を日本の社会保障の一環として二つも三つもつくるということは断じて許されません。社会保障専門にやればやるほど、こんな愚かな法律はないのです。小林君が、これは労働省の役人のおぼろけをつくるのじゃないかと云つておつたのですが、それほど私は疑いは持つていない。制度的にこういうものをおつくりになるならば、事業主から集めたい。これは労災に加入しているのですし、労働省は労災保険というものを保持しておる。そして土建業の労災というものは把握しておるわけだ。労災は労働省の同じ所管にあるから、一体になつたらよろしい。最近、ことしの予算だけを見ても、御存じのとおり五人未満その他についても厚生省は厚生省でかつてにやつておる。労働省もかつてにやつておる。それではないか、だからひとつこれは共同の調査をやろうという案が出てくるわけだ。その予算もお取りになっているはずだ。そうすると、おたく

に労災があるという、こういう現実にも立つし、それから失業保険なり健康保険なり厚生年金の基礎的な調査を、労働省の把握を、あるいは賃金の状態をまわちでやつておつたのではないかなら、一緒にやろうじゃないか、標準方式その他統一する必要があるというところが出てくる。これはことしの予算にもそういう経費が計上してあるわけだ。そういうことから考えても、別に組合をつくらなければならぬという理論はどこからも出てこない。私はいま横からも横からも、上からも下からもひねつてみたが、どうひねつても別のものをつくるという理論は出てこない。

○三治政府委員 それは期間を定めて雇用される建設業の労働者は、そういうふうな一定の地域の集団的な業者が集まつて、組合で常時その期間をぐるぐる回つて雇用させておるということではなく、全国を動くわけだ。全国といつても何九州から北海道へ動くわけでもないのですが、どんなに業者の組合をつくつてみたところで、その組合からまた組合へ移る建設業の期間労働者がいる。たとえば名古屋で工事していたと思うと静岡で工事をする。その間に静岡の土工や左官がやるばかりでなくして、新潟から土工、左官が来るわけだ。それをどうして一生つとつながらっていくかということになる。しかもそこは任意加入で、静岡なら静岡の土工業者だけ、その土地の者で動かぬ者を使うというなら一番いいわけだが、それが動いた場合に一生生涯退職金を積み立てていくという機能がどうしてできますか。できないというところで、これは一本のものをにつくらなければならぬということだ。現実からできた。理論上からいえば、これは事業団ででき得れば、私どもはそれにこしたことはないのですが、現実にはいろいろ業界の実態を調べてみて、こういうことでなければならぬというところが結論です。理論上の問題じゃない。理論からいえば、確かに先生の言うようにまとめたほうがけつこう、われわれも退職金事業団があるからそこでやりたいというのはいまやまですけれども、実態を調べるべきでない。全国を動く人間、建設業の現場で働く技能労働者を中心とした期間雇用者をどういうふうにして一生生涯、大抵民間の定年まで退職金を積み立ててやるか、こういうことを考えてみた場合に、これしか方法がないという結論に達してこようというふうにした次第であります。

○滝井委員 この特殊の退職金共済組合をつくれば把握できるというのなら、動くもの把握できるでしょう。そうすれば、その組合を事業団に結びつけたらいいのです。その組合が事業団に保険料を納める形、契約金を納める形をとればいいのですから、何も独立の別のものを立てる必要はない。私の言うのはそこなんです。やはりがんとしてピラミッドの頂点には事業団があるという形にしておかなければいかぬ、事業団と対立のものをつくつてはいかぬという考え方です。そうすればするほど事務的な経費がよけい要るし、また人もよけい要るのです。だから、私どもはそこが納得いかないわけですよ。

そこで、納得いかないのです、複雑な状態をまず大蔵省にお尋ねをするわけです。一昨年でございましたが、法人税法の改正で御存じのとおり企業年金ができたわけだ。この企業年金が一体なぜできたかというところ、各企業においては退職金の額が賃金支払いの総額の中に占める比率が非常に高くなつてきたわけだ。そこで、企業としては厚生年金の引き上げが昭和三十九年に年々たつた起つてくる、あるいは三十八年末から起つてきたわけだ。賃金支払い総額の七ないし八割退職金がふえてきた。その上に厚生年金を上げられたのは企業の資金繰りが非常に悪くなるからたいへんだ、こういうことで退職金を分割払いする思想が出てきた。そこでこれを何らかの救済の道を講じなければならぬというので、日経連その他の財界の強い要望によつて、われわれが知らないうちに法人税法の改正で企業年金ができてきたことは御存じのとおりです。この企業年金の実態は、法律ができてからいまだ中小企業より大企業にどういう状態であるか適用されつつあるか、まず説明してもらいたい。

○山下説明員 まことに申しわけございませんが、実際の状況につきまして国税庁のほうで実施いたしておりますので、ただいま私からお答え申し上げます。このことはできませんが、主として中小企業において実施されておるといふように聞いております。

○滝井委員 実はそれをきくのは質問するためにわざわざ来ていただいたのです。それがわからないとなると、この質問は進まないのです。ここが一番大事な点なんです。いまあなたが言われたように中小企業で実施されておる。そこで企業年金が実施されておるか。なぜ企業年金が実施されておるかと言へば、退職金が企業年金の大きな部分を占めておるから、一時退職金をやめて分割払いをしようとしておる。ところが、労働省のほうはそれをまたやろうとしておるのです。政府の政策はこういうふうな二つ違つてきておるのです。だから、ここに実態を明らかにしなければ問題は進まぬわけだ。

委員長、これは私の質問の一番中心課題なんです。だからきょうはわざわざ来てもらったのですが、いまの答弁ができませんとすると、ちよつときようは私の質問を保留せざるを得ないので……

○山下説明員 その点につきましては予想外で申しわけございませんでした。が、大抵厚生年金の問題もありまして、それがまだ最終的にきまつていないような状況でございますので、大企業としてはまだそこまで踏み切つておられないような状況で、大抵この適格退職金の問題は中小企業に多いというところは存じておりますが、それ以上にどのような形で、その数がどれだけあるかというところはただいま直ちに回答できません。さつそく連絡をいたしましてお答えいたしたいと思ひます。

○田口委員長 滝井君、年金局長が知つておるから……

○山本(正)政府委員 いま税制適格年金がどうなつておるかということにつきましては、私のほうへの質問ではございませんけれども、私の知つておる範囲で数字を申し上げますと、昨年の十二月末現在で税制適格年金は、国税庁の把握しておりますものが、会社の数で合計七百三十一でございます。そうして、その七百三十一のうちで、三百

から退職金共済事業団がある。それから今度中小企業に企業年金がある、それから同時に土建関係等を中心として特定業種の退職金共済組合ができてくる、こういう形になるわけです。それから比較的大きいところは調整年金ができてくる。大きいところから小さいところへ横断的に厚生年金ができるわけで

す。特にフラット額については横断的に年金ができるわけです。図式で書くところという形になるわけです。そうしますと、労働省のやることの、この共済事業団というものは、やはりこれはたくさん入れなければならぬから、労働基準監督署なりその他を通じて、かねや太鼓で入れ入れと言ひでしよう。同時に三百人に今度拡大されるわけですから、したがって信託会社や生命保険会社も、うちに入れうちに入れといつてくるだろうと思うのです。そうすると、非常に類似した制度に対する競合が起つてくるわけです。一体こういう形にものを持つていつていかどうかということ。一方事業主は何と言つてゐるかという、調整年金をつくらなければ、おれらは保険料引き上げ絶対反対だと言つてゐるでしょう。そうすると、三治さんが言うように、企業年金なり調整年金と今度の退職事業団とは重複することはない、こういう形でしょう。そうすると、ここに保険会社や信託会社と労働省の事業団との競争が起つてくる。競争は悪くない、悪くないけれども、それならば強制適用の厚生年金があるのだから、むしろ五人未満について労働省と厚生省が努力して、まずこれを強制適用をやる努力をすべきだ。あなたのほうにそれだけの精力と金が残つてゐるならば、五人未満のほうに打ち込むべきだ。それをあなたのほうの小さな城、攻めれば一挙につぶされるような城をつくる必要はないと思うのです。こういうところに自由民社党の社会保障政策の愚劣性と言ひとおこられるけれども、非常に分割支配的な要素があるのです。しかもその金は事

業主しか還元融資で借りられない。同じような還元融資は厚生年金でもやるだろうし、今度企業年金だつて調整年金だつて、事業主はこの金を借りて使おうとするだろう。一つのところから金を借りるのは悪いが、悪いから、うんと分散してあちこちから、住宅だ、食堂だ借りたほうがいいだろう、勤めればこういう悪知恵を経営者は出したのじゃないかといふことも言える。役人と結託してそんなことをしたんじゃないか。しかも今度はその事業団の上にもまたさらに機構を複雑にするところ、土建業その他を中心とする特殊のものをつくるというのですから、このように中小企業者でほんとうに気の毒な人たちに、もっと強制的な年金制度をつくり、五人未満に重点を置くことをやらない。こういう点にどうしてこの法案の複雑怪奇性というものがあがられるのです。他のものとの関連をあなた方はちつとも相談しておらぬ、こういう大事なものをつくるのに、一方においては中小企業は退職金の支払いが困難だから分割払いにしよというので政策の是正が出てきた。労働省は今度は逆に退職金をつくつていこうという形が出てゐるでしょう。そして組合がこの分割払いをする調整年金に賛成しなければ、絶対厚生年金の引き上げに応じないと言つてゐる。きのうもきょうも年金局はつるし上げられてゐるはず。一方においてつるし上げられてゐる。それでもあなたのほうは退職金ができるからいいやうなものですが、政府としての力の入れ方が分散してゐる。やっぱり政策といふのはどこか重点がなければいかぬの

で、そういう点で私はいまのようにならねばと並べてみると、なかなか複雑で、制度として納得がいかなければ、三治政府委員、今度年金法を厚生省が改正されるにあつては、十分事前に私のほうと連絡しておられます。私のほうも今度の改正につきましては連絡はしております。さらにちよつと断わりしておきますが、今度の期間雇用者の土建業にやる分は、これは五人未満と同じように強制適用からははずされてゐる部分でございまして、これをやつても厚生年金とはダブらないわけでありまして、これはなぜかといふと、厚生年金及び社会保険のほうにおきましても、日雇健康保険、失業保険を除きましては、こういうふうな事業主を転々とするものについての長期のこゝろに給付が事務上むずかしいといふことから、建設業の期間雇用者は厚生年金からは強制適用からははずされてゐる、その意味で現行制度でも重複しないといふこととございまして、それから五人未満の問題につきましても、これは長年皆さん方の御主張でありまして、われわれ労働者の保護の立場に立つ者としては、全労働者を社会保障に包括しようという努力は、ずっとやってきたわけでありまして、どうも考へてやつても事務費ばかりかかつて、しかも実効性がなくて、なかなか技術的にできない、こういうことでやつてきたのですが、だんだん機械的な事務処理能力ができ、しかもそういう中小企業者に社会保障をやらぬと人が集まらぬ。そういう社会的な要請、前においてはそういう経費のかかる問題については、事業主個人かまたそういうグループが、中小企業者の団

体そのものが、そういうものの適用を拒否しておつたわけ。意識的に経費がかかる、また自分たちの財政ではできないといふことを言つておつた。しかし最近になつては、やはり単に強制適用といつても、適用を受ける人たちがそれに従う意欲が出てこないといふことが、役人が回つて集めなければ出ないといふふうなことでは困るわけ。そういう意味においては、われわれのほうでもできるだけ早く、五人未満について社会保障の強制適用をやること、そういう時期になつてきたといふことで、いま調査なり計画なりを進めておるわけなんです。全体的に非常に歩調が合つてきた、こういうふう

に思ひます。それから退職金そのものにつきましても、現在公務員なりそのほかにも將來全部ペンションに行くのが一番いいわけなんです、いままでの長い経験から言つても、ペンションばかりでも労働者は必ずしも喜ばない。国家公務員と同じように、社会保障が全部与えられるような状況になれば、われわれのほうは退職金をそちらのほうに移すことには全然反対でないわけです。これが中退法をつくるときに、初めから社会保障制度が完成していけば、そちらへ移るのは当然です。われわれのほうは全般的に、現在緊急に必要だから、こういう中小企業のための退職金共済制度の必要を主張をしてゐるわけですから、思想的には一つも矛盾をしていないと考へておられます。○滝井委員 思想的に矛盾をしてゐなくとも、現実の問題としてここに百億の金が集まつたわけ。資本はみずからの経済上、本来の目的に向かつてだんだん雪だるまのように拡大してゐるわけ。拡大すると、もはやいかに三治さんが暫定的なものだと思つてゐても、これは財政投融資にうんとつてしまふ。長期のものになるわけですから、もはやいかにうんとつた城郭を資本が築いて、萌芽的な形態としてそういう傾向がすでに出でました。これはあなたの御存じのとおりです。これは十億の財政投融資を住宅その他にやろといふことが出てきた、これが役人のたまらぬところ。そういう形になつてきた。そうしますと、事業主の立場から言ひとどうなるかといふと、われわれのほうは千円だつた掛け金を二千円に上げるのだ、そしてやるのだから厚生年金の引き上げ反対だ、こうなる、必ずなるのです。すでに大企業がさうなつたのだから、厚生年金をどんどん上げていつても、政府から金を借りるときに利子を払わなければならぬ。だからこの厚生年金の金を調整年金にして、ある程度自分が自由にする金を持つておきたいといふところに、調整年金をつくる思想がある。同時に退職金がばく大になるから、分割払いをする。中小企業だつて、だんだんと退職金をよけいにして、労働力の不足をカバーしようとする、だんだん掛け金を千円から二千円、二千円から三千円に上げていかざるを得ない。いまは十萬や二十萬の退職金をやつたつて魅力がないから、新規卒、若年の労働者は中小企業にこない。やっぱり十年、十五年して退職したら、百萬とか百五十萬とかくれますといふところに退職金の魅力があるのです。そうすれば、山の中

の一軒家でも小さな家が建てられるという魅力があるのです。ところがそうになると、事業主の立場から言くと、おまへたちに、事業主から全額金を出してもらうてまで、今度は厚生年金の引き上げなどをやってもらうのはまっぴらだということになる。必ずなる。もうすでに大企業が股離れからず、それをすてにやっている。だからそうなる、あなたが言うように、暫定的なものであつたはずのものが、いつの間にかそれが老後を保障する年金に対する大きなブレーキになってしまふ。そして大企業の側からも調整年金でブレーキをかけられ、一番必要な中小企業のほうでは、退職金の共済事業団なり、特殊な退職金の共済組合からブレーキをかけられるということになったら、老後を保障する厚生年金は立ちいかぬ。そうでなくてもやせておる山本さん、ますますやせる。サンドイッチです。正統派が育たずしてわき道が育つ。それは社会保障を専門にやるわれわれとしては、嘆いても嘆き切れない。だからこの際労働省はやはり大所高所から、まず厚生年金の確立に最大の協力をすべきである。そのためにはあまり窓口を広げずに、つつまじやかに、暫定的な措置として中小企業だけの共済事業団で、その拡大する必要はない。拡大するならば、年金局長のほうに拡大せい、おれのほうは職業安定局なりあるいは基準局を通じて協力をしよう、こういう態度をとるのが少なくとも池田内閣の中における関係のつとめだと思ふのです。ところが暫定的にならないから、おれのほうはわが道を行くといふことでつくれば何をか言わんや、ばらばらです。そうでなく

てさえ日本の社会保障は越えはざらけで、ばらばらだから、これを総合調整する段階でしよう。総合調整をしようといふことを社会保障審議会が答申しておるのに、またその答申に逆行して労働省がその道をやるなら、何のたに池田内閣は総合調整をしたかといふことになる。そうなるでしよう。だからどうしてもこの際、いまだこうとしておる年金問題との関連からいって、こういう制度を拡大をし、しかもさらに複雑化する特殊の土産業だけつくるというところは納得いかぬ、いまのような理論からいって。これはよくが専門的にいろいろな角度から相当検討し、専門家の意見を聞いたがやはりこんなものをつくるべきでないという意見です。そういうところに私は国民の青血を浪費すべきでないと思ふのです。こういう制度がどんなまかり通つていけば、山本さんのほうの厚生年金といふものは絶対前進はないのです。そしてちやちやフラット額を四千円にして、生活保護以下に持つていく、東京都における生活保護以下だということでは話にならないのです。だからそれがどうにもならぬから、私のほうとしては、暫定的にこんなものをつくるんです、中小企業に対して対策が進まないからつくるといふことはもつてのほかです。これだけでも、ぼくはここに総理に求めてもらつて、厚生大臣に求めてもらつて、池田内閣の社会保障政策といふものは、総合調整をせよと言ひながらも、こういう分派活動をやることはけしからぬ、こう言わざるを得ない。そこらあたりを、もし三治さんあたりのほうで山本さんのほうと話し合ひができておるといふならば、

山本さんの責任は重大です。厚生省の責任は重大だといふことになる。それをあなただのほうでばやばやしておるか、農林関係の団体なんかがほとんど出て、貧乏人ばかりが厚生年金に集まつたといふことになる、これは全然話にならないことになる。いい内ははげたかに取られて、あなたのところはほんとうに皮と骨になる。そういうことで一体老後を保障する年金の担当者としていいのですか。こういう点についてひとつ三治さんと山本さんの明確なる御答弁をいただきたい。それと、大蔵省にしても、税制適格年金を一方でおつくりになつておつて、また今度調整年金をつくらうとする。調整年金と企業年金との関係は一体どうなるんだといふことになる。これはいづれ年金のときに質問をしますが、これは複雑な税制の問題がからまつてくる。こういうふうにしてうとのわれわれの代議士に全くわからぬようにして整理をしてしまふ。あなた方は自分たちだけ小さなからに閉じこもつていい気持ちになつておる。そしてわずかな金を貸して喜んでおる。一体これはどういふことですか。

○三治政府委員 なかなか鋭い御批判ですが、今度新しくやります期間雇用者のほうでは、厚生年金でも聞いたところでは、当分まだ本質的な改正が主で、適用範囲を五人未満のものをまず第一にやらなくてはならぬ。それでもまだたいへんなことなのに、さらに土建の期間雇用者の問題が、厚生年金ではまだ全然計画もつかぬ、こういうことなんです。しかも建設業の労働確保対策として、この退職金制度が必要だ、こういうことです。私は何もうぬ

ぼれるわけじゃないのですが、いままでこういふ人たちに對する社会保険的と申しますか、社会保険的な援助などというものは何も考えていなかった。日雇健康保険その他若干ありますけれども、こういうものは労働不足に對して、やはり年金あるいは退職金制度といふものは一つの魅力であらうと思ふわけですね。これが厚生年金としてこの近い将来においてなかなか行なえないという回答を得てやつておるわけでありませう。しかもこれは、これからいけばこれこそほんとうにそのまゝ厚生年金にこれが年金化できるくらいに集まるようになれば、このまゝごつそりその組合は厚生年金に持つていったつてそのまゝ適用できるわけですから、その点は心配のないようにしていただきたいと思ひます。

それから、この三百人未満の場合でも、任意制度だといふことをお考え願ひたいと思ひます。強制のものゝ任意のものゝといふものが、強制が二つあつては、——いわゆる老齢年金といふものと強制退職金といふものと二つあつては、なるほど双方が引っぱり合ひといふことはいえるかと思ひますけれども、これは私のほうは言われるように弱くてといへばその表現もあるし、これは任意だといふことをひとつ御認識になつて、その目くらまら立てて言われるほどではない。それはむしろ社会保険制度の大道を進めることについて、私のほうは妨害にならぬように極力連絡をとつて気をつけてやつていくといふことについては同趣旨でございませう。

○滝井委員 御存じのとおり任意でありますけれども、これは国庫補助がついておるわけですね。厚生年金は一分五分しかつかないのですよ。あなたのほうのこれだつて五分と一〇%ですか、三年が五分ですか、それから五年が一〇%ですか、国庫補助がついておるわけですね。任意であるけれどもこれはやはりそれぞれ基準局その他を通じてかねや太鼓で入つてくれ入つてくれと言つて回つておるのですよ。だから、したがつて厚生年金だつて強制適用の形に法律的にはなつておるけれども、厚生年金をしていない企業といふものはたくさんある。東京を探してごらんさい。健康保険さえ入つてない企業が五人以上でもたくさんあるのだから。だから、そういう意味で国庫補助が入つていなければとにかくとして、ほとんど強制適用と同じくらいに国庫補助が入つて、しかも中小企業でやつておる。だからなお入れなければいかぬわけですよ。そういう意味で総合調査といふならば、何か重点を置いてやるべきであつて、それをもし年金局長のほうでわしのほうはもうとても土建業や中小企業は手が及ばぬ。だからお前のほうはもうどうぞやつておつてくれ、いすれお前のほうが大きくなつたらおれのほうに吸収するのだからといふことを山本さんが言はうはすはない。そんなことを山本さんが言つておつたら年金局長をききやめてもらわなければならぬ、そうはいかぬと言つて、——そうですよ、そういう無責任なことを厚生省が言つておるのですよ。政府の答弁は食い違ひないですか。

○山本(正)政府委員 厚生年金が現在給付年金として給付内容が不十分であることは御指摘のとおりでございまして、したがつていまして今回厚生年金がそ

金として信託会社が勧誘して回るわけ
です。あるいは生命保険会社が勧誘
して回るわけです。そうしますと、余
裕金の運用というものが同じところに
いくわけです。こういうところにも
ちよつと問題はあつたわけですね。こ
ういふ関係について証券業者への預託そ
他をおやりになるわけでしょう。

○三治政府委員 これは私が誤解して
おるのかも知れませんが、商工
債券なんかを買って、いまそのまゝに
なつておるのをこゝろふうなところ
に一時運用預けをすることによつてほ
んのわずかの利ざやがとれるというこ
とのために入れたわけ、こちらに全部
金を預託するとか、こういうことでは
ない。買った有価証券の一時預けと申
しますか運用預託、こういうことです。

○滝井委員 そうすると、普通の積み
立て金、いわゆる保険料で納まつてく
る金、その金は資金運用部にみんな
持つていくわけでしょう。

の場合に六十二条の、中小企業の業者
が組合員になるという見込みがあるこ
とその他の事情を考慮して指定する場
合には、中小企業退職金共済審議会の
意見を聞かなければならぬということ
になるわけですね。この「その他の事情
を考慮し」という場合は、一体どうい
う要件がその他の事情の考慮の対象にな
るのですか。これは別に説明の中に何
も書いてないのですよ。

○三治政府委員 中小業者の団体が
各府県また全国連合会があつて、そ
ういふものが大体当該業種をまとめてき
た、しかしその業界においてこういう
ふうなことを特にやるという必要度、
たとえば労働不足とか、特別にこ
ういふ労働福祉対策のためにという認識
の程度というふうなものではないかと
思ひまして、いわゆるその他の事情と
いうことで入れたわけでございます。

○滝井委員 少し飛ばして、六十八
条は、特定業種を指定したときは労働大
臣が組合の理事長、監事となる者を指
名することになるわけですね。そうす
ると、さういふ、これは民間の、民主
的な自由につくる組合だ、政府は別に
強制でもない、関与するわけではない
と言つても、その指定業種の特定
の組合ができてくると、が然政府は前
面に出て、その理事長なり監事の指名
権を労働大臣が発動してくるわけ
でしょう。これはどうしてかという
と、結局相当の国庫補助を、事務費に
も退職金にしても出すからなんです
よ。出すからこゝろいふことになると思
う。そうしますと、この場合に、労働
者の退職後における生活安定という
ものに非常に重要な関係を持つこの制度
は、事業主だけがつくるのだからと

らぬという一つの壁がここにできてい
るわけですね。チェックする面があ
るわけですね。同時に理事について労働
大臣の認可を受けて任命するわけ
です。そこでわれわれが言いたいのは、
やはりこゝろいふ制度というものをう
まく運営をしていくためには、五人の理
事のうち一人ぐらいは労働者の広い立
場から、やはり労働者の利益を代表し
得る程度の者を加えておく必要があ
る。それから当然評議員の中にも――
組合の業務の適正な運営に必要な学識
経験を有するといふ人は労働界にお
るわけですから、そういう点の両者
についてある程度私を入れる必要があ
るのじゃないかという感じがするので
す、こゝろいふ制度をどうしてもあな
た方のおやりにならうとするならば、こ
れは三治さんよりも労働大臣の意向を
お尋ねしたい。組合に金を貸すとい
う場合の向うと同じように、われわれ
はそれを期待せざるを得ないのです。
五人のうち二人とか三人やれといふの
ではない、少なくとも五人のうち一人
です。それから評議員の中に相当数の
人は、過半数とはいわなくても、評議
員は全部で何人いますか知りません
けれども、まあ三分の一ぐらいは入れ
る必要があるのじゃないかという感じが
するのです。

○大橋國務大臣 評議員につきま
しては、政府委員からお答え申し上げ
たとおり、労働組合の代表が入ること
が適当であると考えます。したがつて
さういふ意味で指導もいたしたいと
思つております。理事につきまして
は、業務の執行上、理事長においてど
ういふ人選をされるか、これについて
はやはり理事長の意向を主として考え

るということがよろしいのではない
かと思ひますが、理事長におきましてそ
の団体の事業の性質、また会員の意向
などを判断されまして、労働組合の代
表を理事に入れることが適当だ、こ
う考へてこれが任命を希望された場合
において、私もそれは尊重する考へ
でございます。

○滝井委員 こういうところは行政上
の指導の問題でございますから、やは
り労働者の利益をもつて退職金制度を
中小企業の労働者のために持つてや
らうといふヒューマニズムを持つてお
る事業主の団体ですから、やはり一
ぐらひは感あけておく必要があらう
と思ひます。ぜひひとつこゝろいふ
点については民主的な行政指導で感
應をしておきたいと思ひます。まあ大
臣のいまのような意向でひとつ満足し
ておきます。どうぞさうしていただき
たいと思ひます。

それから、業務の範囲、七十五
条の二で、保健とか保養、教養のための
施設の設置及び運営をこの特定の退職
金の共済組合がやることになるわけ
です。一体こゝろいふ施設を行なう経費と
いうものはこの融資の金で行なうこと
になるのか、それとも組合が六十三
条の目的を達成するためにみづから何
かに金を取つてこゝろいふ制度をやる
ことになるのか。

○三治政府委員 これはいまの現行法
の事業団でも同じ規定になつておるわ
けでございます。これは相当長く運営
してきて、資金に相当余裕ができた場
合の、事業団のいわゆる退職金共済事
業そのものの一種の付帯的な事業とし
てやれるように、これを主としてやる
というのではないわけですね。いまの一

般の事業団でもこれは法律上規定はしてありますが、まだ実施に移っておりません。したがって、この事業が大いに成功して相当余裕的な資金が出てきた場合に、これは新しく取ってやるといふことでなくて、そういう運用利益とみなされるような余裕金が出た場合にこういうものをやる、こういうふうな理解をしていただきたいと思います。

○滝井委員 そうしますと、七十五条の二号というものは、いま事業団さえやっていないのだから、こういう土建の組合も簡単にやれぬだろう、こういうことになる、ちよつと訓示規定みたいなことになってしまふのです。そうしますと、七十七条の特別財産、この関係ですね。特定業種に属する事業の事業主が特定業種退職金共済契約によらないで提出した財産については、他の財産と区別しますね。ここにこういう共済契約以外の金なり物を出してやるといふ形があるわけでしょう。そうしますと、いまの七十五条の二号はこういうものでできるといふことになるのですか。だから当然そういうことは、七十五条の二号の関係は七十七条からできることになるわけですね。これも別にいまのところ考えない、訓示的な規定だということになるのですか。

○三治政府委員 この七十七条はほんとうに特別なことでございまして、建設業の実態からいまして、元請、下請、再下請と、こういきますので、業界一体として退職金事業をやるといふ意味において大手にこの運営について協力してもらふ、そのためにこういうふうな特別財産規定を設けて、いわば普通でいへば相当大手の業者から中小

企業者のために特別寄付をしてもらつて、この組合の運営を円滑にしていきたい、こういう運営の業務上の問題としてやっていきたい、こういうふうな考えでおります。政府の補助金が必ずしも組合の事務運営に十二分にいくといふふうにはなかなか将来も保証されない。業界一体として大手が特に、何と申しますか、いわゆる寄付金的なものでこういうふうな財産を積み立てて運営に援助してもらふ、こういう規定でございまして、七十五条の福利施設とか、そういうために充てる特別財産ではございません。

○滝井委員 次は八十条ですね。この八十条の四項で「所定労働時間が特に短い者その他労働省令で定める者が当該特定業種退職金共済契約の被共済者とならないものとする」ことができる。ということになっておるですね。滝井組なら滝井組の中で特に労働時間の短い者は労働省令で除外するわけでしょう。そうすると、一体その除外をする者というものはどういふふうな者が例としてあるのでしょうか。

○三治政府委員 これは、この加入者は雇い入れた者が一括して、自分の好きな者を入れて自分のきらいな者は入れないということは禁止して、とにかく雇う者は一括して入れる、こういうふうになっていくわけでございます。そうしますと、非常にお年寄りだとかそれから特に、何と申しますか、一定年齢以上の者、退職金をもらうにはいかに働く期間が短い、そういうふうなものも予定して、まだこれも私もど

は業界の実態が実際どういふものかよく——いろいろ何か支障のあるものが出てきやしないかということにここ

なにしておりますが、いま一応は、いわゆる高年齢者で一般水準で定年年齢を過ぎたような人がここに臨時に雇用されたというふうな人は、三年以上たぬと退職金をもらえぬように規制しているわけですから、そう長い期間雇用されないような人も含んで、実情を見てきめていきたいというふうに考えております。

○滝井委員 そうしますと、これは臨時雇いの非常に高齢者みたいなものな、そういうところが退職金の対象にならない、こういうことですかね。これもなかなか問題のあるところですね。というのは、御存じのとおり、日本建設業の実態というものは、これは三池の災害等でもおわかりのよう

に、ああいう炭鉱、日本の大手の炭鉱でも相当の組長が坑内に入っておるわけですね。そしてそれが一体何人死んだか、組長が何人いたか全然わからないですね。当初はわからなかったでしょう。あとになってようやくわかったという状態で、いわんや日本の土建業はこれはなかなか把握しにくいですよ。新編とか富山とか福島とかから出かせぎにどんどん来て、そして潮のごとく来て潮のごとく引いては去っていくわけですね。だから事業主としてみれば、常に自分のところで雇っているとい

うのは、たとえ百人くらい毎日労働者を使っている人でも、自分のところでおかかえといふのは二十人かそこらしかいないですね。あとはみな臨時の者で、非常に移動が激しいわけですね。みんな臨時で、ほんとうに自分のところの子飼ひというか、何々組の常雇いといふのは少ないわけですね。われわれのところの福岡県もそういう状態です

から、そうしますと、ほんとうに日常的に来ているという者は対象にならなくなってしまう。だから、こらあたりの規定を厳格にやるといふと落ちてるから、少しゆるやかにしてやってもいい必要がある、そのためにはやはり手帳を本人に渡して、この手帳をいつも持つておる。そうして月に一回は、これは職安が基準局から知らぬけれども、どこかで必ず面会をしていく、いわゆる見せていく。私はこれだけ押してもらつております、だから月末になつたらそれだけを見せようか、通知をして役所がそれをレコードしておき、記録しておくというふうな、何かそういう形にでもしてもらつて、全国自由に移動しても、その手帳さえ持つていけばいいというふうな形にしてもらつておけば、こういう短時間の者でも排除する必要はなくなるわけですね。そういう制度ができるということになります、組合をつくらなくたって事業団でもいいということになるのです。だからこういう所定労働時間が短いものも労働省令で全部排除してしまふということになれば、非常に労働者は捕捉しやすくなるのですよ。捕捉しやすくなるということになれば、事業団でもいいということになる。

○大橋国務大臣 滝井委員のお話はよく了解できます。私もこの退職金の制度ができたために、かえつて老齢者等の短時間ではありましても就業いたしますことが妨げられるというふうなことがあつては本来の趣旨に反しますから、そういうことのないようにという意味で退職金制度を事業主に要望することが不適当なような作業状態といふものを除外しようという趣旨で、

この規定をつくつたわけなのであります。しかし御承知のように建設業の下請における労働状況といふのは、なかなか地方によりまして、また時代的にもいろいろ複雑な点がございまして、いま立法に際しましてその実情を私どももいたしまして完全に把握をしておるという自信がございません。そこで今後運営にあたりました遺憾なきを期するという意味で、一応省令に委任をいたしてある次第ですが、この省令につきましてはいろいろまた皆様の御意向等も承りまして、そうして実情に適合して遺憾なきを期するようにいたしてまいりたいと存じます。何ぶんよろしくお願いいたします。

○滝井委員 労働時間が短かつたからといってそれを排除されるということになると、非常にこれは問題があると思ひます。同時に、その労働時間が短かつたからといって、八十条で締結等ができないといふこととにも、もう一つ同じように、今度は事業主の側から問題が出てくるのは、八十一條で労働省令で定める期間について、その期間中に納付すべき掛金の総額のうち労働省令で定める割合に相当する額以上の掛金の納付を怠つたとき、事業主が掛け金を怠つたために、まじめに労働者は所定の時間だけは働いておつたのに、これで解除されたといふことになれば、これはもう労働者は踏ん切りけられたいです。ちよつとこれは現在の労災の中にそのことがあるわけですね。一生懸命にまじめに働いておつたところが、事業主が保険金を掛けなかつたために、ガスの爆発が起つて死んだのに給付の制限を受けて、わず

かに三十万か四十万しか労災保険はもらえぬ。その全額をもらおうと思つたら、その事業主は破産の宣告をしなればならぬ、こういう場合がある。この共済契約者が怠つた、同時にもう一つその次に、共済契約者が中小企業でなくなつたという場合があるわけだ。三百人以下でなければならぬのが三百五十人になつたということになる、これはだめになつてしまふわけだ。すね。この二つの場合は一体どう労働者を救済することになるのかということだ。その救済方法だすね。

○三治政府委員 まあ理論的には、ここに書いてあるわけですからないわけなんです。ただ滞納の場合は、そういう意味からいって、組合員制度をとっているわけですから、業界のほうとして掛け金を、これだけはすてに使つたものについては必ず納付するようには働きかけて、実効上使つてしかも払わなかつたというものはあとからでも払わせるようにこれは指導していきたいと思ひます。そういうことで、法律上はこういう規定がどうしても必要なのわけですが、しかし運用上はそういうことのないようにやつていきたいと思ひます。

それから三百人から三百五十人になつたという事業規模の拡大も、法律上はこういうふうになつておりますが、一般の事業団の場合におきましては、契約はずつと継続して、補助金がつかないだけで、契約はずつと続けれられるようになっておりますが、これは転々として変わつて、同一事業主に雇用されてないということでありまして、そのものが大企業になつて下請を使うようになれば、自然と下請のほう

のものが使うようになつて、大企業そのものはこういう期間契約者を雇使わなくなるといふ現象になつた場合に、こういうふうには掛けていくのだと理解していただければいいのじゃないかと思ひます。

○滝井委員 事業主が中小企業でなくなつても、今度はその者が中小企業に使われればいいわけだ。ところがやじが中小企業を脱却したというときには、その使用人もやはりおやじについていく、こういうことはたくさんあり得るわけだすね。その者が二年は掛け金を掛けてもらつておつた。ところがそれから三年目になつたら、おやじがより大企業になつて、この法律の対象にならなくなつたというときには、救済の方法が全くないわけだすね。その場合に三年以上掛けておかなければだめなんですから、そうすると、二年掛けただけの金は一応全部戻してくれることになるのでしよう。

○三治政府委員 ちょっとこの点は一般の退職金と違ひまして、一種の一時払いの年金みたいなもので、これは過去どの事業主に使われようが、とにかく証紙で張られたものが記録になつていくわけですから、働いて払われた事実さえあれば事業主がやめようがどうしようがいはいわけなんです。ただ、働いたときに加入事業主が張つてくれたの、できるだけ業界で張らすように指導体制をとる。それからこの場合に二項に「労働省令で定めるところにより」といふふうにしてありますので、この共済契約者が中小企業者でない事業主となつたとき、この場合の経過措置でも単に途中をやめるといふことでなく

して、一つの現場が終わつたときとかいうふうには、その点は経過措置と申しますか、共済組合からはする場合は経過措置は十分とていつて、弾力的に運用していきたい。実際特定業種のほうには建設業者のうちでも常用労働者を三百人以上使つてゐるということになるわけですから、その上に期間労働者を五百人、千人使う場合があつても、それは中小企業になるわけですから、実際は相当大企業でない、これからはそれるものはあまりないわけだす。もちろん非常に経営がうまくて十年くらいで大企業にのし上がるような業者も、これからは建設業の発展によつてあるかも知れませんが、それによつてある場合にも組合員から大企業として抜け出す場合の経過措置を万端漏なく省令で定めていきたいといふふうに考へております。

○滝井委員 これからあるいはさういふ急激な変化はないかも知れぬけれども、最近までは御存じのとおりことしの予算額、三兆二千五百五十四億の中で地方交付税分も含めると、三割六分は公共事業に使われているわけだす。そうしますと、きのうまでは小さな土建の社長だつたのが、もはやこのオリンピックブームに乗つて、行つてみたらが然金殿玉楼のような家に住んで社長室におさまつておつたといふ人はざらにあるわけだすね。われわれ九州の筑豊炭鉱がかつてフロンティアであつたときには、きのうまでは腕一本で炭鉱をやつておつただけだけれども、二、三日して行つてみたらもはや大きな御殿みたいな家に住んでおつたといふ、あかがね御殿もあるわけですから、そうなりまして、いままで中小企業の

退職金の対象であつた労働者が、一挙にしてりつぱな会社の職員になつておる、それでそこではもう新しく退職金もできて、調整年金にも入つたといふような場合には、これは全くわずかな金だから、そんなものは一、二年ぐらゐなら掛け捨てにしてもいいやということにもなるかも知れぬけれども、やはりこれは何か救済規定が必要だと思ひます。これは全く労働者には罪がなかつて、おやじが大企業になつたり中小企業になつたり、浮き沈みがあるわけですから、そのときには、その金は長期にわたつてその者が手帳に証紙を張るような状態でない、本人も、もうこれ以上のこの権利は捨ててもよろしい、ぜひいままでの金だけはいだきたい、こういうことになれば、その金だけはやはり労働者に払い出してやる必要があると思ひます。その点が一つ、それからもう一つは、この掛け金を事業主が怠つたといふときには、国税徴収法によつて、これは差し押さへか何かすることがあるのかどうかということだす。そういうことが全然なくて、そのときはただ行政で指導するばかりで、いかんともしがたいといふことになるのか、その二点について。

○三治政府委員 第一点の場合はたぶん、その事業が発展することによつて、いままでは季節的に必要のときだけ雇用されておつたのが常用になつた場合には、いわゆる一種の退職でみな払ふことになつております。期間雇用者だけのごさいますから、これは常用化されれば、そのときに過去の印紙の月数によつて退職金を払ひ、こういうふうになつております。これは国税徴収法のような強制の徴収方法はとれない。

いふようになつておりますので、あくまで説得で払わせるようにするよりはかに手はごさいませんといふことでございます。

○田口委員長 滝井さん、要点をひとつ簡潔に願ひます。

○滝井委員 いま要点だけ言つておるのです。

それから退職金の額ですが、八十二条を見ると、一番先に出てくるのは、死亡したときなんすね。まず退職金をやるといふのは死亡したときなんす。死んだときに退職金をもらつたつてあまりありがたないわけだすから、「死亡したとき」といふのはむしろあとに持つていつて、何か区切りがついたときに退職金をやるといふことにせぬと、これではいつの限度になつた退職金をもらふのかはつきりしないのです。一番先に、死んだときには、土建の下に働いておる限りは、大体中小企業には定年なんといふものはないのですから、「死亡したとき」――労働者がこれを見て、われわれはちゃんと頭にくたつたといふのです。どうして頭にくたつたかといふと、一番先に死んだときにくたつたことになつておるんだ、しかもほかのときはどうもはつきりしない、これではどうも金をためるために事業主から金を集めるような感じがするのです、これはちゃんとしたといふんです、労働者の感覚としては、われわれもこれは何かちゃんとくる感じがするのです。「そのとおり」と呼ぶ者あり、そのとおりだと与党も言つて

○滝井委員 どうも二十五年苦しい土
建業につとめて、そうして三十万八千
五百円ということでは、なかなかこれ
はやはり私は納得できない。だからし
たがつてそのこの一日の掛け金をやはり
もうちょつとふやす必要があるのじや
ないか。これは三治さん、土建業の実態
を、ごらんになるとわかるように非常に
重労働です。そんなに二十五年も長く
続かぬですよ。トンネル掘りの状態な
んか見ても、二十五年あの仕事をやつ
ていたら人間役に立たなくなってしまう
う。そういう点で移動が多いわけであ
す。やはり何か楽なところと、こうい
うことになるわけでしょう。こういう
点はなかなか予算に関連する一番重要

な問題だからただ早く早くと急いで、前に質問しているからそれでいいのだというわけにいかぬ、詰めなければならぬところですよ。われわれがヒューマニズムを持てば持つほど詰めなければいかぬところなんです。われわれにいま三十万円くれて、一体二十五年も土建業で働いて家がこの付近で建ちますかということですよ。退職金というやつは労働者が老後唯一のいいい場所である家を建てたいというような非常に大きな倉庫ですよ。厚生年金でも退職金と年金と二つ持っておきたいというのがみんなの労働者の願いです。ところが事業主のほうはいま退職金をできるだけ分割払いの年金に切りかえていつて一時金の退職金をなくそうとしているのです。このことは労働者の夢をなくそうとすることです。土建業を二十五年やつて一日二十四の二十一日、それで三十万円ということでは厚生年金なり他のものとを比較して、こんな小さな制度ばかりを雨後のタケノ

コのようにしておるといふことは、何か大きな本流が見失われて小さな流れ、せせらぎみたいなことばかりに日本の社会保障がなってしまうというよりな心配がここにあるのです。いまゼ口だからこれでいいじゃないかと言われるけれども、やはりこれはぜひひとつ考えていただきたいと思ひます。だんだん伸ばすというけれども、中小企業にはそれだけ伸びるだけの客観性がないのです。日本はそういう点では客観性がない。きょうはこれ以上質問もいたしません、ひとつ大臣の所見だけは承っておきたいと思ひます。

○大橋国務大臣 いまの仰せまことに、ごもつともございまして、この組合を当初設立するに際しましては、日額を幾らにするか、これによりまして退職金の額がきまりますので、業界の各方面の人と十分に相談いたしまして、できるだけ適切な額が決定するよう指導したいと思ひます。

○滝井委員 大橋さんのヒューマニズムを信頼してこれ以上言いません。それから八十六条で従業員に対する告知があるわけですね。さいぜんの御説明でこの一つの組に入ると、それは一括をして当然そう入るようになる、こういうことなんですね。ところが新規に雇われた者は、お前は被共済者となるかどうかというのを告知しなければならぬことになっているわけですね。これは退職共済事業が実施されておる事業に入れば、当然必然的に自動的になるのではなく、やはり労働者に入るか入らぬかということは、——当然労働者の利益になるのだが、入らなくてもやっているのじゃないか。この点は一休どろいう形になるのですか。

○三治政府委員 これは入るときには、そういう退職金制度の組合に入っているということ、君たちに積んでやっているとすることを知らすだけです。

○滝井委員 それだったら「なるかどうか」という文章はおかしいですよ。お前はなるかどうかというのを告知するんでしょ。当然なるんだという告知をするのならいいけれども、なるかどうかということは、やはり本人の意思を聞くということなんですよ。

○三治政府委員 これは例外的に省令や何かで除外例を若干将来もつくるわけでありまして、そういうふうなものに該当する場合には、なるかどうかというところでありますが、一般的にはこれはうちのほうは組合に入っているのだということを知らす、こういうことではあります。

○滝井委員 それはあなた、この条文をお読みになると、雇用するにあたってやるのですから、いまから滝井組に大原という者を雇おうとする場合に、おまえはこの被共済者になるかならぬかということなんですよ。「新たに従業員を雇用するに当たっては」と書いてある。だから、雇用した者についてするのではなくて雇用するにあたってのだから、まだ雇用というところが最終的にきまつたわけじゃないでしゅう。雇用するかどうかというせとぎわですからね。

○三治政府委員 これは共済契約の前を見ていただければわかりますように、一たん組合に入る者は共済契約を結ぶわけですから、その共済契約は将来にわたって事業をやる者については、それは将来包括してそれをやらなければならぬと書いてあるわけですね。それで雇用するにあたっては、それはうちのほうは入っている、ただその中に、いままでの規定の中に、若干包括して入れなくてもいいものがあるから、その逆の表現でいえば、ほんのわずかな除外例の場合があるから、それを該当するかどうかというのを知らせる、こういうこととございまして、これは雇用する場合にあたっては告知のほうは共済契約者に一般的には入っているということを知らす、こういうことだけでございまして、前の特例で入らない場合があるといつて、その入らない人にも伝える、こういうことで、そのように表現になっておりますが、要するに、大部分は入っているということを知らすということとございまして。

○滝井委員 どうも横からせられるのですが、あと二点だけでやめよう。国庫補助の問題ですね。これが、審議会等では、掛け金の月額五百円までの部分については国庫補助の措置を講ずる必要がある、国庫補助率の引き上げも、五年以上が一分、十年以上が一分五分に配慮することになっておるわけですね。ところが、これが前進してないわけでしょう。これは一体どうしてこういふように——あなたのほうで、八十四万人程度で、これから本格的に相当のものを入れようというわけなんではしゅうが、どうしてここの国庫補助の増額というものができなかったのか。中小企業の革命的な近代化をはかろうというなら、当然これは相当の前進をしなければならぬ。

○三治政府委員 そういふふうな答申で、われわれは最後まで予算折衝では努力したつもりでございしますが、これは非常な奨励補助だということ、奨励補助を増額するということには反対だということがおもなことでございします。

なおこの期間雇用者の部面につきましては、政令で定める退職金額表には、二百円までの分については、一般のものと同じように補助金がつけようになつております。この期間雇用者のほうの部面も掛け金の二百円までの部分については、同じような補助金がつけようになりましてあります。それで、その点は、政令で退職金額表をつくる、その金額を含めて金額表をつくる、こういう了解になつておるわけでありまして。

○滝井委員 ほんとうに中小企業のあれをやるうとすれば、二百円ではなくて、額をもう少し、四百円ぐらいに——さいぜんなあなたの言うように一歩前進というならば、やつぱり二百円を三百円にするとか四百円にするとか、何ぼかでもこれは引き上げの必要があると思ふのです。それがそのままだ。しかし、制度的に今度は土建業だけには広げていこうということでは、あまりにも前進がなさ過ぎる。

最後に特定業種に属する事業を営む中小企業者が行なっている既存の共同退職金積み立て事業、これの引き継ぎ方ですね。

○三治政府委員 これは三十六年の退職金の一部改正に基づいて事業団が行ないました引き継ぎの方法に準じて定める予定にしております。それは大体次のようなことになっております。積み立て事業に参加している事業主に雇用されている従業員が退職に際してその積み立て事業より退職手当の支給を受けることが定められている、参加事業主が同一の基準に基づいて作成した退職手当に関する定めを有し、かつ、積み立て事業に関する事務の全部または一部が共同で処理されている、こういうのはつきりした、わかつたものについて、引き継ぎようにしていきたいと思ひます。

○滝井委員 その引き継ぎ方が、一体それを何年に計算するのか、それから額は一休どの程度に位置づけをするのか、こういう問題があるわけですね。その問題の通算のしかたですね。それはやはりこまかく政令か何かできちつときめていくのですか。それがあればひとつ事業団でやつた実例ですね、これはいままでなくていいですか、そういうシエーマがあれば出してもらいたいと思ふのです。これは今後、いま言ったように、たとえば企業年金との関係も出てくるわけですね。企業年金をやめてもうこれに入りまして、という人も出てくるかもしれないし、これをやめて企業年金にいきましようという人も出てくるかもしれない。そうすると、その原資をやはり持つていったり持つてきたりしなければならぬでしゅう。だから、したがって事業団における実例をひとつ、これはあとでいいですから資料で出していただきたい。

これでもやめよう。

○田口委員長 八木一男君。

○八木(一)委員 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案について、労働大臣や政府委員に御質問を申し上げたいと思ひます。かなり同僚委員から詳しく御質問がございましたし、だいたい夜になってまいりましたので、で

きるだけ問題点をしぼって御質問を申し上げたいと思います。どうか端的に前向きな御答弁を最初からお願いをしておきます。

まず第一に、この法案で三つの主要な改正点がござりますが、その中で、建設労働者に対してこの法律を適用しようという事は、前向きでよいことだと私も考えております。その点は非常によいわけでございますが、いまの建設業者は全国で一萬八千六百六十二人ございますけれども、そのうちで登録を受けている者は半分ぐらいにすぎないという状況もございますし、また建設労働者がいろいろと中小企業や零細企業やそういうところの働いたり、また自分で一人親方として働いたり、そういうような事情がある。それを建設関係の労働者全部適用になるように、ぜひこれをやっていただく必要があらうと思ひますが、それについてお考えを伺いたしたいと思います。

○三治政府委員 いわゆる建築関係につきましては、町方と野丁場と両方ございまして、町方のほうがことにそういうような方が多いわけでございます。この点につきましては、いわゆる町方のほうの一人親方の方々が組合をつくって、それを単位として入っていただくように考えております。

○八木(一)委員 そういふ方法が一番適切であらうと思ひます。町方の建築関係に働く人が、自分のそういう団体をつくって、それで自分たちが入っていくという方法は非常にいい方法だと思ひますが、労働大臣からこの点についてお聞かせをいただきたいと思ひます。

○大橋國務大臣 いま局長から申し上げたとおりです。

○八木(一)委員 それにつきまして、町方で一人親方が自分たちが家をつくらうというところだけでやる場合は、もちろんそれでうまくいくわけですが、町方をしながら、ときに零細企業、中小企業に雇われているという場合があつて、それで零細企業が残念ながらそういう契約をしていないというような場合も、場合によっては起こると思ひます。そういうときには、その人たちの希望によれば、そういう人も一人親方といひますが、その働く人の団体がこれを事務的に処理し、扱えるように、ひとつ運用をお願いしたいと思います。この点について……

○三治政府委員 運用の面におきまして、そういうふうにもしも入っていない事業主に雇用されて、しかもその方が町方で組合をつくって加入しているという場合には、その働いた実績に応じて入っていただくようにいたしたいと思ひます。

○八木(一)委員 その次に、前にも熱心な委員の御質問にあつたと思ひますが、だいいふ審議が終わりになつてしまつたので、もう一回端にお伺ひしたいわけでございますが、この法律をつくつたものは、一番最初の考え方は、元請が金を出してやつていくという考え方で検討されたと思ひます。法律のできる過程で、このような中小企業の下請の人が契約をし、かつ払うという体系になつておりますが、実際は零細企業が人を確保するためにいろいろものをつくつたわけでございますから、その要請は、またそのことによつて利益を得るのはそのような零細

企業を使つて企業をやっている元方である。そういう意味で元方が実際に掛け金を確実に払うというふうな体制がぜひ必要だと思ひますが、これについて確実に元方から零細企業を圧迫しないで自分で金を払うという方法でぜひやつていただきたいと思ひますが、それについて労働省の考え方を伺ひたいと思ひます。

○大橋國務大臣 その点同感でございます。この共済組合の特別設置につきまして最も熱心なのは大業者でございます。大業者諸君の協力を得まして、そういうことについて民法上の契約その他法的措置をとつてもらひまして、法律上御意旨のようない扱いができるということを確認した上で認可するようにしてまいりたいと思ひます。

○八木(一)委員 その次に、掛け金のことに付いて、これは前に私がおたなかつたときに質問があつたと思ひますが、私ちょっと聞いていないで申しわけないと思ひますが、私の聞いた範囲では何つておりませんのでお聞きします。これは大体私は想像がついていますが、たとえば月に二十五枚張つた月がある、また十五枚張つた月があるというふうな場合に、その掛け金の計算がどうなるのか。たとえば月に労働省の考へておられる基準に達しないときに、その掛け金が全部掛け捨てみたいになつて計算されると困ると思ひます。また月の境じやなしに、年の境にしても、労働省の考へておられるものに達しない場合に、要件を満たすものになる力にそれがならないというところでは困ると思ひます。まさかそんな考へ方はしておられないと思ひ

ますけれども、この委員会でもひとつはつきりとして御説明をしていただきたいと思ひます。

○三治政府委員 この月の計算は、ただ退職金支給のために月計算をしていくだけでございまして、ある月に二十枚、ある月に十五枚、ある月に二十枚張られても、それは下から順に張つていく、二十一枚で成り立つというふうな計算をしていくわけでありまして、大体のやり方としては、半年分の印紙を張る手帳をもらつて、それが満額になつたところで返してもらう。それで本来の本人の台帳に何カ月分と確定に本人が何カ月分の積み立てができたかということがわかるような事務処理をしていきたいと思ひます。

○八木(一)委員 そういふ方法でやれば掛け捨てというふうなことがなくなる。ほかの点ではあるかも知れませんが、一番大事な点ではなくなると思ひます。いま御説明にありませんでしたけれども、これは月と月の境のほかに年と年の境についても同じようなことをやられると理解して進めていきたいと思ひます。

その次に、先ほど滝井委員の御質問があつたときといたしましての御答弁に關連しておりますが、大体月二十一日ということで労働省は考へておられるようございまして。しかし私の調べたところによると二十日以下、十七、十八日しか働かないような建設関係の労働者が非常に多いように見受けられます。そこで月二十一日という要件をもう少し緩和するようにぜひ御配慮をお願いしたいと思ひます。

○大橋國務大臣 実は二十一日というの、一応予算算定の基礎を明らかにする必要があると思ひますので、そういう趣旨で便宜説明をいたしておりましたが、御意見の趣旨も十分承りましたので、これを二十日として経理がやつていくかどうか、政令作成に際しまして、その段階で再検討いたしていかうかに決定したいと思ひます。

○八木(一)委員 その意味でぜひ前向きにひとつ進めていただきたいと思ひます。

その次に、三年未満しか経過していない場合に、かりに死亡いたしました、結局その労働者の払い掛け金がむだになるように、私はこの法律を讀んでみないといふ思ひです。それで非常に適切についてはどのようにお考えになつておりますか。

○三治政府委員 現在この法案では、三年未満の場合に死亡した場合には、一応十二カ月以上の掛け金の納付があれば退職金を支給することに、弔慰金的な意味で理解できますけれども、退職金の受給資格について例外を認める考へ方は、現在のところ事業団が行なつていく退職金共済制度にも例外がないわけございまして、この点は例外をいふところの一般の事業団との関連で認めないことになつておりますが、さらにこういう事例がどの程度あるのか、実行上やつて、もしも多数あるようであれば、この例外をぜひ設けていきたいと思ひます。

て、そしてその雇用関係は同じように
維持をする。そういうことをやりまし
きわつとしたものになっておらないや
けです。そういうものがあつたり、
かしそこで相手は変わるけれども必ず
伐採とか植樹とかそういうことに働い
ております。そういうような山林労働
者とか似たようなものについて同じと
うな効果が及ぶように、これからもひ
とつ前向きに御検討願いたいと思いま

す。それについてのお考え方を伺います。

○大橋国務大臣 山林労働者は事業主及びその家族を含まれて大體全部で二十万程度の数だろうと思います。そのうち約半数はその事業主及び家族でございませう。残りがいわゆる従業員ということになっておるのでございまして、それが全国にわたっておりまして、はたして全国的な団体を組織して経営がやつていけるかどうか、これは十分検討する必要があると存じます。が、せっかくの御意向もございまして、事務的に少し検討をいたしてみます。

す。

○田口委員長 吉川兼光君。

○吉川(兼)委員 中小企業退職金審議会が昨年秋季に出しました共済法の改についての答申の中で、改正案に出ないものがあります。

その第一は、給付に対する国の補率の引き上げが本改正に実現されていないようであります。この点について伺います。

○三治政府委員 審議会の答申を得てわれわれは予算要求をいたしましたのですが、先ほど大臣も申されましたように、いろいろの項目があらま

て、この期間に定めた雇用者に対す

新しい部面についての補助が一般のほうと同じようについたところでは、こをおさめざるを得なかったものであります。今後ともこれらに努力してまいりたいと思ひます。

○古川(兼)委員 同答申の中で、建設業等において期間を定めて雇用される者に関する特例案を、この中で「事業が数回の請負によって行なわれる場合において、元請負人で組合員であるときは、退職金共済契約の当事者である当該元請負人のみを当該契約の当事者である事業主とみなす。」云々とありますが、本改正ではこれまた抹消されておるようでありますが、その点について……

○三治政府委員 当初の考え方は、期間雇用者が小企業あるいは大企業に使われても、その雇用の実態は同じであるから全部含めてよろう、またその場合において、この実際の建設業におきましては、先ほども申しましたように元請、下請、再下請、こういうふうな体制で事業が行なわれるわけでございますので、徴収の便も考えて、そういう原案でいこうというふうになつたわけですが、(実)事補助金との関係その他、中小企業退職金法の一部改訂というこの法の中へ入れるためには、やはり中小企業と限定せざるを得なかった、そのために、その分につきましては答申が相当修正を受けたわけでござい

ます。しかしながら、その趣旨を生かすために、私のほうといたしましては、同じ現場でたくさんの中小業者が一つの元請業者に使われている場合には、事務の関係を大企業のほうで処理するような道を開きまして、そういうふうな実質上の業務の便、それから元請が

下請のめんどうを見る体制をつくる根拠を置いたわけでござい

○古川(兼)委員 労災保険法第八條は、「事業が数回の請負によって行なわれる場合には、元請負人のみを、労災適用事業主とする」としているものでありますが、一つの工事が元請、下請、孫請、あるいは再孫請というように複雑な構造によつて行なわれておりまする建設業の現状から見ると、労災保険法第八條の規定、すなわち元請負人のみを事業主とするという方法はきわめて現実的であると思ひますが、建設業関係の退職金についても当然同様の適用方法をとるべきであらうと思ひます。そうでないと、建設業の機構の末端において労働者が就労しても、共済の証紙が貼付されない場合の責任が不明確になつてくると思ひます。この点はいかがでござい

○三治政府委員 確かに労災保険法にないやうな方では非常によかつたわけでございますが、中小企業者への制度を法律上の制度としては限つたために、それができなかった。事務を大企業、その元請が見れるようにすることによりまして、実質上漏れなく証紙が張れるように考慮したわけでござい

○古川(兼)委員 この退職金共済の目的は労働者の福祉向上ということだけであると思ひますが、そうしますと、あるのだと思ひますが、そうしますと、下請、孫請というふうな下請の業者のみに掛け金を納付させるのは明らかに片手落ちのやうに思ひます。当然元請業者にも掛け金を負担させるべきではないかと思ひますが、いかがで

○大橋国務大臣 古川委員のお述べになりました点、まことにごもつとも存じます。法律構成をいたしましては、その元請業者の責任を法律で明確にできなかったことは、先ほど来政府委員から申し上げたとおりでござい

○古川(兼)委員 八十二條は退職金支給の最低基準として掛け金納付三十万六千円となつておりますが、現行法の十條第一項では十二万六千円となつております。建設業のみをこころいふに差別待遇するのは不当と思ひますが、この点はいかがですか。

○三治政府委員 これは先ほども述べましたように、一般の中小企業の場合、一つの事業主から他の事業主にかつたに退職金を支給するやうになつておりますが、これはこの建設業の中で働く限りにおいては、定年まで支給しないで、その各業者に引かれたのがずつと通算して合算されるやうになつておるわけでござい

○古川(兼)委員 八十二條の第一項は、掛け金納付日数を政令で定めるといふやうになつておりますが、その日

数換算でござい

○古川(兼)委員 八十二條の第一項は、掛け金納付日数を政令で定めるといふやうになつておりますが、その日

○古川(兼)委員 八十二條の第一項は、掛け金納付日数を政令で定めるといふやうになつておりますが、その日

○古川(兼)委員 八十二條の第一項は、掛け金納付日数を政令で定めるといふやうになつておりますが、その日

○古川(兼)委員 八十二條の第一項は、掛け金納付日数を政令で定めるといふやうになつておりますが、その日

○古川(兼)委員 八十二條の第一項は、掛け金納付日数を政令で定めるといふやうになつておりますが、その日

○古川(兼)委員 八十二條の第一項は、掛け金納付日数を政令で定めるといふやうになつておりますが、その日

○古川(兼)委員 八十二條の第一項は、掛け金納付日数を政令で定めるといふやうになつておりますが、その日

に準じてこちらのほうもやつていきたく
と思います。

○古川(兼)委員 八十二条の五項は、
退職金の額は法令で定めるとしてあり
ますが、少なくとも三十年五十万円く
らいの額を保障すべきである、こうい
う考えですが、これはいかがですか。

○三治政府委員 そういふふうになら
われのほうでできるだけ作業したいと
思いますが、現在、先ほど申し述べ
ましたように退職率がはつきりつかめ
ないために、非常に退職率を低くして
ある関係上、若干この金額が低くなつ
ておりますが、われわれのいまの推定
では、三十年で約四十五万円にしてお
ります、これらの点は、できるだけ
予算の許す限り高くするように考慮し
てみたいと思います。

○古川(兼)委員 八十二条第一項は、
退職金を支給する場合について規定し
ておるわけでありますが、どうもきわめ
て不明確であります。やはりこれは
五十五歳で支給するとか、あるいは建
設産業から離職した場合には直ちに支
給する、こういうふうな明確に規定す
べきではないかと思ひます。さらにま
た、同条第一項のハの労働省令で明確
にしてもらいた、こういうふうにし
ていますが、いかがですか。

○三治政府委員 定年五十五歳で退職
金がもらえるようにするのは、省令で
きめていきたいと思います。

なお、この退職金につきましては、
期間雇用者から常用労働者になった場
合には、それは雇用形態が違つてい
くわけですから、その場合にも退職金
が支給されるわけでありまして、

○古川(兼)委員 労働基準法の第三
条でいふところの労働条件は、労使

対等で決定するという精神でありま
す。これから言ひまして、当然保険制
度の運営に労働組合代表を参加させる
べきである、こういうふうな考えま
すが、たとえば理事あるいは評議員等
に労働代表を含めることはもちろん、積
み立て金の運用に労働組合代表を参画
させるべき措置を講ずべきである、こ
ういふふうな考えですが、この点い
かがでしょうか。

○大橋国務大臣 評議員については、
労働代表を加えることはもちろんであ
ると思ひます。理事というのは、執行
機関でございます、その法人の業務
を業務的に処理するのでございませ
う、適任者を選ぶという趣旨で選考さ
れることに相なるのではないかと思
ひます。しかしながら、その
人選は理事長に一任してございませ
う、理事長において労働代表を加える
ことが適当であると考え、その運びを
おつけになりました場合には、私ども
といたしましては、十分その理事長の
考えを尊重してまいりたいと思ひま
す。

○田口委員長 吉川さん、まだ長くか
かりますか。

○古川(兼)委員 時間のようですから
一つで終わります。建設産業の工場にお
きましては、いわゆる一人親方と称す
る階層があります。また労働者から一
人親方に移行する場合もあるわけであ
ります。したがって、これらの一人親
方をも平等に救済する法でなければな
らないと思ひますが、その点いかがで
すか。

○大橋国務大臣 一人親方につきま
しては、運用上十分考慮いたしまして、

これを含めるようにいたしたい考えで
ございます。

○田口委員長 これにて本案に対する
質疑は終局いたしました。

○田口委員長 ただいま委員長の手元
に、竹内黎一君、小林進君及び吉川兼
光君から、中小企業退職金共済法の
一部を改正する法律案に対する修正案が
提出されておりますので、修正案の趣
旨説明を聴取いたします。竹内黎一
君。

中小企業退職金共済法の一部を
改正する法律案に対する修正案
中小企業退職金共済法の一部を改
正する法律案の一部を次のように修
正する。
第三十五条の改正規定中「理事長
を通じて」を削る。

○竹内委員 自由民主党、日本社会
党及び民主社会党、三派共同提案にか
かる中小企業退職金共済法の一部を改
正する法律案に対する修正案を提出い
たします。

修正案は、お手元に配付してあると
おりであります、その内容は、第三
十五条の改正規定中「理事長を通じて」
を削ることであり、

何とぞ委員各位の御賛同をお願い
いたします。(拍手)

○田口委員長 修正案について御発言
はありませんか。

○田口委員長 御発言がなければ、こ
れより修正案及び原案について討論を
行なうのでありますが、別に討論の申

し出もありませんので、直ちに採決す
るに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○田口委員長 御異議なしと認め、そ
のうちに採決いたします。

これより内閣提出、中小企業退職金
共済法の一部を改正する法律案及びこ
れに対する修正案について、採決に入
ります。

まず、竹内黎一君、小林進君及び吉
川兼光君提出の修正案について採決
いたします。
本修正案に賛成の諸君の起立を求め
ます。

「賛成者起立」
○田口委員長 起立給員。よって、本
修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除く原
案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めま
す。

「賛成者起立」
○田口委員長 起立給員。よって、中
小企業退職金共済法の一部を改正する
法律案は、竹内黎一君外二名提出の修
正案のごとく修正議決すべきものと決
しました。

○田口委員長 この際、小宮山重四郎
君、河野正君及び吉川兼光君より、中
小企業退職金共済法の一部を改正する
法律案に対し、附帯決議を付すべしと
の動議が提出されておりますので、そ
の趣旨の説明を求めます。小宮山重四
郎君。

○小宮山委員 自由民主党、日本社会
党及び民主社会党、三派共同提案にか
かる中小企業退職金共済法の一部を改
正する法律案に対し、附帯決議を付す

るの動議を提出いたします。
案文を朗読いたします。

中小企業退職金共済法の一部を
改正する法律案に対する附帯決
議
一、政府は、国庫補助率の引き上げ
実現のため一層の努力を行なうべ
きである。
二、政府は、建設業退職金共済制度
の掛金日額の引き上げ実施のため
努力すべきである。
三、政府は、建設業退職金共済制度
の掛金納付月数十二カ月より退職
金支給の実現について努力すべき
である。

以上であります。

○田口委員長 本動議について採決
いたします。
本動議のごとく決するに賛成の諸君
の起立を求めます。

「賛成者起立」
○田口委員長 起立給員。よって、本
案については小宮山重四郎君外二名提
出の動議のごとく附帯決議を付するこ
とに決しました。

この際、大橋労働大臣より発言を求
められておりますので、これを許しま
す。大橋労働大臣。

○大橋国務大臣 ただいま議決せられ
ました附帯決議につきましては、政府
といたしましては、この三項目の趣旨
に従ひましてそれぞれ努力いたしま
す。(拍手)

○田口委員長 ただいま議決いたしま
した本案についての委員会報告書の作
成等につきましては、委員長に御一任
願いたいと存じますが、御異議ありま
せんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○田口委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○田口委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は明十五日午前十時より開会することとし、これにて散会いたします。

午後八時二十一分散会